

博士論文

「士紳層」およびその倫理観を再生産する科挙制度が社会発展に与える影響の再評価

——『名公書判清明集』における宋代官僚の活動を題材に——

A Reevaluation on Ke Ju Institution as an Ethics Infrastructure

Through an examination of the Jurists in
“Ming—gong Shu—pan Qing—ming Ji”

横浜国立大学大学院
国際社会科学研究所

横浜国立大学附属図書館



11577670

孫 学 君
Sun Xuejun

2004年

377.5
50

一 序論.....	4
1.1 問題の所在：腐敗問題に悩まされている国際社会.....	4
1.1.1 中国を蝕む腐敗問題.....	6
1.1.2 日本における腐敗問題.....	7
1.2 腐敗の定義及び原因に関する認識.....	8
1.2.1 制度上の問題.....	8
1.2.2 職員個人の問題.....	9
1.2.3 外部的要因.....	10
1.3 腐敗防止問題への対策.....	12
1.3.1 公務員倫理法.....	15
1.3.2 倫理研修.....	16
1.3.3 行政改革.....	17
1.4 現行対策の効果及び限界.....	17
1.4.1 公務員倫理法の評価.....	17
1.4.2 公務員倫理研修の問題点.....	19
1.4.3 行政改革—未完成の課題.....	20
1.4.4 現行対策の限界.....	21
1.5 新たな腐敗防止の制度枠組みへ.....	24
1.5.1 倫理問題の再検討.....	24
1.5.2 グッドガバナンスと腐敗防止.....	27
1.6 本論文の目的と研究対象.....	31
1.6.1 論文の目的.....	31
1.6.2 研究対象.....	32
1.7 本論文の方法論及び展望.....	33
1.7.1 方法論.....	33
1.7.2 展望.....	37
1.8 論文の全体構成.....	39
二 科挙制度と宋代社会.....	40
2.1 宋代の社会的変化.....	42
2.1.2 宋代の政治的環境.....	46



2.1.3	宋代の文化的環境	48
2.1.4	まとめ	49
2.2	科挙制度の形成	50
2.2.1.	科挙試験制度の確立	52
2.2.2	職官制度の変遷	58
2.2.3	宗族制度 <small>そうぞく</small> の変化	61
2.3	科挙制度と士紳層	63
2.3.1	科挙制度と士紳層倫理観の形成	63
2.3.2	科挙制度と士紳層権威の確立	67
2.3.3	科挙制度と士紳層の活動	72
三	士紳層の活動—『清明集』裁判官を例に	75
3.2	宋代の社会変動と法	78
3.2.1	宗教改革と法	78
3.2.2	政治改革と法	80
3.3	宋代の法学教育	82
3.4	裁判を取巻く環境	84
3.4.1	裁判機構	85
3.4.2	裁判の流れ	87
3.4.3	関係社会と裁判	89
3.5	裁判官及び判決文の実例	89
3.5.1	判決文から見る法律家の法的素質	90
3.5.2	官吏腐敗へのとりくみ	94
3.5.3	私有財産の保護	97
3.5.4	「無訟」への努力	102
3.5.5	公平原則	114
3.6	結論 宋代法律家の実像	116
3.6.1	裁判における法・情・理三者の均衡	116
3.6.2	宋代法律家の実像	120
四	結論	122
4.1	倫理観育成・維持と科挙制度の役割	123

4.1.1	倫理観の育成・維持における科挙制度の特徴.....	123
4.1.2	宋代の社会発展と士紳層の役割.....	124
4.2	儒教の近代化と郷村建設運動.....	125
4.2.1	科挙の廃止と伝統社会の崩壊.....	125
4.2.2	郷村建設運動.....	128
4.3	現代における科挙制度.....	130
4.3.1	司法改革における伝統と現代.....	131
4.3.2	公平原則の変遷.....	132
4.3.3	現代制度への示唆.....	134
4.4	「善良な政府」と科挙制度.....	135

一 序論

1.1 問題の所在：腐敗問題に悩まされている国際社会

2002年8月26日から9月4日まで、南アフリカのヨハネスブルグで国連が主催する「持続可能な開発に関する世界サミット」が開催された。これは各国首脳や代表、NGOのリーダー、ビジネス界ほか主な団体からの参加者が集まり、人類が抱える困難な課題に世界の関心を向け、解決を目指して世界的な行動を促すための会議であった。人口増加にともない、今日の世界では、食糧、水、住居、衛生、エネルギー、医療サービス、経済的安定に対する要求は増加の一途をたどっている。このサミットでは、世界中の人々の生活向上と自然資源の保全をはじめ、様々な重要課題について協議された。このヨハネスブルグ・サミット 2002 の声明書において、持続的発展を阻害する世界的広がりを持つ重大問題と集中的に戦おうとする誓約が確認された。その中で、腐敗 (corruption) 問題は、慢性的飢餓 (chronic hunger)、組織的犯罪 (organized crime)、自然災害 (natural disasters)、テロリズム (terrorism) など計 13 の重大問題の 1 つとして挙げられている¹。

かつて経済発展の必要悪とさえされていた腐敗問題はなぜこのように重視される様になってきたのであろうか。国連の最新の統計によると、世界全体の総生産額の 33 兆ドルに対し、腐敗取引の額は少なくとも約 1 兆ドルに上る。このような深刻な事態に対し、腐敗は法の支配をゆがめ、経済成長を促す制度的基盤を弱体化させ、発展を危くするとの理由から、腐敗問題は経済及び社会発展の最大の障害として認識されてきた²。特に腐敗問題にもっとも重大な被害を受けるのは、経済の衰退にもっとも打撃を受けやすく、公共サービスに依存性が高い貧困層である。従って、貧困の撲滅を妨げる腐敗問題の解決は、発展における最優先課題であるといえよう。現在発展途上国のみならず、先進国においても腐敗問題が重大な社会問題となっている。

国別の腐敗状況を量る手段のひとつとして、国際 NGO 団体 トランスペアレンシー・インターナショナル (Transparency International) による汚職認知指数 CPI (Corruption Perceptions Index) がある。CPI とは複合指標であり、2003 年版は 13 の独立機関が実業

¹ 国連正式文書『持続可能な発展に関するヨハネスブルグ宣言』19 条参照。国連文書に関しては国連オンライン <http://www.un.org/>、或は国連本部 <http://www.unic.or.jp/> サイトを参照されたい。

² 世界銀行における税制及び行政改革などを含む公共セクターの改革に関する活動を行う「公共セクターガバナンスグループ」(The Public Sector Governance Group) の認識である。<http://www1.worldbank.org/publicsector/anticorrupt/index.cfm>。

界、学者、リスク分析者、本国内及び海外移住した住民を対象に実施した 17 の投票及び調査に基づいて、計 133 の国における公務員及び政治家の腐敗程度を 10 (highly clean) から 0 (highly corrupt)までの数字で表すものとなっている³。

表 1 国別汚職認知指数 CPI 及び順位

順位		得点
1	Finland	9.7
2	Iceland	9.6
3	Denmark	9.5
4	New Zealand	9.5
5	Singapore	9.4
22	Japan	7.0
66	China	3.4
129	Myanmar	1.6
130	Paraguay	1.6
131	Haiti	1.5
132	Nigeria	1.4
133	Bangladesh	1.3

出所：Transparency International Corruption Perceptions Index 2003

それによると、調査の対象である 133 の国の中で、約七割の国が 5 以下の得点に評価されている。特に約半数の発展途上国の得点が 3 以下であった。最上位はフィンランド 9.7 点である。日本は 7.0 点で、中国は 3.4 点に付けられ、それぞれ 21 位、66 位にランキングされている。

³ 統計方法などに関する説明は <http://www.transparency.org/cpi/index.html#cpi>。この指標は広く国連人間開発報告書、世界銀行の腐敗防止活動に利用されている。

1.1.1 中国を蝕む腐敗問題

中国の場合も、改革開放以来従来の共産党高級幹部など特権層による公物の占用着服問題から、中央の一般官僚、そして地方官僚の多様な腐敗へと拡大してきた。特に司法過程における収賄、不正の激増は民衆の不信を招いている。一例を挙げると、2001年3月に開かれた第九期全国人民代表大会第4回会議の議案の採決では、朱首相報告、財政報告に対し、賛成票がそれぞれ97.7%、80.2%であるに比べ、腐敗に対する取り組みの報告に不満が多く、主管機関である最高人民法院報告には70.0%、最高人民検察院報告には67.2%の賛成票しか投じられなかった。特に最高人民検察院の報告に3分の1の反対・棄権票が出されたように、官僚の汚職・腐敗問題を検挙する活動への強い不満が示されていた。

腐敗に関する情報は、中国共産党及び政府のイメージを傷つける点から、特に高級官僚の腐敗は内部処理という形で行われてきた。報道の自由がいまでも制限されている中国国内において、腐敗に関する調査及び報告は稀にしか見当たらない。米国にパイプを持つある中国の民間経済研究所がまとめた1997年の内部統計によると、1980年から1994年までの中国の地下経済の規模はGDPの約10%にも達している⁴。現在、年々増加する官僚汚職腐敗事件は中国人である誰でも目にする耳に聞く状態になって来ている。2003年10月、中国最大の国営通信社——新華社は『国際先駆導報』の記事を掲載し、腐敗官僚計4000人が50億ドルの資金を持ち出し、海外へ逃亡していると報じた⁵。また腐敗防止制度の研究に力を入れてきた清華大学国情研究中心の胡鞍鋼主任は、1990年代後半から、毎年腐敗による経済的損失が9875億人民元から12570億人民元に達し、GDPの13.2%から16.8%程度を占めると指摘した⁶。

現在、インターネットの普及と共に、腐敗現象に関する報道及び議論が活発になっている。このような情勢のもとで、中国政府も積極的姿勢を示し、腐敗防止に本格的に力を入れ始めた。中国外交部副部長張業遂は2003年12月10日、メキシコのメリダで行なわれた国連閣僚級政治会議で、中国政府を代表し、「国連腐敗防止条約」に署名した⁷。中国で

⁴ 茅於軾「中国経済増長の幾点分析」『北京天則経済研究所内部論文稿』1997第4期。

⁵ http://news.xinhuanet.com/world/2003-10/14/content_1121561.htm

⁶ <http://news.21cn.com/domestic/guoshi/2003/12/29/1397253.shtml#>

⁷ 張業遂副部長は中国政府を代表して、各規制をいかに徹底して執行するかについて4つの提案を出した。(1) 条約に加盟した国々は主権の相互尊重と平等互惠を基に、誠意ある協力的な政治体制を望む。(2) 司法協力、引渡、取戻、腐敗資産返還などの面で有効な国際協力を行う。(3) 腐敗犯罪予防・追及と腐敗資産移転の摘発の面で積極的に経験・情報・データを交換し合う。(4) 発展途上国の腐敗取締り・予防などの面での建設を強化する。

は経済改革に遅れて、政治改革がようやく日程に上がってきている。伝統的制度は近代革命及び文化大革命によって一掃され、近代的制度の移植が始まってまもなく、政治、経済的制度、組織のあらゆる側面に不合理な部分が多く、中国は今一つのカオス状態にあると言って良い。たとえば中国の司法制度に関して、ごく最近まで、裁判官は行政任命であったことなどがその一端を示している。従って、現行制度における腐敗防止策の補足だけでは、政治制度の抜本的改革であろう。

1.1.2 日本における腐敗問題

ここ数年、日本における高級官僚の収賄、過剰接待などの深刻な不祥事が続発し、かつてないほどの厳しい社会批判を招いている。いうまでもなく、公務員の腐敗は、国民の政府に対する信頼感の喪失につながる重大な問題であり、さらに社会的正義の実現、社会の健全な発展に大きな障害となる。国連による人間開発指数の10位内にランクされているにもかかわらず、日本は汚職認知指数のランキングにおいて20位に下がっている。さらに、世銀が発表したガバナンス指標によると⁸、日本の腐敗に対するコントロール指数は、以下のように、2002年は2000年及び1998年の調査より悪化していることがわかる。

表 2 腐敗コントロール指数

Control of Corruption	2002	+1.20
	2000	+1.38
	1998	+1.32
	1996	+1.14

出所 (WBI : Governance) ⁹

とくに発展途上国と経済形態転換中の国々への技術・財政援助を重要視すべきと強調した。http://news.searchina.ne.jp/2003/1211/politics_1211_001.shtml 参照。その一方で、国の事情に合わないとの理由で、中国政府はトランスペアレンシー・インターナショナルの協力要請を拒否した。

http://news.xinhuanet.com/legal/2003-03/11/content_771142.htm。

⁸ Governance Matters III: Governance Indicators for 1996–2002

by D. Kaufmann A. Kraay, and M. Mastruzzi (2003)・World Bank Policy Research Working Paper 3106.

⁹ http://info.worldbank.org/governance/kkz2002/sc_chart.asp.このサイトから必要に応じて複数国間の比較、単一国の年次変遷など多様にデータを引き出すことができる。

1.2. 腐敗の定義及び原因に関する認識

腐敗を防止するために、腐敗現象に関する認識、その誘発の原因などを考察する基礎作業が不可欠である。

まず、腐敗の定義を見よう。腐敗 (corruption) は、語源的には、ラテン語の *corruptus* (to break) に由来し、その文学的意味は、「壊れたもの」 (broken object) である。そして、概念的腐敗とは、倫理、道徳、伝統、法及び公民道徳に反する行動様式の一つである。世銀及び Transparency International による古典的定義では、腐敗はある人がその公的職位を利用して個人の違法的利益を獲得することとみられている。

国連による Global Programme against Corruption (GPAC) は、腐敗を公私両分野における「私的利益のための権力の乱用」 (abuse of power for private gain) と定義する。国によって理解は異なるにもかかわらず、現代社会では、腐敗が異なる形で多様に現れている。例えば、着服 (embezzlement)、詐欺 (fraud)、賄賂 (bribery)、政治腐敗 (political corruption)、縁者びいき (nepotism)、秘密主義 (secretarisme)、財物強要 (extortion) などである。例えば日本において、贈収賄というもっとも直接的な行為でさえ、必ずしも金銭の授受を伴うとは限らない。会員制クラブの会員資格や子供のための奨学金の約束など、他の贈物や特典が取引をまとめるための「賄賂」として利用される。それぞれの形には個別な誘発要因があるが、基本的には、行政制度、公務員個人および職場以外の公務員を取り巻く環境の三つの側面に問題があるとされる。発展途上国の場合、発展の政治的基盤である民主主義制度の欠如が腐敗のもっとも根本的原因と言えよう。しかし、民主主義の制度を整備されている先進国においてもなぜ腐敗現象が発生するのか、以下は日本を中心に議論を進めることしたい。

1.2.1 制度上の問題

まず、公務員の人事管理制度について、人事院の見解を見てみよう。平成 10 年度の年度報告において、不祥事を誘発する原因と考えられる以下のような問題点が指摘されている。第 1 に、各省庁ごとの人事管理は、組織に対する過度の依存をもたらし、内部の特別な価値観が不祥事につながった面があると考えられる。第 2 に、採用試験別・採用年次別のグループ別人事管理は、人材確保、集中的な人材育成、安定した昇進選抜などの面で一定の役割を果たしてきているが、優秀と目された職員に、それ以外の者との関係で特権的、閉鎖的な意識を生むとともに、容易に外部の便宜供与を期待するもの (集団) の標的とされ

る。第3に、I種採用職員について特別な養成を行ったことが、エリート意識を生じさせている場合がある。

次に、日本の政治過程の特徴の一つとして、行政官の政治化が上げられる。日本の行政運営を欧米諸国と比較した場合、職業公務員が法律の制定や重要な政策決定などの過程で、本来政治の果たすべき役割を相当程度担ってきた。この行政官の政治化は、公務員に、自らが国を先導しているという誤ったおごり、特権的意識（統治者意識）を持たせ、接待を受けても恥じない感覚を生んだという一面があったことは否定できないと指摘されている¹⁰。

また、情報公開、行政手続の適正化、規制緩和の視点から、政策決定、補助金の交付など、広範な裁量権が行政官にあることも不祥事の背景にあると指摘される¹¹。

1.2.2 職員個人の問題

しかし、制度上の不祥事の誘因に遭遇した公務員のすべてが不祥事を引き起こすわけではない。従って、不祥事への「一線」を超えるか超えないかは、公務員個々人の自制心の強さ、弱さの問題であるとされる¹²。一般的に、採用後における公務員個人の私生活に乱れが生じ、金銭などの誘惑に抵抗できず、腐敗に陥るなどの結果となるとされる¹³。なお、公務員個人の素質に関して、倫理観の高い適切な人材を登用できたかという、入口の問題も重要であろう。

現状では、公務員選抜試験では、教養専門知識に優れた人材を採用すべく考慮するが、倫理観を問う手段を組み込むことは困難である。どのような素質を備えた人材が公務員に相応しいか、そして、どのようにそれを評価し、選抜採用できるかとは、古典的問題であるが時代におじて常に検討しなければならない問題でもある。人事院では、平成11年度から、知識・学力面の評価に加え人物的な側面をより重視する方向で採用試験を改善してきている。人物試験の評価方法や評価者の在り方について検討し、その評価結果を従来以

¹⁰ 『公務員白書』平成10年度版第1部人事行政の動き第2章国民の信頼の回復を目指して2 不祥事の背景と構図。

¹¹ 斎藤修『汚職防止の研究：国際反汚職大会報告を中心として』（神戸商科大学経済研究所、1996）10-13頁、第一章日本における汚職の構造参照。

¹² 『公務員白書』平成10年度版第1部人事行政の動き第2章 国民の信頼の回復を目指して3 不祥事への対策。

¹³ 斎藤修、前掲書12-13頁参照。

上に合格決定に反映させる方向で検討を行い、平成 13 年度から人物試験の評価結果を得点化して筆記試験の成績に加算する措置を、I 種試験、続いて II 種試験に導入してきている¹⁴。人物試験の詳細な評価方法は不明だが、内容は人柄などについての個別面接となっている。また公務員試験における知識偏重との批判を踏まえ、I 種試験を中心に、論文試験を主体とした、問題設定能力・多角的考察力等の能力検証を重視する採用試験の内容・方法に改める方向で、各方面の意見を聞きながら、幅広く検討を進めることとしている¹⁵。

1.2.3 外部的要因

公務員の倫理観は、社会経済的情勢にも大きく影響される。公務員試験申込者数の変動が社会的雇用情勢に大きく影響されるのは、その一例である。また社会的な治安の悪化、犯罪率の増加、雇用など景気状況の低迷などと連動しているかのように、公務員の懲戒処分数は、統計から見ると、平成 7 年から連続して上昇してきている¹⁶。特に業界競争関係の激化などは贈収賄事件の多発を促していると思われる¹⁷。もっとも、一市民でもある公務員の倫理観の低下は、社会的道徳水準の悪化と無縁ではない。発展途上国のみならず、先進国の民間企業経済活動における腐敗問題も無視できない。世界的な腐敗防止のための NGO であるトランスペアレンシー・インターナショナル (TI) の Peter Eigen 主席は、先進国の政治家及び行政官が、専ら発展途上国の腐敗問題に目を向けるが、自国の裏庭で行われている腐敗と、自国に本拠を置く多国籍企業の犯罪的贈賄の実行を無視していると指摘している¹⁸。

国際貿易における贈賄問題を表す指標としてトランスペアレンシー・インターナショナル (TI) による BPI (Bribe Payer Index) がある。BPI はギャラップ・インターナショナル (Gallup International) が 15 の新興市場経済 (アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、ハンガリー、インド、インドネシア、メキシコ、モロッコ、ナイジェリア、フィリピン、

¹⁴ 『公務員白書』平成 11 年度版、第一編第一部第一章 II 人材確保。本論文で用いた白書資料に関しては、白書データベースシステムによってオンラインにて提供されているものを参照している。

¹⁵ 『公務員白書』平成 14 年度版。第一編第一部第二章 I 人材の確保参照。

¹⁶ 『公務員白書』13 年度版。『犯罪白書』平成 13 年度版第一編犯罪の動向によると、平成 7 年以降 5 年連続で戦後の最高の件数を更新した。

¹⁷ 斎藤修前掲書 13 頁参照。

¹⁸ <http://www.transparency.org/surveys/index.html#bpi>。2002 年 5 月 14 日に発表された BPI 報告書参照。

ポーランド、ロシア、南アフリカ、韓国、タイ) において、2001年12月から2002年3月の間に実施した調査に基づいている。主に内外の企業の上級役員を対象としたが、そのほか公認会計士事務所、国際的な商業会議所、国内・海外の商業銀行、法律事務所の役員なども対象に含まれたあわせて835 人を対象にインタビューが行われた。この結果は、発展途上国における重大な腐敗と政府役員の汚職の問題に対する重要な洞察を有する立場にある専門的な業界指導者の見方を反映している。

表 3 贈賄指数 (BPI)

順位	国別	点数
1	オーストラリア	8.5
2	スウェーデン	8.4
3	スイス	8.4
4	オーストリア	8.2
5	カナダ	8.1
6	オランダ	7.8
7	ベルギー	7.8
8	イギリス	6.9
9	シンガポール	6.3
10	ドイツ	6.3
11	スペイン	5.8
12	フランス	5.5
13	アメリカ	5.3
14	日本	5.3
15	マレーシア	4.3
16	香港	4.3
17	イタリア	4.1
18	韓国	3.9
19	台湾	3.8
20	中国	3.5
21	ロシア	3.2

出所：TI BPI(Bribe Payer Index)

表3に示されているように、2002年のBPIでは、もっともクリーンなケースを10点とした場合、日本はアメリカと同じ5.3点で、13位に位置しているが、主要先進国の中ではもっとも低いランクに位置付けられている。日本企業が海外で外国公務員などに対して賄賂を使う傾向が強い、とTIは指摘している。経済協力開発機構(OECD)によるOECD贈賄防止条約では、外国政府公務員に対する企業による贈賄行為を犯罪としており、これに日本を含む主要先進国が2年前に批准をしている(後述1.3参照)。しかし点数が5.1で14位だった1999年のBPIから余り改善が見られず、条約の実効性が上がっていないことが示されたことになる¹⁹。

このように、日本における公的セクター及び私的セクターに広範に起きている腐敗問題は、腐敗を誘発する風土が広く存在していることを物語っている。従って、公務における腐敗は、単なる公務員の倫理観の低下にその誘因を帰することができず、社会的問題であるといわざるを得ない。

1.3 腐敗防止問題への対策

腐敗は、程度の差はあるものの、決してある国の特別事情、個別問題ではない。国連を初め、OECD、アジア開発銀行など、多様な国際的組織が公務における腐敗防止に関与している。また、国際的連携も活発になってきている。近年、特に公務員倫理の問題は世界的にも重大であり、この問題に対して世界各国が協力して取り組んでいくことが必要であることが確認され、そして、公務における倫理と腐敗問題への原因究明、防止対策など活発な研究、議論が行われてきた²⁰。もとより同じ東アジアの国同士としての日中間には、

¹⁹ 贈賄指数は Transparency International (TI) : www.transparency.org 参照。

²⁰ 国連は Global Programme Against Corruption (GPAC) を設置して、国際的提携を図っている。<http://www.unodc.org/unodc/en/corruption.html>。また、腐敗防止に関するリンク集 : Anti-Corruption Network for Transition Economies www.nobribes.org

Financial Action Task Force on Money www.oecd.org/fatf/

International Chamber of Commerce www.iccwbo.org/

International Criminal Police Organization (ICPO-Interpol) www.interpol.int

Transparency International (TI) www.transparency.org

USA: Department of State: Global Forum on Fighting Corruption

www.usinfo.state.gov/topical/econ/integrity/

World Bank: anti-corruption www.worldbank.org/publicsector/anticorrupt/

The Utstein Anti-Corruption Resource Center www.u4.no

平成11年2月、米国ワシントンDCにおいて米国ゴア副大統領主催「司法公安当局者腐敗防止会議」が開催され、世界90か国の政府関係者、世界銀行やOECD等の国際機関13

昔からの交流があり、中国伝来の古き制度、文化は、日本の伝統として現在も受け継がれている。日本に在住する中国人研究者季衛東は、日本の司法制度の近代化における法制官僚の権威の確立に対する科挙制度の影響及び役割を評価し、その経験を進行中の中国の司法改革に寄与できると指摘している²¹。中国で断絶した茶道の伝統が日本から逆輸入されると同じく、日本から制度の移植も潜在可能性は大きい。それに対して、日本は国連、OECDなど腐敗防止の国際的連携に積極的に参加し、代表的な対策を国内で整備してきている。日本を対象にすることは、国際的傾向をもみることできると考えるため、以下国際的取組みを概観し、日本を中心に腐敗対策を見ることにする。

1996年、世界銀行のジェームス・ウォルフエンソン総裁は、「腐敗という害悪」との闘いを世銀の最優先課題に据えた。1997年、経済協力開発機構（OECD）は、国際商取引における外国公務員への贈賄の防止に関する条約（Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions）を採択した。この法的拘束力を有する条約は、署名国に対し、賄賂の受け取りはもちろん、その申し出或は約束も国内法上の刑事犯罪として取り扱うこと、および、司法共助と犯罪者引渡しを促進することを義務づけている。このOECD条約は、原署名国34カ国のうち33カ国の署名を受け、1999年に発効した。原則上OECDの加盟国も非加盟国も条約に加入できるが、ほとんどの開発途上国は、国連のような普遍的構成を有する機関が制定した措置に従うことのほうを望んでいる。

高まる腐敗防止対策への要請に答えるべく、国連による腐敗防止条約の作成が進まれてきた。1996年、腐敗対策に対する幅広い国際的支援は、画期的な国連総会決議（A/RES/51/191 国連文書には数字と文字を組み合わせた記号が付けられています。異なる文書に同じ記号が付けられていることはなく、それぞれの記号は1つの文書の識別子となっている。例えばA/は総会、RESは決議、51/191は51回総会の文書191号を意味する。以下同）として結実した。この決議は、各国に対し、国際金融取引の過程での公務員に対する贈賄を違法とし、このような支払いについての課税控除を認めないよう求めている。総会は同じ会期中に、枠組みとなる「公務員行動規準（Code of Conduct for Public

機関及びNGO²⁴ 団体が一堂に会した。『公務員白書』11年版、64頁参照。また経済協力開発機構行政管理部は、公務部門における腐敗防止策への研究は常時発信している。

（OECD/PUMA）ホームページ：<http://www.oecd.org/puma/gvrnance/ethics/pubs/> 参照。

²¹ 季衛東「法律職業的的定位：日本改造権力結構的实践」『中国社会科学』1994年第2期。63-86頁。

Officials)」に対する支持を表明した。2000年12月の決議（55/61）において、総会は腐敗を防止する有効な国際的法的枠組みの必要性を認識し、腐敗防止条約起草に関する総会アドホック委員会を設置することを決めた。腐敗防止条約起草に関するアドホック委員会は、2002年1月21日から2月2日にかけて、ウィーンで初会合を開き、条約案の作成作業に着手した。2002年3月にメキシコのモンテレーで開催された開発金融国際会議の政府間準備会合では、この問題が再び浮上した。腐敗に関する包括的で法的拘束力のある国際協定に向けた前進につき、幅広い支持が表明された。そして、遂に2003年10月30日に、アドホック委員会によって起草された条約が総会（58/4）で可決された。遂に2003年12月9日から13日までにメキシコのメリダにおいて、95の国と地域が「国連腐敗防止条約」に署名した。

条約は、総則（第1章1-4条）、腐敗に対する予防的措置（第2章5-14条）と刑罰及び法的執行（第3章15-42条）、国際的協力（第4章43-50条）、財産の取り戻し（第5章51-59条）、技術援助及び情報交換（第6章60-62条）、執行メカニズム（第7章63-64）、附則（第8章65-71条）から構成されている。実質的腐敗対策として、第2章の事前予防と第3章の事後刑罰が規定されている。規定の詳細については省略するが、特に公務における腐敗防止策として、前者は監視機構の強化、行動規程の制定、社会の参与などを挙げている。そして後者は、腐敗行為を犯罪行為とする立法、腐敗の摘発、審判、執行機関などの整備を促している。

このように、政治は赤裸々な権力と利益の追求であることを前提とし、法はあくまで政治行動のルールを作るのであって、如何に倫理観の高い人を政治家に選出し、倫理的に行動させ、倫理的に政策を決定させるかを定めるものではないとの認識がある²²。人間の内面を規制できない以上、法やルールで外面的行動を規制することに頼らざるを得ないということが一般的通念となってきた。本節においては、前述した腐敗の要因に対し、日本の公務員白書を中心に現行する倫理観問題への対策をみてみたい²³。

²² 山室信一「政治社会における倫理」鶴見俊輔編『現代日本文化論9倫理と道德』（岩波書店、1997）所収参照。

²³ 日本の公務員白書における倫理問題の取り扱いを見ると、書面上平成4年まで、倫理問題に関する議論は「第一部人事行政この一年の動きと今後の課題」の下で、V.職員の研修に「公務員倫理の保持、高揚のための研修」の充実。公務員倫理研修（KET）「管理者用公務員倫理演習コース」など、僅かの文言に留めて触れられた。平成八年版まで、目次レベルでは倫理という言葉さえなかった。そして、平成9年版突如「第一部VI公務員倫理をめぐる問題への対応」が現れた。

1.3.1 公務員倫理法

OECD 報告書によると、23カ国の多数の国が第一義に公共サービスにおける「透明性の増大 (increasing transparency)」と「制裁及び規制の強化 (strengthening sanctions and controls)」を挙げている²⁴。法的実行、強い制裁を伴う調査と規制が腐敗防止のエッセンスであると認識され、倫理法のアプローチへの関心が高まっている。つまり、詳細な規定で行為規範を明確にした上、個人が誘惑に負けない強い心を持ち、腐敗行為と一線を劃し、その一方で法的制裁によって、腐敗行為のコストを高めていくことが、不祥事をなくす直接の対策とされている。

日本における公務員倫理への問題提起が、1979年の公費天国事件から、1995年に自治体の官官接待と公金の不正使用、金融危機に絡んだ大蔵官僚の過剰交遊などがマスコミに取り上げられ、大きな関心を引き起こした。そして1996年、厚生事務次官の汚職事件が公務員倫理法制定に大きなインパクトを与えた。しかし、当時の橋本首相は、公務員個人の倫理を法で規制すべきものではないと発言し、各省庁ごとの倫理規程で対応しようとしたが、その後も相次ぐ高級官僚の汚職事件の発生により、遂に倫理法で規制せざるを得ないことを認め、倫理法の制定へようやく動き出した。立法に向けて、与野党それぞれによる議員立法の形で法案が提出された²⁵。与野党が協議した最終案は、1999年8月衆参両院で可決され、国家公務員倫理法(平成11年法律第129号)が成立した。平成12年4月1日、国家公務員倫理法及び同法に基づく国家公務員倫理規程(平成12年政令第101号)が全面施行され、公務員白書において、倫理法を中心とした倫理保持システムが確認された。現在公務員倫理法に基づいて人事院に設置された国家公務員倫理審査会は、職務に係る倫理の保持に関する事務を所掌している。

国家公務員倫理審査会は、倫理規程に関する意見の申出、倫理の保持に関する事項に係る企画、倫理法違反に係る懲戒基準の作成及び変更、贈与、株取引及び所得等の報告書の審査、倫理法違反の疑いがある場合の調査、及び懲戒の手續の実施等に関する業務を行っている。

²⁴ OECD/PUMA, 1999, Public sector Corruption: An international survey of prevention measures.

²⁵ 石田栄仁郎 「国家公務員倫理法」『法学教室』 1999.11 No.230 2-3頁。

1.3.2 倫理研修

公務員倫理を徹底するためには、研修が有効な施策の一つと考えられている²⁶。職員個々の倫理観が不祥事防止の最終的な担保であり、その倫理観を涵養するため、倫理研修が行われている。その中で、国家公務員倫理審査会は、倫理法第 11 条第 4 号の規定により、職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的企画及び調整を行うほか、自ら実施することが適当と認められる研修については、これを計画し、実施することとされている。

その具体的狙いとは、定められた行為規範の周知徹底をはかり、公務員の立場や役割を再認識させることで、使命感や倫理意識を高揚することとされている。公務員倫理を保持し、公務に対する国民の信頼を確保するためには、職員一人一人が全体の奉仕者としての倫理原則を深く心にとどめ、職業生活の様々な場で自らの判断において行動を律することが極めて重要だということである。倫理審査会では、各職員の倫理意識の徹底を喫緊の課題として認識しており、そのために、各府省とともに、倫理研修等の充実を図ろうと努めている。

では実際には、現在どのような研修が行われているのであろうか。公務員白書には、各年度における各種研修の形式及び内容がまとめられている²⁷。人事院は、平成 9 年度から内容を一新した公務員倫理研修コースの実施に力を入れたほか、倫理観の高揚が図られるようなカリキュラムの充実を努めた。また、各省庁で行われる倫理研修の教材などで活用されるように、小冊子「公務員倫理読本」を作成した。その事例集の配布や、それを用いた講義を通じて、公務員倫理法及び倫理規定の徹底的理解が図られている。また研修員は、講話や講義を通じてその必要性を自覚するとともに、ボランティア体験により社会的弱者の視点に立つこと及び、地方自治体実地研究により行政サービスの対象となる人々の立場に立つことを学んだ。さらに平成 13 年度から、討議式研修「公務員倫理を考える」人事公務員倫理研修（JKET）の指導者研修が行われてきた。JKET とは、公務員倫理につい

²⁶ もっとも人事院と内閣総理大臣との役割は明確にされておらず、研修を行う主体に関する議論が残されている。ここでは、現時点人事院の活動を中心に考察する。

²⁷ 平成 12 年度の年次報告において、人事院が主催している研修の体系が整理されている。『公務員白書』12 年度版第一編第二部第二章第一節参照。また各省庁においても職員の職務に係る服務・倫理の保持及び公務に対する国民の信頼を確保し公務員倫理の涵養に資するため、国家公務員倫理規程や自府省の倫理規程、職務倫理の科目を組み入れ、更なる職員への周知を図っている。

て討議することにより、倫理観の涵養を図るための研修である。講師の話を一方向的に聞く研修ではなく、また、倫理法令の解説を主目的とする研修でもない。参加者一人一人が倫理とは何か、どう行動するべきかについて考える研修であると説明されている²⁸。具体的には、国民の目線で行政を行うことの大切さについて考える「国民の立場に立った行政」、倫理法令に対する理解度チェックを通じて公務員が行ってはいけないことは何か、また、国民の信頼を確保するため、積極的に何を行ったらよいのかを考える「公務員に求められる自己規律」などがあげられる。

1.3.3 行政改革

戦後の日本における行政改革の議論においては、公務員倫理の確立の課題が一つの重要な論点となってきた。公務員倫理の内容及びその実現への方策・道筋については、具体的議論は少ないものの、制度的改革の成果は最終的に公務員の意識と倫理観にかかっているとの認識が終始一貫して持たれていたと指摘されている²⁹。もちろん、行政改革のアプローチは、腐敗の制度的問題をも射程に収めているはずであるが、政治行政の関係に関する主な論点はいまだ発展途上にあり、抜本的改革が見られない³⁰。

1.4 現行対策の効果及び限界

現行制度は、前述（1.2）した腐敗の3つの原因に対して、主に職員個人を対象として、公務員倫理法、倫理研修及び行政改革という措置を講じてきた（1.3）。以下それぞれの対策の効果を考察してみよう。

1.4.1 公務員倫理法の評価

まず倫理的アプローチについて、公務員倫理法を持つ国は、世界的に見るとむしろ僅かであり、倫理に関する規則は、公務員に関する命令あるいは公務員法の中にすでに含まれてしまっている³¹。従って、倫理法という名称を付けるかどうかは、法レベルの問題で

²⁸ 『公務員白書』13年度版第一編第二部第二章第二節研修に関する研究開発参照。

²⁹ 西尾隆「公務員倫理と行政改革」『自治総研』No.237 1998。32-33頁参照。

³⁰ 後述 1.4.3 参照。

³¹ OECDによる倫理インフラは、有効な法的枠組みを求めているが、特別に公務員倫理法の制定に触れず、現行刑法及び公務員法による対応に言及している。現在、公務員倫理法なる名称の法律を持つ国は、日本の手本とされているアメリカの政府倫理法（Ethics of Government Act）、韓国の公職者倫理法しかないとされている。

はなく、専ら政治的問題であると指摘される³²。周知のように、日本の場合は戦後 GHQ による民主制改革の成果としての国家公務員法及び関係規定の「国家公務員の職階制に関する法律」(昭和 25 年施行、職階法)において、職階制が明記されたことにもかかわらず、実質的にはそれはまた採択されていない。国家公務員法が要請していたのは、アメリカ型の「職階制」(position classification system)を基礎にした資格任用制、つまり行政組織の所管業務を遂行するのに必要なすべての職務・職責についての分類体系を建て、職務>職種>職級=職級明細書を作成し、官職を職級に格付ける制度である。それは、官民間・政府間・各省間に類似の業務が存在することを前提にし、またそれら業務相互間の労働力の移動を容易にしようとする人事制度である。採用及び人事管理において、いまだ省庁別になっている日本の現状において、統一した公務員倫理規定と各省庁独自の倫理規則との調合が問題である。この点からも、公務員倫理法の手本であるとされたアメリカモデルの適応性を疑うことができる³³。

また、倫理法及び公務員倫理規定による厳しい規制は、公務員倫理観の矮小化を懸念させる。西尾隆は、公務員倫理法による公務員倫理の高揚を図るという風潮に対し、「法を逸脱せず、ただ飯ばかり食わず、公私を混同せず、与えられた職分を果たし、退職後の仕事を自分で探す、時に妖しいところで愚かな体験をしたくなれば自分の金と責任でやる(愚行権を行使してバレたときの赤恥のリスクは自分で負う)、という市民社会の常識がいま公務員に問われている、と言ってよい」と述べている³⁴。

しかし、公的地位にある公務員が、腐敗というリスクを背負わないような消極的勤務態度は、実は一般市民にとって、より不利益をもたらしているのである。公益への関心は、公務員にとってもっとも基本的な道徳的義務である。理想的公務員は、公共の福祉、最高

³² 国家公務員法第 96 条では、服務の基本基準が定められており、それに基づき第 97 条服務の宣誓、第 99 条信用失墜行為の禁止、第 101 条職務専念義務、第 103 条私企業からの隔離などが定められている。そして、刑法においても収賄・受託収賄・事前収賄などの規定がある。「国家公務員倫理法：比較法的考察」『ジュリスト』No.1166.1999、59 頁。

³³ 西尾隆がかつて日本の公務員倫理法方案について以下の点において評価した：

①、内容からすれば、モデルとされたアメリカの政府倫理法とほぼ同様な骨格からなるが、法律の規模としては、アメリカの倫理法が条文だけで 500 条を超え、無数の関連法規と補足的規則を持つことに比べ、かなり簡素なものである。

②、公務員集団がプロフェッショナリズムの原理で組織されているかどうか疑問がある。

③西欧の社会に置いて、例えば「フェアであれ」という倫理命題を文字通り受け入れることは、裁量の日常化している政治行政の世界ではほとんど不可能に近い困難・挑戦を意味する。内面化させることが重大な課題であろう。西尾隆 前掲(注 29) 40・41 頁参照。

³⁴ 西尾隆前掲(注 29) 37 頁参照。

善、行動の長期的結果などを考慮すべきであるとよく指摘される³⁵。しかし、公務員倫理規定は禁止規定のみとなっており、行為規範というよりは「不行為規範」といわざるを得ない。やるべからず行為だけではなく、やるべき行為、倫理的に正しい行為とは何かをも明らかに示す必要があるのではなからうか。

実際、倫理法・倫理規程が一般にどのように受け止められているかを把握するため、平成13年6月、人事院は、募集したモニター500人に対し、公務員倫理に関するアンケート調査を実施した。その結果、倫理規程によるこの行為規範の内容については、「妥当な内容である」が32.7%、「厳しい内容だが、公務員倫理確立のためにはやむを得ない」が35.7%となっており、国民からは概ね肯定的に受け止められているとみられている。その一方で、行為規範に対する「公務員が萎縮している」、「情報収集がやりづらくなった」という公務員側の一般的な意見について、54.7%の者が「妥当な意見である」又は「一部には妥当と思われる意見もある」としている³⁶。従って、公務員の実践的行為規範たる倫理規定には、倫理に反する行為の禁止だけではなく、倫理的行為への誘導も必要であると考えられる。

1.4.2 公務員倫理研修の問題点

前述したような、現在行われている倫理研修は、その内容と形式をみる限り、具体的政策課題から離れて、主に公務員としての基本的規律についての周知を図るものであるといわざるを得ない³⁷。行政の総合性確保などを意識するならば、人事院と内閣総理大臣との明確な役割分担が必要となる。つまり、人事院は、政府が行っている施策にはタッチできない独立機関である。そのため、人事院の行うべき研修は、公務員が中立性、公平性を保つための研修であり、実際の職務執行や一般的な問題の研修は任命権者あるいは内閣が行

³⁵ See O.Glenn Stahl, "Ethic foundations" *Handbook Of Bureaucracy* 1994, pp.297-298.

³⁶ 『公務員白書』平成14年版「第2編国家公務員倫理審査会の業務第1部 倫理制度に関するこの1年の主な動きと今後の課題 3 倫理制度に関する意見聴取(2)モニターに対するアンケート調査」参照。倫理法施行後も同法・倫理規程の直接の対象とはいえませんが、その周辺で公金の不正な取扱いなど、公務員の倫理感の欠如が厳しく問われる不祥事が幾つか起きたことを倫理審査会は深刻に受け止めている。公務員倫理を保持し、公務に対する国民の信頼を確保するためには、職員一人一人が全体の奉仕者としての倫理原則を深く心にとどめ、職業生活の様々な場で自らの判断において行動を律することが極めて重要である。倫理審査会は、各職員の倫理意識の徹底を喫緊の課題として認識しており、そのために、各府省とともに、倫理研修等の充実に努めたいと考えている。

³⁷ 実際前述したJKET研修について、財団法人公務研修協議会に委託していることも、政策的課題への議論が制限されているといわざるを得ない。

うべきであると指摘されている。また、西洋社会はキリスト教のバックボーンによって支えられていると言われる。西洋においては個々人の職業倫理が予め存在することを前提として、倫理は決して主観の支配する世界ではなく、存在の究極たる超越者（神）に由来する「実在」にほかならないとされる。そして、組織的倫理研修のような措置によって、個々人の倫理的良心を喚起するのである。これに対し、宗教精神が欠けていると言われる東洋においては、採用後における倫理研修の効果は疑わしいともみられている³⁸。

1.4.3 行政改革—未完成の課題

現実の行政改革が常に時の政治社会状況に依存し、抜本的改革ができず、局部的変更は統合性を欠いていると批判される。その中で、公務員への倫理的規制も、ただ消極的な、当たり前の遵法意識、普通の市民的感覚、平凡な社会常識を回復させるといった次元のものに過ぎず、謳われている「公務員精神」「民主的意識」「使命感」「職業倫理」「能力資質の向上」といった高い次元の、国民全体への奉仕者たるべき理想像からは、はるかに遠いと言わざるを得ない³⁹。

そのためには、重層的・多元的・同時進行的な行政改革諸課題を、政府というひとつの有機的なシステム全体の変革として見ることが要請される。そこで、西尾隆は、「まず、これほどの広範囲かつ大規模な改革には、国民・政治家・職員の間で骨太のビジョンが共有されることが不可欠であり、大前提である」と述べた。さらに、西尾隆は橋本行改の目玉とされた省庁再編を例に挙げ、経験や研究蓄積や議論の絶対量不足（情報の欠如）、他の諸改革との有機的関連の弱さ（システム性の欠如）、あるいは国民の中にアイデアの根を持たない（応答性の欠如）などの点からも、それはもともと優先順位の低い課題だったと言わざるを得ないと指摘した⁴⁰。そして、現実には、全体的なビジョンがないままに、局部的、局面的改革が進んできた。その結果官僚批判をはじめ、マスコミ批判、政党間の批判、分離された個々の主体が各々の「権利」を訴え、自己反省無しに、他者批判に励むような感情論に暴走する政治風潮が警戒されるべきだと指摘される⁴¹。

³⁸ 山室信一 前掲 77 頁参照。

³⁹ 公務員倫理と行政改革とを関連して議論するものとして、西尾隆、前掲（注 29） 37 頁参照。

⁴⁰ 西尾隆、前掲（注 29） 34 頁。

⁴¹ 西尾隆、「国会議員のモラル」『ジュリスト』No. 1177 2000 139 頁。「もしいまの政治家のモラルに重大な問題があるとするれば、それは国民が政治家に何か別種のを期待

ある国の経済の興隆・衰退と、その国の政治、社会の構造・文化との間には、切り離せない関係があると考えられる。この関係を踏まえてはじめて、エリートと大衆との関係、そしてエリートが担う価値の問題について議論することできる⁴²。同様に、公共サービスにおける倫理観及び倫理的行為の問題は、公務員が存在する社会及び文化と切り離しては、議論できない⁴³。もっとも、一般職の行政官のみならず、公務員には、政治家たる大臣、司法制度を支える裁判官、検察官なども含まれている。従って、腐敗問題は、人事院管轄下の行政官僚だけの問題ではなく、広く政治全体、社会全体の問題でもあると言える⁴⁴。また政治制度の内部においても、特定の局面だけを見るのにとどまらず、問題の原点に立ち戻り、諸制度全体の改革を含め、それらの体系的な検討も必要であると考えられる。

1.4.4 現行対策の限界

以上に見てきたように、現行対策は主に職員個人を対象とし、腐敗の制度的、外部的原因に対しての措置が欠けており、部分的改革にとどまっている。言い換えれば、制度改革のガイドラインとなる理論的枠組み、つまり、問題の原点に立ち戻り、諸制度全体の改革を含めた体系的検討が、いまだ形成されていない。このような制度的な腐敗対策は、必然的に多くの問題を孕んでおり、包括的な視点に立ち、地道な努力を重ねることが必要である。それを含めて、以下においては、具体的に幾つかの問題点を取り上げて、現行対策の限界を指摘しておきたい。

- a) 日本でも、公務員倫理観を含む倫理に関する理論的研究が、十分展開されてこなかった⁴⁵。公務員倫理法が成立する以前における議論は、しばしばアメリカの倫理法を引用するが、日本に即して倫理の内容を検討し、言葉で表現し、列挙する試みは、ほとんどされていなかった。もっとも、公益への関心は、公務

してきたか、あるいは国民自身のモラル水準を案外正しく反映してきたと考えるしかない。」

⁴² 佐伯啓思、『現代民主主義の病理』（日本放送協会、1997）、211頁。後述科挙との関連するため、本論文が取り扱う対象は社会的エリートたる高級官僚に設定する。

⁴³ See O. Glenn Stahl, 1994, p295. 商業倫理に関しても、会社犯罪、国産ロケットの打ち上げ失敗、JRのトンネル崩落、原子力発電施設の事故が続いたことで、日本の技術者の質、現場の作業員や監督者の倫理観の欠如も指摘されている。朝日新聞 2000年2月15日12版「みんなのQ&A」参照。

⁴⁴ 政治的共同体の議論について、山室信一前掲 91-96頁参照。

⁴⁵ 西尾隆前掲（注29）36頁参照。

員にとってもっとも基本的な道徳的義務である。理想的公務員は、公共の福祉、最高善、行動の長期的結果などを考慮し、政策的決定を行うべきである⁴⁶。そのためにも、社会に共通する発展の目標を定めなければならない。これは、公務員倫理規定における正しい倫理的行為への当為規定を整備する基礎作業となり得る。従って、倫理問題を正面から取り込み、政治的エリートと市民に共通する倫理的基盤の創出が、もっとも重要な政治的課題であると言えよう。現行制度では、公務の領域にとどまり、公務を取巻く外部的環境の整備が欠けている。

- b) 現行対策には、経済的手法への偏重がみられる。前述した倫理法及び倫理規定のアプローチの根底には、腐敗行為に対し、コストを高め、抑制する経済学的手法がとられている。アメリカにおける公務倫理水準の低さは、長い間アメリカ文化における営利動機の効用の誇張、称賛という環境に原因があると指摘されている。アメリカの経済的成功における個人の利得追求が過分に評価され、公務及び私的機関における倫理的問題への客観的視点は不利を蒙ってきた。公私機関における職務動機に関するほとんどの調査でも、働く理由のランク・リストの上位に（金銭）が挙げられている。しかし、それは必ずしも上級行政官を対象とはしていない。また、教育、非営利機関の工作者、献身的科学者をも含めて考えると、営利動機は有用な評価基準ではあるが、それを限定して、濫用されないように深く注意する必要がある⁴⁷。アメリカに限らず、日本でも、公務員、特に高級官僚の働く動機は、営利という要素に支配されていると見られている。公務員としての雇用の安定性、程々の収入が就職の決定的な動機とされてきた。しかし、国家公務員試験申込者数の推移から、I種公務員申込者は明らかに雇用情勢に影響されない傾向を見せている⁴⁸。それには、安易に「経済的合理性」のみでは片づけられない、「国士型官僚」といわれるように、個人

⁴⁶ Charles E. Lindblom & Edward J. Woodhouse *The Policy-making Process* 1993, pp.7-9. しかし、行政による政策の合理的分析と民主主義的政策決定との間に大きな対立が存在し、それは如何に調和することに、政策の命がかけている。最も望ましい状況とは、エリートが大多数の市民を代表し、彼らが共通する倫理的基盤、宗教等を持つ場合、政治システムが民主的でなくとも、市民がそのシステムを効率的、民主的且つ賢明であると思うであろう。しかし、現実には、このような政治システムが稀であると言わざるをえない。

⁴⁷ O.Glenn Stahl, op.cit (n35.), pp.295-296.

⁴⁸ 『公務員白書』14年版、附録図 1-1 国家公務員採用試験申込者数の推移参照。

利益の動機を超えた評価すべき側面があるのではないだろうか。また、依然として、東大法学部卒のベスト&ブライテストは、国家公務員 I 種試験を受験して中央官庁に就職し、毎日深夜まで働いている。家庭を全く顧みない官僚は昔に比べてはるかに減ったと言われるが、銀行や保険会社に就職した同窓生よりもはるかに低い給料で、身を粉にして働く官僚が数多くいるのも事実である⁴⁹。

- c) 現行対策は、監視、管理への偏り、人材の倫理観及び責任感、向上心の育成に不足している。国連腐敗防止条約では、腐敗に対する予防的措置（第 2 章 5-14 条）と刑罰及び法的執行（第 3 章 15-42 条）における規定は、殆ど、監視、管理が主な内容となっている。また OECD においても、構成員国に対して、倫理のインフラストラクチャーの構築を勧告している。インフラストラクチャーを支える 3 つの基礎的要素とは、コントロール（統制）、ガイダンス（指導）、及びマネジメント（管理）である。歴史的、政治的、文化的理由によって、そのうちのどれに重点を置くかは国によって異なることを認めながらも、これらは極めて重要な概念として、OECD 諸国における公共部門の管理（public management）に反映されている。日本の対策は、これらの影響を受けながら、倫理法及び倫理規程による監視、倫理研修などによる管理を図っている。倫理観の高い公務員人材を確保するため、人材を育成することは、確かに非常に大切であろう。しかし、前述したように、主に採用後に行われる研修は、基本的規律についての周知を図るものにとどまっている。
- d) 現行対策では、自律的規制が軽視されている。日本における倫理法の制定過程にも見られるように、現存する各省庁の倫理規定などの実効性は疑問視されている⁵⁰。しかし、人間がもっとも責任感が強いときとは、信頼されていると感じるときである、といわれるように、公務員自らの自己規制、自己浄化の手法には、また改善する余地があるのではなかろうか。

⁴⁹ 世間の風が著しく官僚に厳しく見る中、このような議論は圧倒的に少ない。『別冊宝島 180：官僚のボヤキ』（宝島社、1993）参照。

⁵⁰ 1996 年において、政府は世論の公務員倫理法の制定を求める声に対し、12 月 19 日の事務次官会議で、「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取り組みについて」がまとめられた。これをうけて、各省庁が訓令として公務員倫理規定を定めた。その後、1998 年 1 月に大蔵省の過剰接待事件が発覚されたことなどを根拠に、それら公務員倫理規定の実効性が疑われた。わずか 1 年で判断するのは、政策の効果を評価する手法に問題はなかったのであろうか。

1.5 新たな腐敗防止の制度枠組みへ

腐敗行為とは、社会的倫理に反する行為である（1.2 腐敗の定義）。従って、常に社会の倫理的行動規範に則って行動することは、腐敗行動を無くすことに繋がる。前述した禁止規定を示すことと共に、倫理的行動規範を明らかにし、さらにそれを人々の身に付けさせ、社会に定着させることは、腐敗行為を防止することができる。しかし、腐敗対策の限界にも見られるように（1.4.4）、「従来の社会的決定理論は、人間に対する不信の念のうえにきずかれてきた」。その「人間を狼だと仮定して考案されるしくみは、どんなに立派にみえ、頑強なオリをつくったと思っても、どこかに穴があり、別の狼の侵入をふせぎ得ない。ひとつのパラドックスをみつければ修正し、その修正が次のパラドックスを生む……そのパラドックスを修正しようとする、次のパラドックスが発生する……こんなことをくりかえしているうちに年月がたち、いつの間にか、人間が本当に狼になってしまった」。この近代以来の制度設計を支える社会的決定理論の欠陥を証明し、「倫理的人間による、倫理的人間のための、倫理的社会の構築へ」の道を提唱した佐伯胖の鋭い指摘に共感を覚える⁵¹。

1.5.1 倫理問題の再検討

倫理問題に関連する言葉として、「倫理」「倫理観」「倫理学」などがある。倫理観は、人々の倫理に対する態度、理解であり、倫理学は、倫理を研究する学問として、倫理と区別できる。ここでは、倫理学に深く立ち入ることができないが、倫理の概念および内実、倫理の構造および倫理と政治、社会との関係とは何か、倫理がいかに関与し、倫理観となるかを検討することにしたい。

現在、日本における主な倫理学文献によると、倫理学は西洋哲学にその起源をもつとされている⁵²。深く立ち入ることをしないが、倫理という言葉自体は、「エシックス (ethics) (ドイツ語の ethik)」の翻訳語とされている。かつて西周もその翻訳をいろいろ工夫した。その最初の試みは「^{エチックス}役知古」という音訳だった。その後は、人倫の教を意味する「礼儀の学」、「名教学」、また人の守るべき常道を研究する学問という「^{イリク}彝倫学」と訳していた。そして最終的に、明治初期における学校の学科、講座の設置において、「倫理学」と定められた。今日、倫理の概念は、ethics の移植・消化・紹介を通じて、どのような内実をもって

⁵¹ 佐伯胖『「決め方」の論理——社会的決定理論への招待——』（東京大学出版会、1980）307-310 頁参照。

⁵² たとえば、尾田幸雄『倫理学』（学陽書房、1973）、加藤尚武『現代倫理学入門』（講談社、1997）、高間直木『哲学用語の基礎知識』（青春出版社、1961）、桑木務『倫理学初歩』（東京創元社、1953）参照。

いるだろうか。東洋にはそれに該当する概念が存在しないのだろうか。漢語には固有な言葉として「人倫」、「倫常」、「倫紀」などがあるが、何故新たな造語で表現するようになったのか。西洋、東洋それぞれ概念としての言葉の意味を探ってみるのは有益であろう。

まず、西洋では、「moral (英)」、「Moral(独)」、「morale(仏)」という言葉がある。それらは共通して、慣習や習俗を意味するラテン語のモス (mos) に由来するものである。つまり語源から見ると、「ethics」とほぼ同じく、共同体における生活の秩序である「風俗、習慣」を意味するものであるとされる。Friedmannによると、現代のほとんどの論者は、「ethical」と「moral」とを相互に置き換えられるように使用している⁵³。なお、「道徳やモラルには倫理やエシックスの方にはない実践とか行為と言う意味が含まれていると言うことだ」と言う風に区別されることもある⁵⁴。アリストテレスは、卓越性(徳)を「知性的卓越性」・「知性の徳」と「倫理的卓越性」・「倫理的徳」と区別して、知性的徳は教示によって発生また成長するのに対し、倫理的徳は行為を習慣化することによって生ずると論じた⁵⁵。

東洋的、とりわけ漢語における「人倫」の概念についても多様な解釈が存在する。「倫」には、論理の「論」と共通する「侖」というつくりをもっている。諸橋徹次博士の『大漢和辞典』によれば、紙がまだない昔の中国人は、竹を細長く削って作った竹簡を編んで巻物とし、これに文字を書き付けたり刻み込んだりして用いた。従って、「侖」とは一冊の竹簡を集めた「△十冊」という意味の会意字である。また、中国の潘光旦教授はかつて、「倫とは、水の波紋を相次ぐさざなみ並みの様子である」と形象を描いて説明した。「侖」を有する文字が共通に条理、類別、秩序という意味を表すと指摘した。要するに、論とは、筋道の通った言論のことで、倫とは人間関係の秩序を表す言葉であるという。東洋哲学を代表する儒家がもっとも考究しているのはまさに人倫である。「倫」とは何か？費孝通は、自己から推し広めて、そして自己と社会的関係を発生する人々の間における、一輪一輪の波紋的關係秩序であると解釈する⁵⁶。そして、儒教的倫理は正にこのような「さざなみ」の

⁵³ 尾崎幸雄、前掲書、二十五頁；W. Friedmann, *Legal Theory* Steven & Sons, 1967, p25.

⁵⁴ 高間直道、前掲書、78、79頁参照。

⁵⁵ アリストテレス(高田三郎訳)『ニコマコス倫理学』(岩波書店、1971) 55頁第二巻第一章。なお、アレテー(徳)が次第に専ら「倫理のアレテー」を意味するよう限定的に使用された。徳と言え、通念ではほぼ「倫理のアレテー」のみ意味するようになった。同書 252頁訳注十九参照。

⁵⁶ 費孝通 『郷土中国』(三聯書店、1985)。

ようなモデルに基づいて言説を展開している。それによると、理想的な人間像たる君子は、まず、自己を道徳的に完成し（修身）、身近の親孝行と兄弟間の悌の徳を第一として家をととのえ（齊家）、次第に遠き、高きに及ぼし、広く道徳的にすぐれた国家を建設し（治国）、天下を平和にする（平天下）を実現していくのである。

アリストテレスも言っている。「自足という点からもまた、同じことが帰結すると見られる。則ち、究極な「善」は自足的であると考えられる。もつとも、自足的と言っても自分だけにとって充分であるという意味ではなく、つまり、ただ単独の生活者としての自分にとって充分であるという意味ではないのであって、親や子や妻や、広く親しき人々とか、さらに、国の全市民をも考慮に入れた上で充分であることを意味する。人間は本性上、市民社会的なものに出来ているからである。…」⁵⁷。ここにも、個人から、親子、共同体へ拡張する儒教倫理と似たような関係秩序が確認できる。

最後の儒者といわれる梁漱溟（1893－1988）によれば、倫理関係とは一種の義務関係である。その中で、人はまるで自分のために存在するのではなく、他人のための存在に見える」と表現した。中国社会では、伝統的に、儒教的「人倫」によって、家族内の関係から、社会的関係まで、個々人の義務について詳細に規定されている。梁漱溟は、人倫という社会的連帯において、中国社会の構成は団体主義でもなければ、個人主義でもない、「関係本位」の社会であると指摘した⁵⁸。

以上の検討を通じて、東洋、西洋における倫理概念にはかなり共通する点が多い。つまり、倫理とは、共同体において、人をまとめて秩序づける道理、関係的規範である。倫理学はその人間関係の根底における秩序・道理を明らかにする学問である。さらに倫理の体系には、共同体が共通する目的究極的善、その目的を達成するための各種組織制度の役割、人と人との間柄の正しい筋道、そして個々人が自己に接する方法の説明が内包されている。つまり、共同体の各レベルを規定する構造的原理を具えなければならない⁵⁹。倫理的統合が要請される一つの共同体において、まず国家は社会的善を求める主体として、国家内の組織間及び組織と職員との関係を設定する政治倫理を用意しなければならない。また国家と社会、すなわち国家の役割の再設定も当然求められる。そして、個人と社会及び個人間

⁵⁷ アリストテレス（高田三郎訳）、全掲書 31頁。

⁵⁸ さらに、「西洋では子女は親に対し、私の教育費を負担すべき、それは私の権利であると主張する。しかし、中国では、父母から、私達は教育させる義務があるというのは普通であると、その違いを述べた。梁漱溟『中国文化要義』（学林出版、1949）83頁。

⁵⁹ 尾田幸雄 前掲書 24-26頁。

の関係を規定する個人的倫理の確認も必要不可欠である。

1.5.2 グッドガバナンスと腐敗防止

社会制度を活かすものは疑いもなく人である。公務員が国民全体の奉仕者としてそれぞれの職責に応じて国民から期待される役割を果たす高い倫理観を保証するには、現行する公務員制度、倫理行動基準、資産公開、公務員倫理法など多様な人事管理制度（sound governance）による監視、管理が重要であることはいうまでもない。しかし、腐敗問題をより有効的に防止するには、前述した（1.4.4）現行制度の限界を克服しなければならない。そのため、まず共通する社会的倫理規範の議論を踏まえた包括的な制度的枠組みへの試みが必要となる。そのもとでは、市民社会の育成を含む各々の政治主体が自律しながら、互いに均衡をたもつ統一的な関係が図られる。そして、政策評価の基準は、経済的手法に偏らず、究極的に社会的目標——最高善に求めなければならない。

全ての国及び国際レベルにおけるグッドガバナンス（良い統治）は、持続的発展にとってもっとも重要である⁶⁰。「つまり、制度や規則や政治的なプロセスが、経済の成長や、子供の登校や、人間開発の前進または後退に大いにかかわっている。これらのことを、世界中多くの人々が認識するようになった。同様に、人間開発を進めることは、単に社会的、経済的および技術的課題ではなく、制度的、政治的な課題でもある」⁶¹。このようなグッドガバナンスを重視するコンセンサスの出現は、同時に、腐敗の蔓延、非効率的な公共サービスのような問題は、ガバナンスの失敗によるものだという認識ももたらした。前述したように、現行の腐敗防止対策には、公務における透明性、説明責任、法の支配の確立を目標としている。これらの目標は、グッドガバナンスの目指す人間開発のための民主的統治とほとんどオーバーラップしている。従って、腐敗を予防し、除去する課題はグッドガバナンスの実現する課題に包容することができる。

近頃「善良な政府（good government）」の政治的中心としての「良い官僚制」に関する視点⁶²、新たな政府のあり方を探求する行政改革の視点において⁶³、公益・民意を代表して、

⁶⁰ グッドガバナンス（良い統治）は、貧困を撲滅し、開発を促進するうえで、おそらく最も重要な要素であろう。国連事務総長 コフィ・アナン語。UNDP 人間開発報告書 2002

⁶¹ UNDP 人間開発報告書 2002.58 頁。

⁶² 松尾弘「善良な政府と法の支配」1999、121-122 頁、善良な政府の一要素としての「良い官僚制」の議論を参照。

⁶³ 西尾隆、1998、32 頁以下。応答型政府の議論を参照。

社会・経済的変化に対し敏感に反応し、状況的判断を行う、社会発展に貢献できる高い倫理観を持つ公務員像が描かれ、包括的政治制度の枠組みが目指されている。特に法と開発研究 (Law and Development Study: LDS ないし the New Law and Development: NLD)⁶⁴のフロンティアのひとつとしての「善良な政府」論は、発展の目的の再検討を含め、政治的自由と経済的自由との関係、法の道具主義的理解と法の支配の原理との調整など、規範的レベルにおける議論の契機をもたらした⁶⁵。その中で、人的基盤たる「良い官僚制」は、「善良な政府」の構成要素間の対立と緊張関係を背負いつつ、制度改革や法の執行など通じて、政府と現実の生活者を媒介する重要な役割が期待されている。さらに、各要素の間の適切なバランスを確保し、安定的に維持すること、及び状況の変化に柔軟に対応しうる能力を備える統一像の構築は、「善良な政府」に課された究極的な課題である⁶⁶。そのためにも、個人と社会及び個人間の関係を規定する個人的倫理、国家と市民社会の関係に関する社会認識のモデル、それを踏まえた社会制度改革の構成的理論を含む、首尾一貫した理論的枠組みが必要とされている⁶⁷。国連人間開発報告書においても、包括的なガバナンスを求めている。それによると、民主的ガバナンスは、「包括的で公平な規則、制度および慣行に基づいた、社会的相互作用がある」ことを意味する⁶⁸。このような包括的な制度改革と発展に関する議論においてこそ、腐敗問題が根本的に解決されると思われる。

では、「良い政府」とは何か。「良い政府」には、強い政府、効率的政府、正義に適った政府及び良心的な政府という相互に必然的に関連する諸側面があると考えられる⁶⁹。すなわち、「良い政府」とは、経済成長を促すべく、市場システムを構築・維持するために、①財産権を定義して保護し、契約を確実に執行し、②計画的な規制緩和や民営化によって取

⁶⁴ LDS の盛衰過程に関しては、J. H. Merryman 1977 “Comparative Law and Social Change: On the Origins, Style, Decline & Revival of Law and Development Movement”, 25 *American Journal of Comparative Law*, 457-481. 最近の「新しい法と開発」(the New Law and Development :NLD) に関して、D.M. Trubek 1996 “Law and Development: Then and Now,” in: the American Society of International Law, proceeding of the 90th Annual Meeting: Are the International institutions Doing their Job? pp .223-226. 日本語のものは、松尾弘「善良な政府と法の支配 (1)」『横浜国際経済法学』1999 7 巻 2 号 93-94 頁及び注 1) を参照されたい。

⁶⁵ 松尾弘「法整備支援——法学と開発経済学の対話」国際開発学会第三回特別研究集会 2002 年 6 月 29 日 2 頁参照。

⁶⁶ 松尾弘「善良な政府と法の支配 (2)」『横浜国際経済法学』1999 8 巻 1 号。

⁶⁷ 松尾弘 2002 前掲注 65、4-5 頁。

⁶⁸ UNDP 人間開発報告書 2002.58 頁。Box2.1.

⁶⁹ 松尾弘 1999 ; 2002 参照。

引を徐々に自由化するプログラムを着実に策定・実行し、③競争ルールを創設・定着させるとともに、④農地改革、税制改革などを通じて、市場システムの一環としての再配分システムを整備し、さらに、⑤グローバル化の衝撃から国内企業や国民を当面は保護しつつ、徐々にグローバル・スタンダードに適應させるよう強力に誘導しうる《強い政府》である。その中心主体は行政部であり、それは必要な意思決定と事務処理を迅速・公平・確実に行い、利用者に好意的な「良い官僚制」(good bureaucracy)を備えた《強く、効率的な政府》であることが要請される。

しかし、「良い政府」は、強い政府が必然的に孕む、権力行使の濫用と逸脱の危険に備えるために、①行政部内の自律的正義(透明性、衡平性、廉潔性、説明責任)の確保、②法治主義に基づく立法部によるコントロール、および③法の支配(司法部の独立、明確で公平な基準に基づく公正で公開された裁判、司法審査権、司法部へのアクセスを含む)に基づく司法部によるコントロールを備えた、《正義に適った政府》であることが要請される。

さらに、そうした政府内部のコントロールの限界を克服するために、「良い政府」は、政府の権力行使を外部からコントロールしうる主体としての固有の意味の市民社会(非国家的かつ非営利的な自発的組織)を養成し、その機能を強化するために、自ら積極的に民主化を進める《良心的な政府》であることも、必然的に要請される。

そして、これらの「良い政府」の諸側面が調和した理想的政治状態をグッドガバナンス「良い統治」と呼ぶことができよう。しかしながら、これらの諸側面は自ずから進化論に調和するものではないと指摘されている⁷⁰。まず、(a)強い政府と良心的な政府との両立可能性、つまり、経済的自由(市場化)と政治的自由(民主化)の同時達成が可能かという問題がある。つぎに、(b)効率的な政府と正義に適った政府との両立可能性、つまり、効率的な開発の手段としての法の道具主義的理解が、法の支配の原理と調整可能かという問題がある。課題(a)からは、社会の歴史、エスニシティなどの特殊状況を取り込み、政治的自由と経済的自由との関係を現実に即して分析する必要性が、また、課題(b)からは、法の支配の形式主義的理解に基づく法の道具的機能の活性化と、悪法による支配を回避するための体系的規範理論の深化が要請される。つまり、良い政府の構築は、いまだ発展途中の課題であり、それぞれの社会的実態に即した実証的研究が必要であろう。前述したように、倫理学とは、人間関係の根底における秩序・道理を明らかにする理論体系の学問であり、

⁷⁰ 松尾弘 2002、2頁参照。

その体系には、共同体が共通する目的究極的善、その目的を達成するための各種組織制度の役割、人と人との間柄の正しい筋道、そして個々人が自己に接する方法の説明が内包されている。この意味では、良い政府とは「倫理的政府」であり、グッドガバナンスとは「倫理的統治」であると言い換えることができる。

現在、法整備支援活動にける「伝統と法」の課題が注目されている⁷¹。これは、ベトナムへの法整備支援を主な目的とするアジア法整備支援プロジェクトにおいて、中国において成立し、その後韓国ベトナムへと伝播し、さらに日本へも五人組制度というかたちで影響を与えてきた「郷約」（詳細は後述 2.3.3b）について、議論が進められている。それによると、近時、ベトナムにおいては「郷約」が復活し、「法治国家」建設との関連から興味深い動向が生じている。また、中国においても「本土資源の活用」が強調され、さらに韓国においては「郷約共同体」の原理の現代的再生が語られている。前述したように、個々の公務員の倫理観の形成は採用以前の段階においてすでに完成しており、有効な腐敗防止制度には、早期における倫理的教育および採用時において高い倫理観を持つ人材を選抜するメカニズムをも組み込まなければならない。倫理観の涵養は、第一義的には公務員個人の問題である。公務員の倫理観は、職務遂行過程において変化するが、公務員になる以前の長年に渡る個々人の家庭及び社会的教育背景によって決定される。従って、単に採用後に行う倫理研修だけではなく、それ以前に如何に高い倫理観を養成するか、如何に公正で廉潔な高い見識を持った人材を登用するかを検討し、いわゆる「人的基盤」を促成する新たな人材養成制度、選抜試験制度の構築を考案しなければならない⁷²。このように、従来の人事管理における閉鎖性を打破して、広く社会的接点を持ち開かれた組織・人事管理の実現を図る課題が提出された⁷³。「郷約」はまさに中国及び東アジアの伝統社会における、社会的倫理観を育成する制度であり、その可能性が期待できよう。このような対象国の慣習をも重視する包括的な問題意識は、「良い政府、良い統治」(good government、 good

⁷¹ <http://tla.nomolog.nagoya-u.ac.jp/seika/houkoku/>。当該プロジェクトのサイトを参照。

⁷² 司法改革における人的基盤の構築する議論と公務に奉仕する優秀な人材を求める点において本文の関心と共通する。司法制度改革審議会中間報告（平成 12 年 11 月 20 日）、ジュリスト（No.1191）参照。また、公務員制度改革の基本方向に関する答申（平成 11 年 3 月 16 日公務員制度調査会）において、人物面を重視した評価をさらに進める採用試験改革を議論された。ジュリスト（No.1158）52 頁。

⁷³ 公務員白書、平成 11 年版、59 頁。本来官僚制の政府と社会生活者とを媒介する役割を考えると当然のことかもしれないが、近年経済的自由化、規制緩和などへの誤解から官僚制の社会的介入が著しく排斥された側面もある。

governance)の解明と実践をも視野に入れているこのプロジェクトの方法論によるところが大きいといえよう⁷⁴。

要するに、包括的なグッドガバナンスの議論において、まず社会の目的を含む体系的規範理論の検討が要請される。そして、高い倫理観を持つ人的基盤の育成を通して、監視・管理を中心とする現行対策を補完し、倫理的行動を促進する。倫理的人的基盤が、市民社会を支え、さらに社会共通な倫理規範に則って行動する公務員を送り出し、強く・効率的かつ「良心的」な官僚制を実現できる。従って、伝統的制度、慣習をも視野に入れ、包括的な制度的枠組みであるグッドガバナンス——「良い政府」を構築することは、「倫理的人間による、倫理的人間のための、倫理的社会の構築」の道であり、腐敗を防止する新たな枠組みとして、より効果的に腐敗行為を根絶することが期待できよう。

1.6 本論文の目的と研究対象

1.6.1 論文の目的

前述したように、腐敗問題は、現在社会発展の最大の障害となっている。従って、発展のための制度的枠組みには、腐敗を防止する有効なメカニズムを組み込まなければならない。しかし、現行対策には、抗生物質による攻撃療法（西洋医学）のように、腐敗行為にコストをかけるような専ら経済的アプローチによる制度設計が主流となっている（1.4）。しかし、本来は、高い倫理観を持つ人材を育成し、選抜する免疫力を高める温補療法（漢方）も不可欠である（1.5）。本論文の目的とは、このような腐敗を防止する機能を備え、発展を促す包括的な制度的枠組みを考案することである。

現在アジア諸国は、発展における腐敗問題に直面している。国際的連携をとりながら、現行の監視、管理のようなアプローチとともに、伝統的な制度にも目を向け、人材の育成選抜に優れた科挙制度の再検討も有益であろう。現在、中国では、法の制定および、訴訟手続、法曹資格などの法制度の整備を始め、公務員制度、選挙制度など制度面の改革が進められている。その中、西洋の近代的法制度の継受と共に、中国固有の社会的制度にも目を向けられている。特に建国以来「封建の遺制」として排除されてきた伝統的な制度への見直しが注目される⁷⁵。科挙制度は、時間的には1千年以上中国伝統社会の基本制度として

⁷⁴ 松尾弘「開発と『良い政府』：開発法学への『良い政府』『良い統治』論の寄与」2001 5頁。法と開発の原点にある問題意識を再考する契機をもたらした。

⁷⁵ 代表的な論説として、蘇力『法治及其本土資源』（中国政法大学出版社、1996）およ

維持されていた。また、地理的範囲として、古代中国をはじめ、東アジアの近隣諸国の政治、文化に大きな影響を与えた制度である。それゆえ、近代革命の指導者孫文は、従来の立法・行政・司法の三権分立だけでは不十分だとして、「五権憲法」を構築すべきだと主張している。科挙制度は伝統中国の政治社会を形作ったもつとも根本的な制度と認識され、五権の1つ、「考試権」として継承されている⁷⁶。また、現代の政治改革において、科挙制度への言及もしばしば見られる⁷⁷。とりわけ、腐敗防止策の検討において、科挙制度を参考すべきだとの議論は興味深い⁷⁸。

本論文は高度な儒教的倫理観をもつ士紳層を社会に送り出し、国政及び社会生活の各方面に影響を与えた科挙制度が、宋代以降の社会的発展とどのような関連性をもつかを検証する。その上で、腐敗防止対策にどのような啓示を提供できるかを検討し、社会発展との関連から、グッドガバナンスの探求および実践に貢献したい。

1.6.2 研究対象

宋代(960-1279)の科挙制度を考察の対象とする本論文は、まず、宋代の科挙制度を研究対象にすることの限界を認めなければならない。たしかに、現代の政治、社会制度、腐敗行為の様相は宋代社会のそれと根本的に異なっており、単純な比較が困難である。しかし、倫理は古典時代以来の古いテーマである。倫理が人間の内面に深く関わっている限り、それを超歴史的、超空間的問題と捉えることは誤りではない。科挙制度によって樹立されたのは、ほかではなく儒教的倫理観であった。近年、特に東アジアの経済発展における儒教的倫理観の役割が再評価されてきており⁷⁹、それを生み出した制度自体も見直す必要が

び梁治平『清代慣習法：社会と国家』（中国政法大学出版社、1996）がある。

⁷⁶ 孫文の五権憲法論について、宮沢俊義・田中二郎『立憲主義と三民主義・五権憲法の原理』、一九三七年、一〇六頁以下。また、小林直樹『憲法政策論』、日本評論社、一九九一年、二五〇～二五四頁など参照。

⁷⁷ 季衛東「法律職業的的定位：日本改造権力結構的实践」『中国社会科学』1994年第2期。63-86頁。賀衛方「中国司法伝統及其近代化」蘇力=賀衛方編『二十世紀的中国：學術与社会 法学卷』（山東人民出版社、2001）所収172-213頁。

⁷⁸ 中国では、科挙制度は処罰制度、監察制度、考査制度と合わせて、汚職を防止する中国古代の四大制度の1つとみられている。徐理明「古代中国における反汚職の経験及び現在の国際社会への教訓」斎藤修、前掲書80-88頁。

⁷⁹ この方面の文献は豊富である。例えば、レジ・リトル、ウォーレン・リード著/池田俊一訳『儒教ルネッサンス：アジア経済発展の源泉』（サイマル出版会、1989）および、金日坤『東アジアの経済発展と儒教文化』（大修館、1992）がある。特にマックス・ウェーバー式（Weberian）の宗教社会学的問題意識を受け継ぎ、新教倫理が資本主義の発展を

ある。

また、後述するように、近年科挙に関する研究は、単なる試験制度として捉えられていた従来の見方をさらに前進させ、社会との関わりをも視野に入れ、より深く、より実証的なものになってきた。科挙試験制度がかつて現代公務員試験制度に影響を与えた歴史的事実も踏まえ、近年の科挙に関する学問的研究の成果をも考えると、それは再検討に値すると言える。

特に、「士大夫の時代」といわれた宋代にも、現代同様腐敗問題を初めとする国難に悩まされていた。科挙制度が士大夫の倫理観を高め、腐敗を撲滅しようとしていたことは、ひいては、現代制度改革の参考になるのではなかろうか。本論文では、以上のような関心を持って、現代における制度改革の参考になるとされる宋代中国科挙制度における重要な特徴を検証したい。

具体的に用いる研究題材は、宋代に関する歴史的資料、とりわけ宋代の判決文集である『名公書判清明集』（説明は後述三参照）および裁判官の個人文集個人伝記などである⁸⁰。

1.7 本論文の方法論及び展望

1.7.1 方法論

前述した研究対象の持つ限界は(1.6.2)、研究の方法論においても考慮する必要がある。これまでの中国に関する研究には、思想制度の研究から、経済史などの実証的研究へと、重点の変化が見られる。そして、現在は、両側面の相互参照による統合的作業が進めている。特に一次的史料が不足している宋代研究において、制度的および思想的背景を綴り合わせながら、限られた史料を十分に活用する手法が求められる。そのため、本論文で用いる裁判文書である『清明集』を題材とする研究は、当時の法制度を初めとする政治経済的制度、慣習などを視野に入れながら、進める必要がある。この作業において、社会経済の実態を解明し、その中で生きた制度への肉迫するような認識が目指される。

およそ法の目的は、それぞれの社会的な生活において、正義、すなわち人々との理想的な関係(an ideal relation)の実現することにある。そして、法システムは規範理論の体

引き起こしたと見る観点に対し、経済発展と儒教の関係が盛んに研究されてきた。ここでは、特に新儒家に関するものとして、余英時『中国近世宗教倫理與商人精神』（台湾聯經出版、1987）が挙げられる。

⁸⁰ 劉克莊『後村詩話』王秀梅点校（中華書局、1983）、方岳『秋崖詩詞校注』（黄山書社、1998）。

系のみならず、実際にそれを創出し、応用して秩序を調整するための諸機関によって成り立っている。さらに、法システムは、法の諸機構の担い手として、公式の効力を持つ規範の定立・解釈・適用・実施に携わる人々の活動から成り立っている。この法運営の役割を担う人的集団の様相は、常に法社会学の中心的課題の一つであった⁸¹。

しかし、中国法に対するこのような課題は、まず西欧近代法を普遍的モデルとする視点から、法の有無さえ疑われるほどの概念的、理論的難点に遭遇する。東洋法研究に多大な影響を与えたエスカラは、学者の国であった中国において、数世紀にわたる実定法の体系の技術的要素を完全にし、洗練し、一つの分析と総合の構築物、すなわち法律‘学説’の集成を築きあげたような法の注釈者と理論家は、本当に極僅かしかいなかったと指摘した⁸²。また、判決文集という部類の法律書に関しても、「実定法とは無関係に、またその法の適用はどうであれ、自らが持つ方法論、学説、科学の特徴に基づいて、法の理論あるいはその思弁的部分を構築するような識見を持った法律家が、時代を通じて次から次へと現れるという伝統が中国には欠けていた。中国には“法学提要”も手引き書も、論考もなかった」と論及したことがある⁸³。

法の有無という議論には、初めからどのような法が望ましいかという価値判断が内包されている。近年、西洋中心的視点への反省が学界の各領域で行われてきた。特に進化論的な自民族中心主義をとった「法と開発運動」の挫折から新たに出発した「新法と開発運動」は、新制度派経済学の追い風を受けて、法整備支援、法改革の理論的指針を形成し、学問と実践の場に斬新な成果を生みつつある⁸⁴。価値観、正義感の相違を保留する多文化主義、相対主義的解決に満足せず、更に多様性や個性の平等とその最大限の尊重自体が一つの共通規範的含意を持つことを踏まえ、多文化主義と両立しうる、普遍的価値に関する議論が、正面から行われるべきだと指摘されている⁸⁵。このような視点から、伝統中国においては、

⁸¹ 例えば、六本佳平『法社会学』（有斐閣、1985）285頁以下；棚瀬孝雄『現代法社会学入門』（法律文化社、1993）207頁以下。

⁸² エスカラ/谷口知平訳『支那法』（有斐閣、1943）400-403頁。

⁸³ エスカラ 前掲書参照。同様に、滋賀秀三は「ヨーロッパにおける法の歴史の半面は法学の歴史であったといえるのに対し、中国法学史を人は有意義に講ずることができない」と指摘した。滋賀秀三「中国法文化の考察：訴訟のあり方を通じて」『東西法文化 法哲学年報』有斐閣、1986）37頁。

⁸⁴ D. M. Trubek, “Law and Development: Then and Now,” in: *The American Society of International Law, Proceedings of the 90th Annual Meeting: Are International Institutions Doing Their Job?* 1996.

⁸⁵ 松尾弘「開発法学と法整備支援の理論化」横浜国際経済法第11巻第1号（2002.7.）68；

西洋近代法の意味する“Law”そして“Lawyer”（特に法実務を担う弁護士）としての法律家の役割を探求するという従来の方法には問題があるといえよう。

法律家とは何か？難問である。それぞれの文化において異なる理想の法律家像が存在するのも不思議ではない。しかし、従来比較法学においてでさえ、法律家を考察する視点が欠けていたと、大木雅夫は指摘した⁸⁶。大木雅夫はマックス・ウェーバーの法の発展を民族精神とか伝統の無意識の産物と見なす考えに対する批判と法名望家論を提出したことに注目した。従来法様式論を基礎としてきた比較法学において、主に法秩序の歴史的な由来と発展、その法秩序における支配的な特殊な法学的思考方法、特に特徴的な法的諸制度、法源の性質とその解釈及びイデオロギー的諸要因という五つの客観的要素に注目してきた。法秩序の担い手たる法律家という主観的要素を見落としていった⁸⁷。法名望家論の立場から、法形成の主体に即して諸法を民衆法、法曹法、教授法などに分類する試みは優れた着眼とした。

ヨーロッパでは法律家は神との係わりにおいて理解されていた。裁判所は神の法秩序を回復する場所であり、裁判官は神の代理人であった。中央集権化を目指す領邦国家の重要な機関になった大学は、実質的に君主の機関となったのである。こうした大学で養成された法律家たちは、法律顧問であれ、裁判官や行政官であれ、君主の官吏となった。

かつて上山安敏は、ヨーロッパの法制度に関して、同じく複雑な社会システムを体系的、包括的全体像としてまとめる際、法制度の直接的な担い手としての法律家集団を用いれば、全体的な政治経済社会と法との構造的関連を、無理のない形で把握できると考えた。その考えに基づいて、法解釈学・法廷技術・立法作業といった法の現象が、制度の側面からではなく、あくまで人間集団としての法律家グループの側面から眺めた。それは、

…法解釈学・法廷技術・立法作業といった法の現象を、制度の側面からではなく、あくまで人間集団としての法律家グループの側面から眺めたことだ。私は、そのような法制度の直接的な担い手としての法律家集団を媒介にして初めて全体的な政治経済社会と法との構造的関連を無理のない形で把握出来ると考えたからである。法と政治・経済との相関関係を一義的・直接的に規定づけるのではなく、その間に法を具体的に創出していく法律家集団を中間項において、三者の相互の作用・反作用の過程を具体的に把握しようと言う考え方に立っている。ここにいう法律家とは、判例法を生み出す固有の裁判官・弁護士・検事という、いわゆる実務法曹だけをさすのではなく、学

76 頁参照。

⁸⁶ 大木雅夫 『比較法講義』（東京大学出版会、1992）第7章法律家論—法秩序の造形者参照。

⁸⁷ 大木雅夫 『比較法講義』（東京大学出版会、1992）。287-289 頁参照。

説を生み出す法学者・思想家、さらに法典を作り出す右のグループの外に、学識官僚——無論立法作用を行う政治家、さらにそのプレッシャー・グループとしての軍人・企業家・労働者などのあらゆる階層を、その程度に応じてその対象の中に含めることになろう——を考えている。ただこの法社会史は、…一定の様式で支配層＝エリートを創出する社会のひとつの指標を示すものであり、それは、また近代の各社会構造の体質を見立てる処方箋でもある。エリート創出の社会構成は、長い歴史的諸条件の中に沈殿・凝結したものだけに、それは社会の変改に対してすら特有な反応を示すものであり、伝統からの断絶する作業をする革命や、外からの衝撃による改革に対しても特有に交錯して、独特のパターンを作り出す。そうするなかでひとつの社会の資質を形成する⁸⁸。

季衛東は、伝統中国法を西洋法と対極に置く二分的方法論の妥当性を否定する、新しい視点を提唱した。彼は、手続法体系も確立されていなければ、完全に実体的でもない伝統的中国において、中国法の本質を探究するもっとも生産的な方法は、実体と手続の中間におかれる媒介的視点だと指摘した⁸⁹。

このような分析視点には、実務を担う“Lawyer”に限定されない法律家の定義が必要となる。しかし、比較法学からの考察に示されたように、国々の人民がそれぞれ異なる法律家のあるべき姿を求めている。法律家とは何かを正面から答えるのではなく、歴史的な法律家の理想像とは何かと問い直すことはできる⁹⁰。上山安敏は、近代ヨーロッパの法律家層を比較分析する際、ドイツにおける法律家（Juristen）という歴史的な概念を社会学的概念に置き換えて、「法律家とは、法形成・運用の直接的担い手として、社会的な事実関係からその中で法技術的加工（例えば一般化・体系化など）が加えられて法規への吸収作用をするパイプとして考えられてきた。まさに『法規形成・制定法としての確認』の基礎づけを行う装置なのである」と定義した⁹¹。伝統中国社会においては、政治的に組織された社会の力を体系的にかつ規則正しく行使することによって、人々の関係を裁定し行為を秩序づける体制が存在する以上、そこに直接的な担い手、つまり法律家の存在も当然不可欠になってくるのである。

上山は、イギリス「法の支配」の法社会史的な背景を説明し、法律学が単なる技術学のみであっては社会的な力にはなり得ないことを示していると論じた⁹²。イギリスで資本主義の経営に対応したのが実務法曹のローヤーであり、彼らは法曹学院で法律学のみならず

⁸⁸ 上山安敏『近代ヨーロッパ法社会史』（ミネルヴァ書房、1987）1-3。

⁸⁹ 季衛東『超近代の法』（ミネルヴァ書房、1999）122頁。

⁹⁰ 大木雅夫「法律家の理想像について」『法解釈』517頁。

⁹¹ 上山安敏『法社会史』（みすず書房、1966）428-429頁。

⁹² 前掲注 6-7頁。

ネサンス期の教養をも身に付けることによって時代の人々を説得する学識性を備えた。こうして支配的エリートとして高いステイタスを獲得した法律家は、治安判事として地方自治の一角に食い込み、統治の重要な担い手になる。

文学、書道など同時代最高の教養を身に付けた文人官僚である中国の士紳層は、地方官僚として裁判に携わっていた。その法社会史的背景を検討することは興味深い。この士紳層の特徴とは、儒教的教養（それは同時に道德の能力をも意味する）のゆえにその十全なあり方としては、科挙を通過して為政者となるべき人と期待されるような、そのような人々である⁹³。科挙制度の下で活躍していた士紳層に焦点を合わせることによって、制度に関する認識を一層深めることが期待できよう。

1.7.2 展望

a) 現代において科挙制度に着目する意義——科挙制度による儒教的倫理基盤の確立——

正統な儒教的学問としての朱子学は、存在論としての理気説⁹⁴、人間論としての性即理の説⁹⁵、居敬窮理の方法論⁹⁶、古典の注釈、そして具体的政策論を含む博大な体系である。南宋以降官学と位置付けられた朱子学のイデオロギーは、科挙制度を通じて、社会共通の倫理基盤となった（後述 2.3.1、2.3.2 参照）。それゆえ、儒教的教養を持つ士紳層は、皇帝

⁹³ 島田虔次「東洋封建社会のモラル」『思想の歴史』（平凡社、1966）参照。

⁹⁴ 南宋の朱熹（1130～1200）が完成した学説。宇宙のあらゆる事物は理と気とからなり、理は気に、気は理に決して変わりえないという典型的な二元論の骨格をもつ。気とはガス状の物質で、有機的エネルギーを内包する。万物はすべて気で構成され、すべての運動や現象も気のエネルギーによっておこされる。しかしかかる万物万象は決して無秩序に存在しているのではなく、それぞれ本来あるべき姿をもつ。その本来の姿を事物がとった時、そこに理が現れる。理とは、事物のもつ本来的な秩序性である。各事物の理はそれぞれ独自の内容をもつが、これらの理が理としてなりたつ根拠は一つである。つまり理は、宇宙の個別性と同一性の両方の原理なのである。しかし理は決して感覚で把握できない。つねに気の様態を通してその存在を覚るよりほかないものである。それゆえ理は形をとりえぬもの（形而上）、気は形をとりうるもの（形而下）とされる。また理はつねに善であり、現実の悪はすべて気に帰因する。気自体は無価値なものであるが、理の発現をくらす場合、悪の根拠となる。価値論の領域ではつねに理が強調されることから、この思想を「理の哲学」ということもある。

⁹⁵ 人間の心の中には生まれながらにして完全な叡智（良知）が備わっているというものである。

⁹⁶ 気の発現たる欲望を抑え（持敬）、自分のなかに宿る理を用いてものごとの客観的な在り方を探求すること（窮理）が肝要である。格物致知とは窮理の際の方法論である。道理のありかを個々の事物に即して探り（格物）、すでに持っている知を推して未だ知らないことに及ぼすという作業によって究極に至る（致知）ことをいう。

の師をはじめ、知識人、宗族の長など、多彩な側面を持ち、社会の各面で活躍し、多大な影響力を発揮することになった。絶対的君主に対してでさえ、官僚として場合自らの政策立案を思う存分主張することが可能であった（後述 2.3.3）。

b) 巨大な官僚国家を運営した経験

宋代は、士大夫の時代ともいわれ、優れた人材を大量に民間から選抜し、全国に広がる行政機関に任命して、国家の統治を担っていた。1196年には、最大の42,000人に達する官僚を擁していた。官僚を選抜、任用、規律する行政法の発達は周知のとおりである。また、現代の倫理法、倫理規定に通じる手段として、官僚の腐敗に対処するための処罰制度、監察制度、考査制度が精密に整備された⁹⁷。にもかかわらず、宋代では「刑、士大夫に上らず」といわれるように、法による処罰は極めて少なく⁹⁸、監察制度、考査制度の実効性も疑わしかった⁹⁹。それゆえに、宋代において官僚の倫理観を高め、維持するためにもっとも重視されたのが、儒教的經典を内容とする「修身」であった。そして「修身」はあくまで土台であり、その基礎の上で「齊家・治国・平天下」を実践的に進めていかなければならない。官僚の実践を実質的に支えるのは他ならぬ科挙制度であった¹⁰⁰。官僚国家を運営する上で、科挙試験制度を初めとする一連のサブ制度、つまり職官制度、宗族制度が果たした役割が大きく、これらを具体的に検証することには実益がある。

c) 社会経済発展への寄与

社会制度の究極的な目的は、社会全体の幸福、つまり最高善の実現にある。制度が社会経済の発展にどのような影響を与えたかが、制度を評価する基準となる。宋代の中国では、農業生産力が著しく向上した。また世界初の紙幣発行に代表される商業の繁栄、印刷術の発明による出版事業、文化事業の発達などは、宋代中国の世界における先進性を

⁹⁷ 著名な『唐六典』が宋代にも受け継がれ、「職制律」において、詳細に規定されていた。季衛東は、中国における罪・刑・贖刑の換算関係をできるだけ明確に定め、一種の算数的・幾何学的な制度設計の観念を指摘した。「法社会学の未開拓の奥地」千葉正士編『法社会学』、1993所収。

⁹⁸ この点に関して、従来より官僚の特権として多く議論されていた。例えば、汪世榮『中国古代判詞研究』（中国政法大学出版社、1997）231-233、242-246頁。何忠禮「論南宋刑政未明之原因及其影響：由《名公書判清明集》所見」『東方学報』京都第六十一冊 539頁以下。

⁹⁹ 青木敦「監察『宋史選舉志』注（3）」（東洋文庫、2000）。

¹⁰⁰ 中国では、科挙制度は処罰制度、監察制度、考査制度と合わせて、汚職を防止する中国古代の四大制度の1つとみられている。徐理明「古代中国における反汚職の経験及び現在の国際社会への教訓」齊藤修前掲書 80—88頁。

表している。士紳層及びその倫理観を再生産することによって、公的事務を担う人的基盤が作られていた。従って、その基本的制度枠組みたる科挙制度を研究する価値があると言える。

d) 制度的変化期

宋代は中世から近世へと入る時代であった。時代変化の波は経済社会に大きな衝撃を与えていった。新たに生じた問題には、従来の制度では対応できなくなり、宋代はまた制度の変革期でもあった。清の末期まで続いた科挙を中心とした社会的ルール、準則及び社会的構造などの一連の制度システムは、宋代において確立された¹⁰¹。そして、近代における伝統制度の確認作業は、しばしば宋代に遡らなければならなかった(例えば、郷約の再編。後述 4.2.2)。ノースは、新古典経済学の便益—コスト計算モデルによって、人々の意思決定過程における多くの要素は捉えることができないと述べ、「家庭及び学校教育によって刻みつけられた価値観は個人を拘束し、フリー・ライダーのように行動しない」という点を注目すべきだと指摘した¹⁰²。また制度変遷の過程も特徴的であった。儒教的倫理観をもつ士紳層が積極的に政策決定に参加し、制度改革を働きかけていった。その結果、確立された科挙制度が士紳層の更なる活動を推進することになった。これは新制度派経済学が重視している制度と組織の相互作用を考察する格好の題材となる。

1.8 論文の全体構成

第1章で確認した倫理の課題を踏まえ、第2章ではまず宋代における科挙制度の確立する背景、プロセスを検証する。その際、士紳層の積極的行動に注目する。そして、反対に、科挙制度はどのように士紳層の倫理観、社会的実践行動に影響を与えたかを考察する。

第3章においては、『名公書判清明集』における裁判官を士紳層の代表例として、その倫理観を実証的に示す作業を行う。実際の裁判において、社会的紛争を調整する法と関係的規範としての儒教的倫理観とが競合する場面に注目されたい。

最後に、第4章では、科挙制度に関する以上の検証をまとめて、試験合格者である「士紳層」¹⁰³を社会に送りだし、それによって特殊な政治・経済・文化構造を形成したシステ

¹⁰¹ 賈志揚『宋代科挙』(台北東大図書、1995) 271頁。

¹⁰² D.C.North, *Structure and Change in Economic History*, Norton. 1981. p.46.

¹⁰³ 「士紳層」の概念について、「士」及び「紳」とは、本来ともに統治集団を指す言葉である。『詩経・鄭風』によると、「女、曰わく鷄鳴；士、曰わく昧旦」、つまり、士とは壮年

ムとしての科挙制度の優れた点を提示し、従来の官僚選抜試験としてのみ考えられていた科挙制度が社会発展にどのような影響を与えたかという点に注目し、その再評価を試みたい。とりわけ、その高い倫理観の確保という側面に焦点を当てて、現代社会に対して有益な示唆を引き出したい。

二 科挙制度と宋代社会

宋代社会に関する研究は古くから、異なる分野の、異なる国や地域の研究者によって行われてきた。そして科挙研究は一つのホット・イシューとして膨大な文献が蓄積されている¹⁰⁴。その中で、日本は従来、思想史、制度史に関する研究と社会経済的実態に関する研

男子を呼ぶ言葉である。「紳」とは、「大帯なり」、古くから男子は帯を用いて服を束ねていたことを指す。原始時代から、壮年男子が部族の耕作及び戦闘を担当していた点から、士は部族の統治成員としての身分であった。その後、社会の発展と共に、国家行政を担う政事の能力をもつ「仕」、ついに一徳一芸に秀でるものは一般的にすべて「士」と呼ばれるようになっていた。そして、儒教は其の常識、人道主義、普遍性、柔軟性及び他学派の有用な教えを同化吸収する能力によって、士中の一員としての「儒士」が次第に他のものを超越して「儒士合一」を達成した。漢武帝以後、四民社会の士とは明らかに聖賢の書を読む儒教的学徒たるものを指すのである。

このように、漢代における儒学の独占的優位を獲得した以来、「士紳」たるものは第一義的に儒教的教養を持つものとなった。しかし、具体的にみると、(国家との関係から)官僚 (official)、(地域社会との関係から)郷紳 (gentry)、(文化・文学的側面からでは)士大夫 (literati) のように文脈に応じて呼ばれている。「士紳」の定義については多少の違いがあるものの、基本的にまず科挙試験の合格者であり、官僚の候補者として統一できる。また郷紳について、官僚の家が、科挙試験を受けるかに関係なく、自動的に郷紳の家となるような疑問がある。「詩書伝家久」の「書香門弟」というように、このような家庭で育てられた人も当然儒教的教養を持つものとなる。

なお、士紳の集団的称呼である「士紳層」は、あくまでも概念的のものであり、それは「官」と「民」の間にある特殊な階層と見ることも出来るが、上層の地位にある士は官であり、定年後の官、下級の士もまた民であった。つまり固定的ではなく、科挙という上昇経路によって常に流動する階層である。それは決して西洋社会の国家と社会、あるいは集団の間の対立から成り立つ社会構造を為していないことを付言する必要がある。従って、郷紳をも含む「士紳層」とは儒教的教養を持つ者の集合とするのが、最も異議のない定義であろう。

¹⁰⁴ 従来の研究は、主に地域研究としての中国研究、および歴史学における中国史(経済史、思想史)の研究者によってなされてきた。そして、研究は中国大陸及び台湾、香港、日本、アメリカを中心に行われ、研究成果は中国語、日本語および英語で発表されている。中国語及び日本語のものに関して、「科挙関係文献(中文・和文)目録稿」平成四年、『宋より明清にいたる科挙・官僚制とその基盤の研究』代表者中嶋敏所収。

日本においては、宮崎市定が科挙研究の先鞭を付けた。氏による一般向けの解説書が日本では最もよく読まれ、多大な影響を及ぼした。同時に後で述べる新たな視点に通じる議論が既になされていったことが先見の明と言えよう。「…科挙はそれだけ中国的な制度であり、また中国社会はそれだけ科挙の制度から甚深な影響を蒙っているといえる。中国文化

究とが、それぞれ個別に行われた傾向があると指摘される¹⁰⁵。ごく最近まで、宋代の新儒家の政治哲学は、ほぼ完全に「政治の道德化」を目指すシステムとして、いわゆる「理想型」と見られる傾向があった。これとは対照的に、人々の行動への歴史的環境の影響、特に政府運営における権力的要素への認識から、より功利主義的「現実型」と見る見解もある¹⁰⁶。前者は思想史、制度史のマクロ的側面であり、後者は社会的実態から得たミクロの様相に他ならない。もっともこの両者は相互補完的であり、両者を含む全面的考察として古くから宋代儒学の目的に関する諸橋徹治の優れた研究がある。それによると、宋代における士大夫の目的は正名・修身・経綸の三つに纏めることができる。現世を否定する仏教・道教の流行によって乱された社会的思想に対し、真の社会的目的、規範的理念に関する論争（正名と修身）に多大なエネルギーを費やした。さらに、制度改革の経路は、士紳層が古の制度を引用し、社会的情勢に応じて具体的制度の創設に努め、実践させた（経綸）、いわゆる「托古改制」である。紆余曲折を経て、南宋の末期には修身よび正名・経綸（齊家・治国・平天下）のための科挙試験制度・宗族制度・職官制度からなる基本的制度システムが形成された。宋代社会のこのような特質は制度論的研究のよい題材を提供している。

前述したように、近年社会科学研究において、制度と組織とを区別し、社会においてそれらが相互作用するメカニズムの解明を目指す制度理論は、重要度を増してきている。学際的研究を促すこのような視点は、分裂状態にある各分野の成果をつなぎ合わせる作業によって一層の前進を期待できよう。ここでは、如何にして倫理観の高い人材を育成するかという本論文の問題意識の下で、先学の成果を用いながら、基本的な制度枠組みとしての科

の特質は科挙の存在によって其の一斑が解明されようし、中国民族性の本質を論ずるには科挙によって与えられた後天性を考慮に入れなければならぬであろう。何れにしても中国を語るについて科挙を度外視することができぬ。」『科挙史』東洋文庫 470（平凡社、1987）11頁；『科挙—中国の試験地獄』21頁参照。

¹⁰⁵ 小島毅は、『後期中華帝国にける正統』というアメリカから出された書き物の研究手法について、「それぞれのテーマは、社会規範・地域紛争・国家祭祀・教育制度・家訓・家族制度・主僕関係・民間宗教・であり、専ら新儒教が果たした社会的役割を論じていることが分かる。…こうした面について文献資料を駆使した実証的研究や理論的考察は、日本でも古くからなされてきた。基本的事実の解明という点では、むしろアメリカよりも進んでいる。しかし、それを思想と社会の相関関係から捉え、当時の社会秩序がどのように構築・維持されていたかという観点から論じる視角は採られてこなかった。」「中国儒教史の新たな研究視角について」『思想』805（岩波書店、1991）、79頁以下。

¹⁰⁶ 'Chen Te-hsiu and Statecraft' in *Ordering the world: approaches to state and society in sung dynasty china* edited by Robert P. Hymes and Conrad Schirokauer. 1993 University of California Press.

挙制度の変遷過程を考察したい。士紳層の制度変化への主体的働きかけに焦点を当て、宋代における経済社会的発展過程と対照しながら、制度論的説明を試みたい¹⁰⁷。

2.1 宋代の社会的変化

宋代に入って、社会、経済の様相はかつて無いほど複雑になっていた。ここでは、その社会における幾つか主要な特徴（穀物及び茶栽培の進展、人口の増加、都市の発展及びそれによる交換市場の拡大、さらに商品経済と貨幣経済の発展、農民日常生活における契約関係の進入、世界初の国家による紙幣の発行など）を列挙して概観を描くことにする。また技術の面においても、火薬、航海用羅針盤及び印刷術の発明がこの時期になされた¹⁰⁸。宋代という歴史的変化期に確立を遂げた科挙制度は、ほかならぬ宋代社会の経済、文化に影響され、発展していたのである。従って、科挙制度を考察する前提として、宋代の社会に関する理解が不可欠である。

科挙を経済社会史の背景と合わせながら、この節では、制度の変遷をマクロ的に描くことにする。政治の場において、唐の後半から宰相を媒介せずに大臣及び地方官が直接皇帝に上奏し、さらに対面して議論を行う政策決定方式が形成された¹⁰⁹。士大夫の時代ともいわれる宋代では、このように制度的変化における士紳層による積極的働きかけ、社会的変化に対応しようとする士紳層のいきいきとした活動振りが注目すべきな焦点である。

2.1.1 宋代の経済

前述したように宋代中国は一大変化期であり、経済面において著しい変化を見せていた。宋王朝の経済面に関する史実は、『宋史』を初め、『宋会要輯稿』の「食貨志」部分に記載されている。基本的数字で宋代社会構成の大要をみると、元豊3年(1080年)時点で、[1]官戸は2万戸、[2]郷村大地主層40万~50万戸、[3]自営農100万~300万戸、[4]自小作農750万~950万戸、[5]客戸(おもに小作人・非担税戸)500万戸であった。ま

¹⁰⁷ D.C North *Institution, Institutional Change And Economic Performance* Cambridge University Press 1990. pp.3-5;107 ; 8-9.19世紀アメリカの成功例を合衆国憲法などの基本的制度枠組みの寄与と見る。

¹⁰⁸ 概説書として、宮崎市定『宮崎市定全集 10 宋』(岩波書店、1992)。また宋代の都市生活に関する研究は、伊原弘『中国開封の生活と歳時―描かれた宋代の都市生活』(山川出版社、1991)、(文献目録あり)を参照されたい。

¹⁰⁹ 平田茂樹「宋代政治構造試論―対と議を手掛かりとして」『東洋史研究』52-4、1994。及び同「宋代の言路官について」『史学雑誌』101-6、1992参照。

た財富の基本である農業生産については、フォイワーカー教授の試算によれば、1080年(元豊3)段階で[1]総人口9,000万人、農業人口はその80%、[2]1人あたり穀物生産高550斤(275kg)、[3]食糧総生産高3億8,000万石、[4]国民総収入3億8,000万両、うち農業部門は2億3,000万両、[5]政府収入5,000万両、国民総収入に占める割合13%ある。

以下、社会経済の特徴的現象を数点挙げておきたい。[1]まず人口の増加と南方移動。唐代最盛期742年(天宝1)の統計では914万戸であった人口は、1080年には1,454万戸と約540万戸増加していた。さらに北方民族の圧迫と戦乱を逃れて南遷する人口も多かった。北宋の滅亡をあいだに含む1102年(崇寧1)と1162年(紹興32)の統計をみると、405万戸が華北・中原から江南・蜀に逃れており、うち55万戸は両浙に集中していた。[2]耕地の拡大と江南水利田の開発。宋代の田地統計は明瞭性を欠いているが、北宋代にはほぼ3,000余方頃と元代の歴史家は推定していた。また宋代の特色は江南・福建の海岸・河川敷・湖沼などで堰堤を築き、圍田・湖田と呼ばれる干拓田を大量に造成したことで、熙寧年間(1068~1077)に全国で36万1,000余頃の水利田が造成されたが、10万5,000頃は両浙が占めていた。この[1]・[2]あわせて宋代大土地所有制発達の基礎となった。

戦乱による北方からの大量の移住者は荘園の小作人・雇傭人となった。また土地開発には相当な資本を必要とし、土地は投資の対象となり、売買が盛んに行われ、土地の所有者が頻繁に変わり、「1000年の田、800の主」という諺も生まれた。農業技術の発達も顕著であった。土地利用空間の拡大による生産量の増大と並んで、単位面積あたりの収量も大幅に増え、農業技術の発達がそれを支えていた。水稻の品種改良、占城稻ちやんぱの導入、苗代作り、施肥による地力の補給など、水稻栽培の基本技術、稲麦多毛作農法が完成し、零細小農民の生活安定に役立った。また各地に茶・甘蔗・果実・麻・木綿・漆など、特産品生産も盛んとなった。

交通体系の発達。「南船北馬」ということばがあったが、この時代から水路・水運によって全国が結ばれるようになった。大小河川・湖・海・運河を利用して人や物資の往来が可能となり、交通・運輸体系の大変革を生んだ。陸游の『入蜀記』、范成大の『呉船録』は中国を東西に横断した舟旅を克明に伝えている。また北・西への拡大を抑えられたため、南・東の海上に進出を余儀なくされ、羅針盤の実用化、造船技術の発達とあいまって、東しな海、南しな海は宋商人の大活躍の場となった。

商業、決済手段の発達と都市化の進行。土地所有と経営が自由となり、さらに生産物の

処分が自由となり、生産が拡大したことは当然に物資の移動を盛んにし、商業は空前の発達をみることとなった。国庫収入における商税の占める割合（10～20%）、泉州・広州両貿易港収入と全国地稅収入が匹敵していたこと（ともに200万貫）からも、この点は確認できる。通貨としては銅、鉄錢、銀兩が用いられたが、遠隔地商業の発達には小切手、約束手形、為替手形など、多様な決済手段を生み、交子・会子などの紙幣をも生んだ。商人も都市での坐賈、客商と機能・階層分化がみられ、行（商人組合）をつくり、官憲への対応と同業者の利益確保にあたった。そして商人間に階層秩序があったように市場にも階層秩序が生まれ、村一村市一鎮市一県城と、従来の行政機構とは別の、商業を中核とした集落が発達し、中国世界の都市化、非農業性集落の形成と展開の出発点となった。

日本における宋代經濟史に関する研究は、戦前から盛んに行われていた¹¹⁰。近年も研究が継続されており、さらに精緻化が進んできている。詳細は専門研究の成果を参照されたいが、本稿では社会的情勢に対応する具体的經濟政策立案の過程における士紳層の活動を中心に検証を進めたい¹¹¹。

① 農業生産

宋代において農業生産力が増加し、特に南宋では江南地方の開発が進み、水稻作技術及び稲・麦二毛作の普及などの農業技術の発達に促され、顕著な発展を達成した。その背景には、王安石による免役法、方田均稅法、農田水利の法に代表される宋代開国以来の士紳層による勸農政策の役割が大きいと指摘されている¹¹²。その具体的措置として、以下の事項が挙げられる。

まず、国家による土地私有の許可及び大土地所有の制限策が挙げられる。秦の商鞅改革以来、国家的土地所有の下における私的土地占有という形式が、時代の変化とともに、事実上の土地所有に発展しつつあった。唐の後期の貴族官僚がその等級に応じて世襲した占田の制度は徹底的に瓦解していった。宋代において、国家の立場から封建的土地制度への復帰は不可能と見なされ、農民が主人の戸籍のもとに記入する身分的依附関係が解体し、

¹¹⁰ 古い時期の参考文献は、荒木敏一訳『宋元經濟史』巻末附されている文献目録を参照されたい。戸籍・農業・土地・奴隸・社会・財政・貨幣・商業・物価・生活・都市・工業・鉱業・交通・貿易といった内容であった。

¹¹¹ 日本の宋代史研究者による文献リストがインターネットで公開されている。財政史・經濟史と分類されている。<http://home.hiroshima-u.ac.jp/sondai/mulu.htm>。

¹¹² 周藤吉之『宋代經濟史研究』（東大出版会、1962）参照。特に王安石の改革に就いて、ここでは省略するが、詳細に周藤吉之『宋代史研究』（東洋文庫、1969）一～二六頁「王安石の新政とその史的意義：農民政策を中心に」を参照されたい。

相対的に自由な「編戸」となった。北宋初期、太祖は詔書を下し、各地方に官田を永業田として農民に分配するよう指示した（『宋史』食貨志卷百七十三）。永業田など私的土地所有が認められ、土地の私有制が確立された¹¹³。太宗太平興国の条において各路に「所墾田即為永業」との指示が記載されている（『宋史』食貨志）。また、国家は士紳層の家族に対し、普通の戸籍と異なる「官戸」として、役務免除などの特権を与えた。宮崎市定は宋代以降の官僚による土地所有が唐代の貴族の「土地と人民とを支配し、子孫のために強固な基盤を築いておこう」とするものではなく、「専ら自前の利益のため、もっとも利回りのよい投資のため」の土地所有に傾いてきたと主張した¹¹⁴。北宋中期以降、土地の売買が活発になるにつれて、土地の兼併による大土地所有が現れた。その主な原因は、差役を避けるための農民地主から官戸への寄進によるものであった。そのため、士紳層における土地所有の上限を設ける限田法が実施された¹¹⁵。

次に士紳層による農業技術の普及活動が重要な役割を果たした。農業生産力の増加は、政府の勸農政策を基礎とした地方官による農業技術の指導や、「農書」の配布によるところが大きい（『宋史』卷二〇五芸文志・農家類）。古くから州の長官は毎年「勸農文」を配って、民に農桑を勧めるしきたりがある。そして北宋においては単なる抽象的な呼びかけから、実際に具体的農業技術を教えるというように、具体的な変化が見られた¹¹⁶。

そして宋代士紳層の一部在地の士大夫・地主層による農業生産の実践も、注目すべき特徴の1つである。国土の広い中国では、南北気象などの条件が異なる場合が多い。在地の士大夫は一般的に流傳されている農書を現地の風土に則して、自ら体験した技術に基づき、改訂を行った¹¹⁷。士紳層が一般的に直接鋤を取り、農事を行っていたかは定かでないが、農業経営、農業技術の指導などをする意味で、晴耕雨読が単なる理想ではなかったの

¹¹³ 古く仁井田陞『補訂中国法制史研究土地法取引法』（東大出版会）によると、唐の中期以来、権利の享有期間及び売買が制限された口分田はすでに私有地であった。そして、建前の売買禁止と裏腹に、土地の売買及び兼併が進み、国家にとって租税上の不利益がもたらされた。宋代にはすでに七割の土地が無税の田地であったが、国家はそれに対する均田努力は無駄であると認識していた。王志瑞（荒木敏一訳）『宋元経済史』（生活社、1941）。

¹¹⁴ 宮崎市定『宮崎市定全集』11 宋元（岩波書店、1992）参照。特に宋代の大土地所有の形態は以前の時代と異なり、大土地といえども零細化した土地の寄せ集めという形になっていた。

¹¹⁵ 河上光一『宋代の経済生活』吉川弘文館 1966。

¹¹⁶ 周藤吉之 前掲書 五頁以下参照。その中南宋淳熙六年十二月の勸農文において、朱熹は稲作における本田の整地作業や耘草技術を述べている。同書、46頁。

¹¹⁷ 周藤吉之 前掲書 63-64頁。また、後述（三）、清明集裁判官方岳の場合、官職の無い間に幾度農村に戻り、農事に従事したことを個人文集『秋崖集』に書き記した。

は確である。

② 商業の繁栄

交換市場の拡大は商業経済の発展を表す一つの指標である。宋代における交通の発達はその市場の拡大に大きく寄与した。交通の整備としては、まず内河漕運の発展があげられる。漕運とは水路によって米などの重要な物資を国家の統制の下で運搬することを言う¹¹⁸。

『宋史』百七十五卷食貨志に漕運の条がある。それによると、「宋は大梁（開封）に都し、四つの河があつて、漕運を通じている」。また江南地方に点在する大河の支流、湖沼も利用されていた。このように運河の整備によって物資の流通が盛んになり、商業の繁栄を支えてきた。また、古来より重視されてきた海外貿易も、宋代では政府の積極的奨励政策によって一段と発展した。具体的措置として、外商の接待などの事務を管理する海外貿易管理司「市舶司」の設置、外商の利益を保護する法律の制定などがあげられる¹¹⁹。

四民社会のもっとも下位におかれているの商人の役割も顕著になった。当時の商人は営業方式によって二種類に分けることができる。根拠地を中心にして、商品を携え、他郷に移動販売するものを客商というのに対し、一定の地に店舗を構え、顧客の来店を待つ商人を坐賣まゐりといっていた。これら商人に対する課税は、客商が関所を通過する際の「過税」という関税（2%）、および店舗に対する「住税」という営業税（3%）の二種類であった。太宗至道3年（997年）において、商業税（緡銭まゐりといひ）は2,222,245,803貫という高額であった¹²⁰。24年後の真宋皇帝天禧5年（1021）の農業税を含む総税額は150,850,100貫であった。両者を比べると、依然として農業を主要産業とする宋代において、商業税が十分に財政収入の7分の1を占める前代未聞の規模に達した。

2.1.2 宋代の政治的環境

宋王朝にとっては、貴族に対抗する政権の確保と北方騎馬民族の侵入への防衛の二つが深刻な政治課題であった。唐代後期から五代にかけては、軍人貴族による易姓革命がしばしば起り、皇帝にとっても人民にとっても苦難をもたれた動乱と分裂の時代であった。そ

¹¹⁸ 漕運とは水路によって米など重要な物資を国家の統制の下で運搬することを言う。河上光一『宋代の経済生活』（吉川弘文館、1966）。

¹¹⁹ 桑原隲藏「宋末の提舉市舶西域人蒲壽庚の事蹟」『桑原隲藏全集 第五卷』（岩波書店、1968）、および張中秋＝陳景良「宋代吸引外商的法律措置」『法学研究』1993第4期。70-74頁参照。

¹²⁰ 『宋史』卷一七九食貨志下。

の危険性を身をもって体験してきた宋太祖は、建国早々、著名な「杯酒積兵権」¹²¹を経て、軍隊を中央に集中させた¹²²。

さらに、宋王朝は武官の権限を弱体化させ、文官を中心とする中央集権的行政組織を作り上げた。文官による地方行政制度は、最末端の行政機構を県と呼び、県を幾つか集めて州が置かれる。さらに州の上に路を設置し、幾つかの州及びその管轄下の県を監督する。

特に歴代王朝と異なる特徴として、宋代の君主独裁制の成立が挙げられる。唐代以前の時代では、政策は皇帝及び宰相を初めとする数人によって決められていたが、宋代においては政策決定に際し、京朝官が日常的に直接皇帝と政策論議を交わす形となった。さらに地方官僚でも、皇帝へ直接書状を送り、建議することが許された¹²³。

また、宋王朝は、北方騎馬民族に対抗するため、100万の常備軍を維持する巨大な財政国家へと変貌し、商品経済の発展の結果、従来の田租収入から塩・茶・酒などの専売収益、あるいは商品流通に伴う商税収に財政の重点を移行した時期であり、財政上の実務行政は以前より非常に煩雑となっていた。これに対応するため、大量の末端的行政担当者が必要となり、下級役人である胥吏しよしの役割がますます重要となっていた¹²⁴。

古代中国では官と吏は、もと同意語であったが、しだいに区別されるようになり、官はときの政府が任命した場合で、吏は役所の必要に応じて雇傭した下級役人をさすようになった。隋・唐以後、科挙制が確立すると、科挙出身者とそれ以外の官僚とが、給与、昇進など人事の面において区別された。とくに宋代の胥吏は俸給が支給されず、書記としての事務の手数料を生活のかてとする職業となった。次第に、下級役人が公権力を後ろ盾に賄賂及び金銭を強要するようになり、宋代の一大社会問題となっていた。(後述 3.5.2 参照)

¹²¹ 酒を飲みながら泣きついて配下の有力者達の兵権を奪うことに成功した逸話である。

¹²² 全民皆兵の慣習を廃止し、軍人を職業化させ、皇帝の直接支配下に置いた。この措置によって、民間の自己防衛能力が著しく低下し、宋代は経済の大国にして、軍事的小国と言わざるを得なくなった。

¹²³ このような皇帝が自ら議長を勤め、政策会議を開く「議」や、いわゆる言路官との単独的な意見交換する「対」は、士紳層の活発な言論活動を促した。特に「対」については、宋代政治の特徴として指摘されている。宮崎市定『全集』。詳細は後述職官制度。

¹²⁴ 古代中国の地方官僚として、主の任務は、租税の徴収と裁判であった。租税の徴収は実際、ほとんど胥吏という下級の官吏であった。彼らは官僚のように税制・刑法上の特権を与えられず、また給料も支給されず、専ら庶民からの事務手続きの際の手数料や賄賂を生活の糧としていた。この意味では、官僚といえども、決して士紳層とは言えない。胥吏について、「胥吏の陪備を中心として」『宮崎市定全集 10』所収参照。また同書「王安石の吏士合一策」において、無給を胥吏の腐敗原因とみて、官僚と同じく給料を支給する倉法を試みる王安石の改革は明らかにこの実務的人材を求める目的があった。

2.1.3 宋代の文化的環境

一方、中国では唐の中期から宋代にかけて、三大宗教である仏教、道教及び儒教が大きく変革した。特に漢代以来の支配的イデオロギーたる儒教は著しく変容した。すでに後漢が滅亡して天下が分裂すると共に、儒教の支配的地位も揺らいでいた。それに続く乱世の厳しい生活は、老荘思想を呼び起こし、老荘思想に媒介されつつ現世を否定し、来世を求める仏教・道教へと成長した。仏教・道教はともに、後漢時代から魏晉南北朝時代、そして隋唐時代へという七、八百年の間、士大夫階級を含む中国社会において広く浸透していた。来世を求める仏教の強い影響により、人々は現世での努力を軽視し、そのことは農業生産力の低下につながる深刻な社会問題となった。このような背景のもとで、プロテスタントイイズムの倫理の誕生に匹敵する中国式の宗教改革が起きたのである¹²⁵。

儒教の変化過程を、主流とされる学派及びその依拠する経典の変化から説明するという明快な整理法がある。漢唐においては、六経（易、書、詩、禮、樂、春秋）を経典とする経学が、国家の礼法制度の指導的精神であった¹²⁶。しかし、歴大な経典をすべて重んじるあまり、学者はその全体を習得できず、概ね一経あるいは一部を伝えて解説する専門家にすぎなかった。沈滞していた儒学を仏教などと対抗させるため、朱熹（1130-1200）は儒教の原典から大学・中庸・論語・孟子の四書を選んでそれを典拠とし、統一した体系を持つ理論体系（西洋では新儒教 Neo-Confucianism）、を作り上げた。これが朱子学または、宋学とも呼ばれるのである¹²⁷。新儒教の誕生によって、宋代以降の中国社会に多大な影響をもたらされた。

すでに思想あり、文章ありとすれば、それを普及する手段が必要となる。仁宗朝の時に畢昇が活字を発明した。印刷術の発明及び実用の推進によって、宋代の出版事業は空前の規模、水準に達していた。大量生産のできる印刷技術の広範な使用は、一般民衆が本に接することを可能にし、ひいては識字率を高め、科挙を受験する機会の増大にもつながった

¹²⁵ 仏教、道教の変化に関して、余英時『中国近世宗教倫理与商人精神』（台湾聯經出版社、1987）参照されたい。なお日本語訳森紀子『中国近世宗教倫理与商人精神』（平凡社、1991）。

¹²⁶ 儒家制度と法家制度の闘争、及び儒家思想が法を支配する過程を通して、この問題に関する優れた考察がある。瞿同祖『中国法律と社会』（中華書局、1981）原稿の完成は1947年、後英訳は1961年に出版された。*Law and Society in Traditional China* Mouton, Paris and The Hague.

¹²⁷ 宋代以降清代の滅亡までの約千年の間、四書は最も尊敬され読まれてきた経典であった。朱子学と実定法の関係は、後述 3 参照。

さらに、教育の普及は社会全体の文化発展をも促進した。ジェルネは述べた。「宋代の中国人はその礼儀正しさ、ユーモアな感覚、優雅な社交趣味、人をそらさない話術などで、中国文明が今まで生み出した中で最高に文化的な人々であった。十三世紀の中国人は唐代の人々に比べると、より自由に気軽に振る舞い勿体ぶらなかつた。その礼儀正しさは表面を取り繕ったものではなく、心底から篤実であつて、人を欺くために規範通り行動しているものではなかつた。社会生活全体が贈り物や奉仕の交換で組み立っていて、人間的な温かさと思ひやりで充満していたのである。交易にきた外国人でさえ大変丁寧に扱い、自宅に招いて心を尽くして款待しその商売に必要なあらゆる援助と助言を惜しまなかつた。」と書いている¹²⁹。

2.1.4 まとめ

以上述べてきた各局面の改革によって、確かに農民の労働生産意欲は高められ、新たな制度は経済、文化の発展に寄与した。しかし、それと同時に、多くの問題も生じていた。商品経済の発展は従来の社会秩序にも大きな衝撃を与え、人々がかつて無いほど夢中になって利益を求め、そのことによって社会的紛争が多発していった。また政治的に北方民族の侵入略奪が日々社会の安定を脅かし、民族的危機となっていた。国防のための正規軍がすでに100万を超え、その維持に皇帝を初めとする士紳層は頭を悩ましていた。特に財政国家を運営するために採用した大量の役人胥吏の腐敗が、農民への加重負担をもたらしたのみならず、腐敗の士紳層への拡大が見られ、社会的問題となった¹³⁰。自由な文化的環境は、社会生活に有効な秩序と均衡への愛好とは逆に、無秩序や奇術的なものへの傾向も齎した。

これらは個々の制度改革の限界を示し、基本的制度枠組みの変更が求められる。宋代の士紳層はこれらの現象に敏感に反応していた。朱熹が編集した『大学章句』の「大学・経」

¹²⁸ 李弘祺前掲書 30 頁以下参照。印刷術がもたらした便利性と経済性（書籍の価格を十分の一に低下させた）はさらに知識人の政治文書へのアクセスを可能にして、政策及び改革議論への参加を活発にさせた重大な影響があると指摘した。

¹²⁹ ジェルネ（栗本一男訳）『中国近世の百万都市：モンゴル襲来前夜の杭州』（平凡社、1990）。

¹³⁰ 腐敗をなくし、士風を高揚させるのは後述三の『清明集』が編集された理由の一つだと指摘された。

の冒頭には、その対応策が以下のように要約されている。「士大夫の道は、明德を明らかにするにあり、民を新たにするにあり、至善に止まるにあり。古の明德を天下に明らかにせんと欲する者は、まずその国を治む。その国を治めんと欲する者は、まずその家を斉う。その家を斉えんとする者は、まずその身を修む。」¹³¹。このイデオロギーの下で、士紳層は、科挙制度の改革に力を注ぎ込んだ。

2.2 科挙制度の形成

ここでは、まず 2.1 で確認してきた宋代の社会的背景を踏まえ、士紳層による積極的改革を通じて、科挙制度の形成過程を考察する。

1949 年以來 80 年代初頭までの 30 年間、中国大陸の学術的研究には、マルクス主義的イデオロギーの影響が強くみられる。それらは、資本主義の出現を歴史的必然性と考え、近代における「資本主義の萌芽」問題、それと同じ流れに、中国社会的性質の未確定、「封建社会の時代区分」を主な研究課題として取り込んできた。このような模式の下で、古代の選挙制度は冷視され、科挙に関する研究は皆無に近かった。

しかし、80 年代以降の、脱マルクス主義的な新たな方法論、新たな発掘資料による研究が活発化してきている。たとえば、代表的な何懷宏の研究は社会学の視点から、「選挙社会」の概念を用いて、科挙と社会の関係を再評価するものである¹³²。

中国以外の国では、科挙制度は単に「官僚を選抜採用する試験制度」として捉えられていた。比較政治学、とりわけ行政学の分野においても、科挙制度を近代的文官制度の原型

¹³¹ 「大学之道 在明明德 在新民 在至於至善」吉川幸次郎監修『大学・中庸』（朝日新聞社、1978）46 頁島田虔次解説参照。なお「大学之道」を士大夫の道と約すのは、朱熹注「大学は大人の学なり」、古代中国の庶民の士紳層に対する呼称「大人」に拠る。

¹³² 宮崎市定教授は嘗て「科挙制度はこのような中国の知識階級を地盤として、その上に栄えた制度である。科挙及第の進士は、天子から其の名誉ある地位を授けられたものに違いないが、同時に彼らは知識階級の輿論から其の榮譽を承認されたものでもある。それでは、どうして試験官の一挙一動、合格者成績の一上一下が社交界の話題の焦点となること出来ようか。この点から見ると、科挙は形を変えた一種の総選挙であるとも言える。そしていみじくも選挙という言葉は、中国において科挙そのことを指すのである」。宮崎市定、1963、212 頁。中国において、近代的意味の「選挙」という用語は日本の訳語から借用したもので、近代的議会民主主義の下における選挙（中国語訳競選）制度（Election）と、選挙（Selection）と使い分けている。同じく国政を担う人材の選出を目的としながら、前者は選挙に立候補する者を主役とするのに対し、後者は万民を「天」という擬似的主体として、人材を選抜する構図になっている。何懷宏 1998 『選挙社会及其終結：秦漢至晚清歴史的一種社会学闡釈』北京三聯書店 22-23 頁；余英時、1987、170 頁参照。

と見なしている。科挙は文官試験 (civil examinations) と一般的に訳されていることからその一端が伺える。この観点から、科挙への評価も、もともと古い官吏選抜試験制度として、19世紀中葉におけるイギリスの官僚制改革への影響、つまり1853年にS・ノースコートとC・トレヴェリアンによって提出された報告書、及び1855年に採択された実績主義への改革に影響を与えたと過ぎないという点に止まっていた¹³³。

一方、近年になって、科挙制度を試験制度のみならず、より包括的な制度システムとする新たな視点が現れてきた。例えば、平田茂樹は「伝統中国において科挙とは、いかなる存在であるだろうか。公平かつ客観的な試験制度であり、誰でも社会的成功を勝ち取ることができる。そんなイメージが科挙にはつきまとっている。これは試験制度と言う視点から捉えた虚像にすぎない。科挙を、中国の政治・社会・文化構造のなかに置き直してみると、科挙の果たした真実がはじめて明らかになるのである」と社会システムにおける科挙の認識を主張する¹³⁴。また、中国の研究者達も科挙は古代中国の官吏登用試験とする認識の下で公務員制度整備の一環として科挙試験を再評価するとともに、科挙を社会との関連において再認識するようになった¹³⁵。

古く諸橋徹次は、宋代の儒家の実際活動から、宋代における儒学の目的が正名、経綸、修身の3つにまとめられると指摘した¹³⁶。前述(2.1)した社会的状況は(世の中の拝金主

¹³³詳細は辻清明『公務員制の研究』(東大出版会1991)70頁以下参照。また鄧嗣禹(Ssu-yU Teng)氏によると、口頭及び筆記試験という形式自体、他のギリシア、ローマなどにおける教育、官職への選抜過程には見られなかった。鄧嗣禹、1943、PP198-200参照。実際、西洋の中国文明への羨望と言われるように、中華帝国は最高の統治システムと評価され、科挙に関する議論は古く16世紀から見られる。鄧論文に1570-1870の間に出版された科挙制度に関する文献が列挙された。なお、本文の関心として、メリット・システムという試験形式としての影響よりはるかに重要だと考えるのは、ノースコート＝トレヴェリアン報告書における候補者の道德水準及び専門的知識ではなく、一般的な知能(intellectual)を重視する特徴である。また、特に注目すべき点は、アメリカの専門知識への要請と異なり、ラスギは、イギリス官僚制度に他の諸国に見られる融通性(flexibility)として称賛した点である。辻清明、前掲書、73-74頁及び鄧嗣禹、前掲、P234。

¹³⁴平田茂樹、1997、15頁。

¹³⁵何懐宏 前掲書。また羅志田は、「科挙制は文化、教育、政治、社会など多方面の機能を集約した基本的体制であり、上の官府の政教から、下の士人の耕読までに渡り、社会全体を一種の流動的循環にさせ、中国の社会構造において重要な連係及び仲介作用をはたしていた」と指摘した。羅志田、1998、185頁。

¹³⁶諸橋徹次『儒学の目的と宋儒の活動』「思想の矛盾と混乱とに煩悶し、環境の窮約と雑多とに苦闘せる青年は、一旦豁然として悟達するところあれば遂に人生の真面目を把束。」ひと言でいえば、宋の儒学は実学要求に促されて成れるものである。その発達には四つの要素がある。一は、復興文化の一般的流れに促される自覚である。二つは、道教主義迷信

義、貴族政治との対抗、北方騎馬民族の侵入の危機、仏教道教による思想的危機)、士紳層の根本的制度的改革を促した¹³⁷。科挙制度とは、まさにその目的を達成するため、士紳層が「経世」(ordering the world)の意図に従い、さらに時代のニーズに応じて漸進的に完成させた包括的社会制度である¹³⁸。

先行した諸制度の個別的な改革と異なり、科挙制度改革は最初から統一性、体系性を意識していた¹³⁹。それは、思想、政治・経済の実務及び士紳層個人の倫理的涵養をも含む基本的制度枠組みを目指していた。科挙制度は、宋代中国社会の基本的制度枠組みとして、科挙試験制度、職官制度、宗族制度などからなる制度システムとして作り上げられた¹⁴⁰。以下においては、士紳層の制度改革との関わりを注目しながら、科挙制度の形成過程を考察していく。

2.2.1. 科挙試験制度の確立

一般的には、宋代は科挙制度の確立した時代であるとの認識に基づき、それ以前の官僚選抜方法を「前科挙の時代」と位置付ける¹⁴¹。前科挙の時代には、科挙の雛型と言われた漢代の「察挙」が、その後、魏晋南北朝時代に入ると、「九品官人法」に取って代わった¹⁴²。

の失敗よりの覚醒である。三つ目は仏教哲理の飽酔よりの覚醒である。四つ目は国難の襲来に就いての自覚。

¹³⁷ 宋代の知識人であり官僚であった士紳層は、儒学を「義理の学」として再編成した学問の力によって民族的危機を打開しようとした。源了圓『義理』(三省堂、1996) 31頁。

¹³⁸ Ordering the world: approaches to state and society in sung dynasty china edited by Robert P. Hymes and Conrad Schirokauer. 1993 University of California Press

¹³⁹ 王安石の改革に見られるシステム性について、土田健次郎「王安石における学の構造」『宋代の知識人』(汲古書院、1992) 所収参照。

¹⁴⁰ 科挙試験制度は貴族勢力を排除し、新たな統治者集団を作り出すために工夫された。ここからみられるように、本論文における科挙制度の説明は、官僚倫理問題の問題意識を超えて、社会制度システムのデザインを意識しての展望を試みる。

¹⁴¹ 科挙に関する史実は官撰史書(いわゆる正史)の選挙志に記載されるのが通例であった。漢代を選挙制度の発端とするのは一般的で、「兩漢而下、選挙之制不同」といわれる。『宋史』卷一百五十五選挙志「志第一百八選挙一科目上」参照。しかし、後述するように、宋代以前の時代においては、制度的様相は頗る不完全なものに止まり、現在では宋代を科挙の成熟期とするのが通説になっている。

¹⁴² 漢武帝元光元年(紀元前134年)初めて儒学者の建議を採択し諸郡国から孝廉1人ずつ推挙するよう命じた。ここから、「歳挙孝廉」つまり毎年人材を推挙させる行事が確立された。一般には「薦選」或いは「郷挙里選」として知られている。これは中央政府から派遣された地方官が郷里社会の優秀人材を推挙することを建前としながらも、実質的には郷里社会の世論を掌握していた「豪族」の意向によって左右されることが多い選挙制度であったと言われる。中央政府から派遣された「中正官」が郷里の評判を聞いて人物を九等

その後、隋唐を通して、科挙試験制度に関する試行錯誤を経て、科挙以前の選挙制度は、当時の権力社会層である「豪族」あるいは「貴族」の家から代々官僚を生み出す再生産システムとして機能し、官僚の家により、世襲・固定化される傾向が強いのだった。従って、政治上、選挙権は権力者階層に握られ、皇帝とつても統治に不都合な点が多かった。経済・社会面においても、朝廷と大土地所有者との間には常に利益の衝突があった¹⁴³。

こうした問題点を解決するために、隋の文帝は実力試験により有能な官僚を抜擢する科挙制度を導入した。しかし、この改革もこれまでの権力階層に握られ、選挙体制を全面的に改めることは出来なかった。唐の時代になっても、貴族が依然として大きな勢力を誇っていた。当時、五品以上の高官に対して、子孫に官を授ける「任子」の制度が実施されていたが、資格試験を行う礼部と官僚を任命する試験を担当する吏部の対立の中、吏部を握る「貴族」は、この制度を用いて地位の保持に努めた。礼部試験に合格したものは、「身言書判」という官吏任用試験を受けることになり、この試験は、実のところ、貴族としての体格風貌「身」、流暢な弁舌「言」、優美で達者な筆遣い「書」、理路整然とした文章力「判」を兼ねる人物を選抜することを目的としていたので、このような試験構造により、最終的には科挙もまた「貴族」の家柄維持に巧みに利用された¹⁴⁴。

科挙が形式上、誰でも受験でき、また公平性・客観性を備えた官吏登用試験制度となったのは、宋の時代であった。宋代において、王安石の新法をはじめとする制度改革を通じて、諸々の制度が詳細において整備され、制度の整備は主に皇帝は自ら信頼する官僚を抜擢して、政策の立案を担当させた。政策は最終的に皇帝の勅令という形で遂行された。

科挙制度が確立された宋代以降は、科挙時代と呼ばれ、清代末期に科挙の廃止まで、千年続いたのである。具体的に、歴代の科挙制度の改革に関する内容を収録するのは、正史

に評定して（これを「郷品」の九品という）、中正官からの報告を受けた中央政府が「郷品」に基づいて官職に任命する制度である。ところが官僚を出す家が固定化してくると、一定の慣行の下で運営されるようになった。例えば、ある家が代々二品の官僚を輩出すると「郷品」二品の家と認定され、その家の子弟は「郷品」より四品下の六品官から官界入りし、最終的には二品官まで上り詰められると言うものであった。つまり、当時「上品に寒門なく、下品に勢族無し」（品等の高い官に家格の低いものが、低い官に家格の高いものがつけられることはない）とうたわれたように、実際能力と無関係に、家格によって選ばれる官吏登用法であった。宋代以前及び以降に関する詳細は以下の解説書など参照されたい。『科挙史』（1987、平凡社）『九品官人法の研究：科挙前史』（1956、東洋史研究会）又平田茂樹、前掲書、5頁；李鉄、『中国文官制度』（1989、中国政法大学出版社）。

¹⁴³ 両漢当時の土地所有状況について、趙儺生、1984、71頁参照。

¹⁴⁴ 平田茂樹、前掲、7-8頁。また、宮崎市定『科挙：中国の試験地獄』119頁参照。

の『選挙志』の部分である¹⁴⁵。

1. 試験手続の整備

a) 三段階試験制度の定立

宋太祖は開宝5年(972年)、省試つまり文部書たる禮部の試験合格者に対し、自ら覆試、つまり二次試験を行った。そして、開宝6年、試験主考官の李昉の不正を察知した太祖は、再び自ら出題して、不正によって合格した李昉の同郷者を落第させ、新たに合格者を決定した。これが殿試の創設となった(『続資治通鑑長編』卷十四開宝六年三月辛酉の條参照)。その後、皇帝が自ら行う殿試の確立によって、郷試、省試、殿試の三段階選抜の形式が定立した¹⁴⁶。

b) 試験を行う時期の標準化

それまで不定期に行われていた試験の実施は、三年に一度と定め、以降清末まで維持されていった。北宋英宗治平三年(1066年)十月に詔書を下し、「其令礼部三歳一貢挙」つまり、試験を管轄する礼部に3年ごとに科挙を行うように命じた(『続資治通鑑長編』卷二百八「英宗」)。科挙時代に定期的に行う試験が一種の継続性のある制度となり、時の皇帝でさえ変えることが出来なくなった。戦争、自然災害のため停止した場合でも、平常時に戻った後すぐ再開された¹⁴⁷。このように、科挙試験制度はそれ自体が確実で信頼性の高い選択基準となり、社会的資源配分、社会階層の分化及び個人てきな地位の流動化にも大きな影響をもたらした。

c) 鎖院・封彌・謄録法の実施

試験官と受験生の不正を防ぐために、実際の科挙試験においては、受験生の名前の部分を糊付け(封彌)し、また受験生の筆跡が分からないように、答案を筆写(謄録)し、副本をもとに採点を行うなどの方法が取られた。

太宗淳化3年(992年)3月、大臣陳靖の建議を受け、皇帝は糊名などの試験制度の整備を命じた(「將作監丞蒲田陳靖上疏請糊名考校以革其弊上嘉納之」(『続資治通鑑長編』卷

¹⁴⁵ 唐代の『唐六典』を行政法典と見なす見解がある。それは、文官制度の体系化の象徴と考えられている。李鉄『中国文官制度』28頁。また、宋代に関しては、寧宗慶元元年編制された『慶元條法事類』が宋代の行政法典とみられている。李鉄、前掲30頁。

¹⁴⁶ 荒木敏一『宋代科挙制度研究』(1969、)殿試に関する記録は『宋会要輯稿』選挙七、八親試の条は最も詳しい。

¹⁴⁷ 何懐宏、前掲書、91頁。これは現代におけるアメリカの四年に一度の大統領選挙と同様、個人に公平に上昇する経路を提供したと評価される。

三十三「太宗」)。これら糊名、謄写などの導入に代表される厳格な試験体制の整備といった取り組みがなされ、科挙の最大の特徴である機会均等、実力主義といった性格が獲得された。現代官吏の登用基準は、一般に法律・経済といった専門知識であるが、科挙のメイン・テキストは儒教の古典で、これは漢代以来、儒学が唯一の支配的イデオロギーとして確立された結果である。現代的な学問分科から見て、具体的に儒教はどのような学問であったのかを、科挙教育、試験内容などを通して歴史的に見てみる。

2. 教育施設の整備

宋代でもっとも早い官立学校は、1022年、知府の主導で設立された。翌年、皇帝がそれを維持するための僅かの土地を配分したときに、国内で最初の正式な府学となった。その後、公的教育施設不足のため、多くの有為な人材が国家に出仕出来なかったと明言した上、皇帝自ら勅令を出し、あらゆる省・府に学校を設立するよう命じた。しかし、その後多くの理由によってほとんど実現しなかった。

さらに、政府による教育機構を補うために、士紳層は私財を投じて様々な書院、私塾（社会学、義学）が設立した¹⁴⁸。特に私立の書院は、官学と私塾の間にあつて、重要な役割を果たしていった。科挙の開放性、科挙試験の大衆化現象について、梁漱溟はかつてこのように述べた、「現代の人は、相当な金銭的保証がない限り、中等以上の教育が受けられない。しかし、現在では想像できないが、以前の人々は極めて容易にできた」と¹⁴⁹。宗族は専ら一族の成員を教育するために義学を設立したが、様々な地方の富裕層によって設立され、私的教育が受けられない近隣の若者達に開放された義学も存在したという。定期的な寄付に依存する学校もあれば、恒久的基金を持つ学校もあった。その上、いろいろな地域から起こった商人団体が、沿岸及び内陸の主要な港都市に義学を建てることも益々珍しくなかった。商人たちは、無料の学校教育のみならず、地方試験・郷試・会試を受験する同窓生への補助金をも提供したという例もある¹⁵⁰。愛宕松男は南宋の福州城内の読書熱と教育熱を考察し、読書率は総人口の四分の一に達したという¹⁵¹。

¹⁴⁸ 多賀秋五郎編 『近世アジア教育史』（文理書院、1967）参照。

¹⁴⁹ 第一に、教科書が少ない。紙と筆以外、実験実習の道具設備一切必要がない。第二に、学費の要らない義塾が至る所にある。宗族間の公有財産は祭祀以外に、ほぼすべて子弟の読書奨励に投じられた。第三に、勉強して、幾年後も、教書しながら、受験出来る。梁漱溟、1949、155頁。

¹⁵⁰ 何炳棣、前掲書、174-175頁。

¹⁵¹ 伊原弘、1991、86頁。

3. 試験内容の変化

1. において、主に試験の手続を見てきた。試験科目によって人材を選挙するという意味の科挙は、時代とともに試験科目の数と名称の変化に富んだ様相を見せてきた¹⁵²。その変遷過程に関しては、ここでは省略するが、宋代においては諸科の廃止による「進士科」への重心の移動が大きな特徴である¹⁵³。進士科とは、合格者に最高学位の進士が授与される科目で、さらに「詩賦」科と「経義」科に細分化されていた。宋代においては、従来の「詩賦」つまり文学的貴族的な能力へから、儒教的「経義」に関する教養が重視されるようになったのである。

a) 試験内容の変化

唐代の科挙は、詩賦に代表される文学の才能を問う進士科と、明経科に代表される経書の暗記能力を問う諸科に分かれるが、受験時の待遇・合格後の出世の面から進士科が尊重された。両者は首都に集まり、礼部による帖経（経書の暗記能力を問う試験）・雑文（詩賦などの律詩の能力をはかる試験）・時務策（時事を問う論文試験）の試験を受ける。

「経義」進士科重視という試験科目の変化に応じて、試験の内容も大きく変わっていった。宋代の初めの試験内容は唐代とほぼ同じである。進士科は詩・賦・論を各一首、策五道、帖『論語』十帖、対『春秋』『礼記』墨義十條を受ける（『宋史』選舉志一百五十五卷原書 3604）。

その後、1043年、平民宰相、范仲淹（989—1052）によって経書の暗記能力のみを考察する帖経墨義方式が廃除されたが、すぐ反論によって回復された（『宋史』3613-3614頁）。その後、熙寧四年（1071年）、王安石の提議によって朝廷は再び科挙改革に乗り出した。その主な内容とは諸科を廃止し、進士科に統一するというものだった。進士科試験から帖経墨義を廃除し、さらに作詩上のテクニックを採点の基準とする詩賦の試験内容も削除し、経書を自らの理解に基づいて解釈させる経義・論・策の試験を課すことにした¹⁵⁴（『宋史』選舉志卷百五十五訳注 88条 原書 3620頁）。

¹⁵² その時代に合った人材に対する期待の変化は、科目の変遷によって映りだされる。しかし、また変化は必然的に受験勉強に励む書生に多大な不安定感を与えていた。

¹⁵³ 詳しく荒木敏一、前掲書 第四章科目を参照されたい。氏はこれを宋代科挙の一大変革と評価し、進士科への一本槍と読んだ。

¹⁵⁴ 南宋になると再び「詩賦」科進士が復活され、次の現代において朱子学の地位が完全に確立されるまで、「経義」進士科との拮抗状態は続いた。また例外措置として、「新科明法科」を設けた。律義・断案（実際の事件について律の解釈に基づく判決を問う）の試験を課し、法律に明るいものを官僚に登用しようとするものである。後述三参照。

范仲淹は経書の重要性を訴えた。次の文章から、経書のそれぞれの内容が伺える。「夫善国者莫先育才 育才之方莫先勸学 勸学之要莫尚宗經 宗經則道大 道大則才大 才大則功大 蓋聖人法度之言存乎『書』 安危之幾存乎『易』 得失之鑒存乎『詩』 是非之辨存乎『春秋』 天下之制存乎『禮』 萬物之情存乎『樂』 故俊哲之人入乎六經 則能服法度之言 察安危之幾 陳得失之鑒 析是非之辨 明天下之制 尽萬物之情 使斯人之徒輔成王道 復何求哉」¹⁵⁵。つまり『論語』『孟子』を初めとする経書は、政治知識、社会知識、特に倫理知識の根源と見なされ、高度な政治判断、政策決定の基礎と認識されている¹⁵⁶。これら経書の知識に基づいて、進士科試験では、政治及び哲学原理に関する理論的文章の作成「論」、時事問題、政策問題を答える「策」が課された。経学は、現代における哲学、歴史学、倫理学、政治学、社会学、法学などに相当する、つまり科挙試験は古典教養に裏打ちされた総合者^{ジェネラリスト}を求め、人文と社会科学の主な分野をまたがる多面的な知識領域を問う試験であったと言えよう¹⁵⁷。

b) 受験勉強のマニュアル化

しかし、前述した詩賦に取って代る論文方式の試験に反対する意見として、「詩賦聲病易考 而策論汗漫難知」つまり、韻律の決まりで判断する詩賦の試験より、経義に対する判断の基準の難しさということが挙げられた。それに対し、士大夫の倫理的価値観を統一するために、王安石が『三経新義』『字説』を制定し、すべての公立学校に配布し、科挙の教科書として位置付けた¹⁵⁸。

また受験者は、『論語』『孟子』を初めとする合計 57 万字を超える膨大な儒教經典を暗記する重圧から開放されたとはいうものの、それらを熟読するのも容易ではなく、多大なエネルギーが必要となり、正しい勉強方法を模索していた。この社会的要求に答えるべく、科挙受験に用いるテキスト及び学習計画が多く作られていた。その中で、もっとも影響力を持ったのは朱子学的勉強方法である。朱子は勉強の過程を小学と大学の二段階に分け、

¹⁵⁵ 范仲淹 『范文正公集』 卷九「上時相議制举書」(1965、台北商務印書館)。

¹⁵⁶ 孔子と孟子の著作以外、『書経』『詩経』『易経』『禮記』『儀禮』『周禮』『公羊傳』『左傳』『穀梁伝』『孝経』などが含まれる。

¹⁵⁷ 何懐宏 前掲書 168 頁参照。)。

¹⁵⁸ 王安石父子によるもので、後、司馬光に代表される旧法派によって廃止された。また、新法派と旧法派とが共通しているのは新たな時代に適合する儒教を提唱しようとする復古の精神である。経書解釈の統一を通じてさらに士大夫の共通道徳の涵養を図る目的の一致が確認できると平田は指摘した。平田茂樹、前掲書、17-18 頁。また土田健次郎前掲 25-28 頁をも参照されたい。

受験の勉強はかなり早い時期に始めなければならないと主張し、自ら確立した学習方法を述べた¹⁵⁹。その後「程氏家塾読書分年」に代表される朱子学に基づく勉強マニュアルが多く制定されていった（下表参照）。

表 4 科挙受験マニュアル

時期・注意事項	学習内容・目的
八歳入学以前の時期	蒙書・文字を覚える
八歳入学後の時期 右記の順序で読む	小学 大学経伝正文 論語正文 孟子正文 中庸正文 孝経刊誤 易経正文 書経正文 詩経正文 儀礼并礼記正文 周礼正文 春秋経并三伝正文
十五歳以降の時期 三、四年かけて右記の学習を終了すると、史書を読み、あわせて詩賦と文章を学び始める。	大学章句・大学或問 論語集注 孟子集注 中庸章句・中庸或問 本経（易・書・詩・礼記・春秋）
その後二、三年間を経て二十二歳から二十五歳の間に科挙を受験できる学力を備える。	前掲の諸書を復習しつつ、専ら経問・経義・古賦・制誥章表などの文章を学ぶ。

2.2.2 職官制度の変遷

職官制度とは、宋代の官僚制度であり、『宋史』職官志に記載されている部分にあたる。

¹⁵⁹ 朱熹『朱文公文集』卷七十六「題小学」「古者小学 教人以灑掃應對進退之節 愛親敬長隆師親友之道 皆所以為修身齊家治國平天下之本 而必使之其講而習之於幼稚之時……此書授之童蒙 資其講習 庶幾有補於風化之萬一云爾」

政治制度全般の構成説明から、各行政官庁、官職の名称が含まれている¹⁶⁰。宋代官僚制については専門的著書を参考されたいが、ここでは、主に宋代の特徴的な政策決定制度である「対」及び官僚の任命、昇進を管理する人事制度、いわゆる「叙遷之制」を考察する。

まず、「対」とは特定の官職を帯びる者に頻繁に皇帝と極めて身近な場所で、宦官など近侍のものを遠ざけ、秘密裏に行われていた政策討議などの対話のことである¹⁶¹。このルートを通して、時に国立学校の太学生をも含むほとんどすべての官僚が、通常の方針の立案・審議・施行過程の中心に位置する三省に対し、「時政の得失、人民の疾苦、刑獄の冤濫、機密に渉るものであれば、直ちに上殿することを許す」ように、方針に対する修正、異議申し立てを随時行うことができた。この制度は宋代以前のように宰相および貴族が皇帝と士紳層との間を遮断する弊害を克服し、皇帝の耳目の装置として重要な役割を果たしていた。また、士紳層がより積極的に方針決定に参加する機会を獲得した¹⁶²。

官僚を選抜する科挙試験に続き、官僚の任命においても天子つまり皇帝の独裁的権力が特徴であった。王朝の基本精神は一世皇帝、宋太祖の「宰相須用読書人」という言葉に表されている（続資治通鑑長編太祖乾徳四年五月乙亥の條、宋の江少皇朝事實類苑卷一、宋の陳均の皇朝編年綱目備用卷一乾徳四年五月「収蜀図書」）。まさにこの一句は、文官優位、儒臣尊重の社会、いわゆる読書人時代の到来を宣言したものである¹⁶³。そしてこの読書人はほかならぬ、科挙の合格者、特に進士出身者を指しているのである。官僚は入仕の際の状態、進士の肩書の有無、及第時の成績の良否によって将来の昇進の可能性が大方決定されていた¹⁶⁴。『宋史』職官志九叙遷之制の初めの「文臣京官至三師叙遷之制」の条において、最初から中央官僚に任命されるのは進士合格者のトップに限ると規定し、進士の優位が確立された。その他の科挙合格者はまず「選人」という官僚の初級的身分から地方官などの経歴が必要とされる。

¹⁶⁰ 職官志の一から五は、三省六部の官庁に関する説明、六は武官・内侍・京府・藩鎮、七は、地方官に関する記載、八は朝廷の大儀式「合班」などの際における官僚の席の順番を規定する合班・雑沓・官品、そして九は官僚の任命、昇進を定める叙遷之制、続いて十から十二までが雑制・俸禄制である。解説は宮崎市定「宋代官制序説」『全集』10所収を参照されたい。

¹⁶¹ 平田茂樹 「宋代政治構造試論」632頁。

¹⁶² 宮崎市定はこの対制度によって、皇帝と官僚が直接結びつくという君主独裁制のあり方が表されていると指摘した。

¹⁶³ 荒木敏一、前掲書、五頁。

¹⁶⁴ 宮崎市定、「はしがき」梅原郁『宋代官僚制度研究』。この仕組みを現代日本の人事制度と比較して論じているところは興味深い。

前述したように、皇帝によって中央集権的官僚機構の改革を通じて皇帝への権力集中が図られていた。その重要な一環として、官僚の任命における皇帝の介入がある。唐代以前の官僚人事は吏部の大権を握っていた貴族によって独占されていたことはすでに述べた。宋代になると、皇帝は自ら最終試験たる殿試に臨み、優秀な者に対し、吏部の試を待たずして即座に任官を行った¹⁶⁵。

また採用後の昇進人事における皇帝の介入もしばしば見られる。宋代の初期において、官僚の昇進は所謂年功序列の硬直した制度であった。その後、磨勘（つまり改官、選人から推薦を受けて、官品をもつ中央官僚に改められること）、黜陟（功のないものを退け、功のあるものを昇進させる考績制度）という人事管理システムが整備された¹⁶⁶。そして、仁宗（1023-1064 年在位）の時代においては、選人改官が特に重視されていた。改官の資格を具えた選人は都へ集められ、皇帝自らの面接によって京朝官に就任することが決定される¹⁶⁷。また、科挙試験における進士合格者は、任官後中央官僚の推薦を受け、「館試」という特別の試験を受けて合格すれば、館職という地位が与えられる。これは天子直属のアカデミーの研究者とも言うべき地位で、俗務に累わされずに政治に必要な経史文学の涵養に努める。その地位が待制、さらに学士の段階に達すると「侍従」と呼ばれ、天子の顧問となり、政策決定に大きな影響力を果たすことになる。しかし、その際にも科挙試験における成績は決定的要素となっていた¹⁶⁸。人事管理における皇帝の強い影響力は君主独裁としてみるのが一般的だが、その反面、士紳層の国政に接する機会の増大としても考えるべきであろう。

¹⁶⁵ 荒木敏一、前掲書三三二～三三六頁。

¹⁶⁶ 詳細は梅原郁『宋代官僚制度研究』参照。

¹⁶⁷ 『萍洲可談』（上海古籍出版社、1989）巻一。

¹⁶⁸ また梅原郁氏は「宋代名臣言行録」85に基づいて、北宋時代の平均的なエリートコースについて説明した。「五、六歳より、『論語』などから初めて、いわゆる『五経』を中心とした儒教のバイブルである『経書』を丸暗記した上、詩と文章を作る修練を積み、科挙の難関を突破して進士の肩書きを手に入れるのが、どんなに天才でも18歳から二十才になる。官員になって、州県の属官（三級事務官の旧称）から副知事、知事を十年から十五年つとめて、中央にもどり、幾つかに分かれた出世コースを辿る。例えば、監察官である御史台のポスト、自由に政策批判を許される諫官、或いは下級の詔勅起草官たる知制誥の任につくなどした後、法務、大蔵もしくは人事院の部課長を経て、各省庁の局長クラスにのぼる。さらに優秀の人材は翰林学士に登用され、国都開封府の長官たる知開封府、大蔵大臣に当たる三司使、軍政の最高官庁である枢密院の次官屋長官をへて、副宰相参知政事、そして頂点が宰相同中書門下平章事という具合である」。

2.2.3 宗族制度の変化

「宗」とは女系を排除した親族概念であり、宗族、すなわち父系の血縁集団を指す¹⁶⁹。親属という言葉には、自己と男系の血縁によって結ばれている人々とその配偶者のことをさす「本宗」と、婚姻関係を挟んだ関係を「外姻」とを含まれている。中国社会では古くから狭義の「家」(家計を共にする生活共同体)の上に、広義の「家」というべき父系血族集団である宗族が構成されてきた。以下では前者を家族あるいは家庭と呼び、宗族と区別使用する。宋代の宗族には、従来の宗族と比べ、著しい変化が見られた¹⁷⁰。

宋代以前の貴族、豪族の大家族は血縁を重んじ、一族集まって共同生活を営む聚居する形が普通であった。しかし、宋代に入って、従来の宗族が没落し、范仲淹の范氏義荘に代表されるような新たな宗族様相が形成されていった¹⁷¹。宗族には「宗譜」編纂、祠堂での共同の祖先祭祀、あるいは永久的な共有財産と福利規定の設置に見られるように、宗族を統合しようとする組織原理が顕著に現れてくる¹⁷²。その組織性を代表するものの一つが、一族の贍養・救恤を目的に作られた義荘である。義荘には贍養・救恤の基盤となる「義田」、祭祀の費用を賄うための「祭田」といった田産や、一族の贍養のために米穀を貯える「義倉」等が設置された。その結合は、必ずしも同族が門を並べて隣同士に住む形式をとらず、ある程度の交通連絡を確保できれば、地域的広がりを持つようになった¹⁷³。さらにある地域の宗族はその土地の祠廟への積極的介入を試みたことなどに現れるように、地縁的影響力の拡大もみられる¹⁷⁴。

離れて暮らす宗族の精神的連帯を図る重要な手段の一つは、一族の起源、系図、活動などを記載する宗譜の編纂である。現代に残された大量の宗譜資料は、宗族内部の実態解明

¹⁶⁹ 滋賀秀三『中国家族法の原理』(創文社、1975) 19頁。井上徹『中国の宗族と国家の礼制：宗法主義の視点からあの分析』(研文出版、2000)。牧野巽『中国家族研究(上)』(お茶の水書房、1987) 参照。

¹⁷⁰ 最も宗族は制度としてみるか組織としてみるかに議論の余地が残るが、本論文は士紳層を組織主体として考察を進めており、ここでは主に組織化を図る士紳層による制度的創出する取り組みを述べたい。

¹⁷¹ 遠藤隆俊「范氏義荘」『宋代の知識人：思想・制度・地域社会』(汲古書院、1992) 所収参照。

¹⁷² 多賀秋五郎『宗譜の研究』参照。

¹⁷³ 牧野巽『中国家族研究(上)』(御茶ノ水書房、) 126-127頁参照。

¹⁷⁴ 須江隆「祠廟と宗族—北宋中期以降の地域社会の形成と再編」シンポジウム「中国そう明時代の宗族」2003.8.10 於高知参照。

にとって極めて有用な資料となる¹⁷⁵。宗族内部の秩序統制に関する制度は「家規」、「家約」、として宗譜の重要な内容となった。特に族人の人間性を教育するための規範として、「家訓」「家範」が収録されていた。こうした家訓、家範は処罰規定が強い家規、家約と異なり、「告諸子書」(范仲淹)、「勸親睦」(蘇軾)、「袁氏世範」(袁采)など当時流行していた士紳層によって作られていた修身教化のものを参考にして作られていた¹⁷⁶。その具体的内容は、ほかならず、「灑掃應對進退之節 愛親敬長隆師親友之道」「恭順父母 尊敬長上 和睦鄉里」といった朱子学の「修身」の内容及び方法が徹底されていた。

科挙に対しての宗族ぐるみの取り組みは、宋代以降の宗族の組織化の現われとして、もっとも注目すべき変化のひとつである。とりわけ、科挙制度の確立と共に、貧しい家庭ほど成功しようとする意欲が高まり、家の再興を図るため、「起家」¹⁷⁷という組織化の動きが活発になっていた。この時代の宗族にとって治産(財産を蓄える)ということよりも、科挙による成功の階段のほうが魅力的であった¹⁷⁸。例えば袁采は「不若以其田置義學、能為儒者、擇師訓之、既為之食、且有以周其困乏、亦不致生事擾人、紊煩官司也(『袁氏世範』四庫全書本、卷上、頁28下)、治産より科挙の道を選択した。そのもっとも重要な原因とは、科挙合格者を出して、「官戸」の身分を維持することが、大土地所有を維持するための不可欠な条件だったからである。そのため、宋代では、一族の子弟を教育する「義学」・「義塾」と呼ばれる教育機関が設けられた。経済的、物質的条件を備えた上、受験勉強の方法も工夫されていた。前述した科挙受験のマニュアルたる「程氏家塾讀書分年」も、一族の子弟のために作られたものであった。宗族のこのような努力は、何代にもわたり科挙合格者を送り出すことができ、一族の繁栄を維持していた。しかし、逆に組織化を怠っていた

¹⁷⁵ 多賀秋五郎 前掲書。日本、中国及びアメリカに現存する宗譜の目録を整理されている。ちなみに、現在でもインターネット上の宗譜が作られ、海外にいる親族との連携を図っている。

¹⁷⁶ 小林義広「宋代の「諭俗文」」宋代史研究会編『宋代の政治と社会』(汲古書院、1988) 35頁参照。

¹⁷⁷ 宋人傳記及び墓誌銘的材料を根拠に、陶晉生は唐末及び五代世家大族は戦乱によって、勢力が大きく衰えていた。宋代において、貧困家庭は科舉、材行、能吏、治産等の方法を通じて、士大夫の仲間入りを図っていた。陶晉生「北宋士人的起家及其家族的維持」『興大歴史學報』第三期(1993)11-34頁。「北宋士大夫家族的維持」『簡牘學報』16(台北：1997)、432-441頁。

¹⁷⁸ Richard L. Davis *Court And Family In Sung China, 960-1279* Duke University Express 1986。「名族」といわれる唐代以来の貴族史、韓、呂三家の実証研究によって、唐代以来の地主、軍閥、貴族など家族の成功と繁栄を維持するため、科挙の階段に登る戦略転換がせめられたことを解明された。

宗族は、科挙合格者を輩出するという競争にまけてしまう結果となった¹⁷⁹。つまり、宗族は受験教育の重要な場であり、科挙試験に合格するためのもっとも重要な基盤となった。

2.3 科挙制度と士紳層

前述したように、科挙制度とは士紳層が社会的危機を克服し、正名、経綸、修身のため、積極的に社会的変化に応じて改革を進め、形成させた制度である。賈志揚は科挙制度の社会と政治とを接続する意義の重要性を認識し、皇室の目標、官僚人事、社会的地位、地方士紳社会の形成、地域発展及び家庭の構造と役割の変化などにも影響を及ぼしたと指摘した¹⁸⁰。ここで、一旦確立された科挙制度が、士紳層にどのような変化を齎したのか、また士紳層の制度改革の目的は達成できたのかを検証してみたい。

2.3.1 科挙制度と士紳層倫理観の形成

宋代は後世から「士大夫の時代」と称えられ、士紳層の倫理観がもっとも高揚していた時代とされてきた。しかし、宮崎市定は、この一般的イメージを朱子自ら編集した『名臣言行録』の影響から生じた錯覚であると指摘し、この説に疑問を投げかけた¹⁸¹。善行嘉言を集めて、世間の教化を目的とする名臣言行録は、同時代の書物と同様、理学の強い影響を受けたことを考えると、このイメージをそのまま宋代の実態に置き換えるのは確かに危険ではある¹⁸²。

宮崎市定は、宋代の士風が後世に甚深な影響を及ぼし、特に明代の士大夫の行動模範となった事実を考えると、それは単なる名臣言行録を読んだ偶然の結果だとは説明できないとも論じた¹⁸³。その根底にあるのは、やはり宋代に確立され、明、清まで受け継がれた科挙制度によるところが大きいと思われる。修身及び教育において、その後約千年に及ぶ科挙制度並びに朱子学の独占的地位は、その合理的一面を物語っている。倫理観を育成に関する主張は、朱熹の教育観において見ることができる。その端的特徴とは「家・国・天下」

¹⁷⁹ 青木敦「宋代江西撫州における修譜と限田法：宗族形成の敗者と税役」シンポジウム『中国宋明時代の宗族』2003年8月10日高知参照。

¹⁸⁰ 『宋代科挙』賈志揚（John Chaffee）（東大図書、1995）2頁。

¹⁸¹ 宮崎市定「宋代の士風」『宮崎市定全集10』。

¹⁸² 宋代の理学は、科挙教育、民間の教化、史書への影響を指摘した。李弘祺『宋代官学教育』25頁以下参照。

¹⁸³ 宮崎市定 前掲注181、300頁参照。

の序列構造への重視である。

士紳層の倫理観の土台には、幼年時代に過ごした家族及び地域共同体の影響が深く残されている。朱熹の「勸諭榜」を模範に、士大夫による地域社会における朱子学の普及が様々な形で行われていた。「家訓」、「家禮」、「郷約」、「郷礼」によって、宗族は人間としての基本的倫理を涵養する重要な場であった¹⁸⁴。そして、科挙の受験勉強を通じて、「治国・平天下」の儒教的倫理観が徹底的に植え付けられていった。次章の考察の対象である裁判官の実例を通して、倫理観形成の過程を考察することにする。

① 方岳 (1198-1262)¹⁸⁵、字巨山、号秋崖。彼個人に関する研究は殆ど行われていない。南宋江南東路祁門 (現在の安徽省祁門市) 出身、南宋寧宗慶元四年 (1198 年) に県城内の何家烏で生まれた。本籍は嚴州 (晩唐の詩人方幹はその遠い先祖であるといわれる)、父親の欽祖は、郷里で長者と呼ばれ、母親は汪氏、父と同じ郷里の郷貢進士汪清英の娘である。方岳はこのような家庭環境において、7 歳にして、詩賦ができた。

1207 年、方岳九歳の時、郷里の「試郷人墨義」(迎神驅鬼の礼) の席で、「操筆立就、一座尽驚」つまり、即席で詩賦を作成し、一周を驚かせた、とある。1214 年、16 歳で郡の学校へ入った。教授¹⁸⁶ (先生) であった嚴陵出身の葉子儀は、しばしば多聞難学——広い知識と難問を用いて講義を進めた。学生には『資治通鑑』を繰り返し読ませた。葉教授は

¹⁸⁴ 小島毅「福建南部の名族と朱子学の普及」宋代史研究会編『宋代の知識人』(汲古書院、1993)。小林義広「宋代の「諭俗文」」宋代史研究会編『宋代の政治と社会』35 頁 汲古書院。井上徹「「郷約」の理念について：郷官・士人層と郷里社会」『東洋史研究報告』11 (1986) 34-59 頁。

¹⁸⁵ 方岳は後述清明集の代表的な裁判官の一人として言及されることはあっても、個人に関しては、研究が殆どなされていない。その原因は、宋史に伝記がなく、地方志による断片的記載に依拠するしかなかったからだと思われる。宋代以降は、印刷事業の発達により、各地方が地元出身及び地元の活躍した名士の事跡を記録する活動が盛んになっていった。宋代に出版されたものは現存 41 種しかないが、その後、歴代の再整理によるものは大量に残されている。本論文は沈治宏＝王蓉貴が編撰した『中国地方志宋代人物資料索引』(四川辞書出版社、1997) を参考に、方岳の項 (00227 頁) を検出した。その中の弘治徽州府志卷七 五七一五九頁の伝記を利用した。本書は『宋史』など朝廷によるいわゆる正史に記載がない人物に関する検索にはとても有益なツールとなる。幾度免職され田舎に戻った方岳はその生活振りを詩に表した。遠く日本にも方岳の人格と詩風が認められ、江戸時代文化二年にその個人文集『方秋崖詩鈔』が刊行された。長澤規矩也『和刻本漢詩集成 第十六輯宋詩編第六輯』(汲古書院、1976) 383 頁以下所収。1998 年に、秦効成『秋崖詩詞校注』が安徽省の黄山書社より出され、38 巻の個人文集、清人による伝記が収録されている。さらに調べたところ、静嘉堂文庫所蔵の悦賢軒蔵書 81 巻手写本が最善な資料であるとわかった。

¹⁸⁶ 文官名王安石によって州学校へ派遣された。賈志揚前掲書 116 頁。

一節を取り上げる度に、必ずそこに書かれた事及び関係する人物、またその終始が何巻にあるかなどを学生に問うた。その難問に答えられることができたのは、学生の中で方岳と方琢（元圭）のみであった。逆に葉教授は彼らに質問されると、答えることができなかった。

1223年、方岳は、25歳の時、徽州の長官を務める袁甫と出会い、また宣州の守、呉柔勝に二度師従した。理宗（1224～1264在位）宝慶元年（1225年）、方岳は、浙江を遊学した。この年に、当時の宰相、史彌遠が済王を自殺させるという事件があった。これに対して、真徳秀（1178～1235）¹⁸⁷と魏了翁（1178～1237）¹⁸⁸がともに史に対し不平を申し出たが、皇帝に認められずに職が罷免された。

1226年秋、方岳は、科挙を初めて受験したが落第した。1127年、汪立中が知徽州となった。方岳の文集の中に八編の詩から、汪立中と交際が深かったことが窺える。汪立中は理学家であり、朱子学を専門とした。方岳の青壮年時代は理学の最盛期でもあり、朱子の本籍地徽州茅源の滕燐、李季子、祁門の謝進などと交際し、師従していたことから、方岳も朱子の弟子に当たる。理宗紹定二年（1229年）、三十一歳にして科挙に再挑戦したが、再び落第した。その年に徽州の守に就任した範鐘と知合った。1230年、再度浙江を遊学した。1231年、紹定四年、浙江滞在中に漕試に一位で合格した。紹定五年（1232年）、遷試¹⁸⁹甲科第七位で合格した。実際廷試の際、第一位だったが、当時の権力者史彌遠を侵して第七位にされた。初任は南康軍教授に任じられた。紹定六年丁母憂、郷里に帰った。紹定六年から端平元年まで在任中の地方官徐宰に書簡——「簡徐宰（祁門県宰徐拱辰名臣徐応龍長孫）」を送り、その中「俗吏相伝作県難、及民那有一分寛、聞君有逮従諸老、説到民貧鼻亦酸」、つまり、世俗の官吏が互いに知県としての苦勞を言うばかり、人民に接する際は、少しの寛大さもない。だが、あなた（徐宰）が地方の長老を尊重し、民衆の疾苦を同情すると良く耳にすると、徐宰のことを褒めた。1234年端平元年36歳、除州教授に移り、趙

¹⁸⁷ 真徳秀（1178～1235）字は景元、または景希。諡は文忠。浦城の人。慶元五年（1199）、進士に及第した。紹定年間に参知政事に上った。朱子学の代表的後継人とされる。著書には、『西山文集』がある。人物研究について、小島毅「牧民官の祈り」史学雑誌 100 編 11 号（1991）参照。

¹⁸⁸ 魏了翁字は華父、号は鶴山。邛州蒲江の人。幼いころ、一読したものは忘れず、神童と称された。慶元五年（1199）、進士に及第した。知嘉定府となった。白鶴山に室を築き、門生を集めて理学を講じた。理宗のとき、端明殿学士に上った。湖南・浙東・福建などの路安撫使をつとめた。著書には、『鶴山集』、『九經要義』がある。

¹⁸⁹ 廷試の誤ではないか。

葵と出会う。この年に、真徳秀と魏了翁が皇帝に起用され、いわゆる「小元祐」時代の治世を迎えた。この際、趙葵の代筆として、「代賀魏（工部）侍郎」を送った。1235年叙淮東安撫司幹官となる。七月に高郵軍内乱がおこり、方岳は製命の職で出向き、主悪の何人かを死刑に処し、叛乱を制圧した。その後、除州に戻り、親族を携行して南徐（鎮江）に赴官。1236年、淮東安撫司幹官揚州に在任。五月趙葵華文閣直学士に昇進し、「代謝除華文閣直学士」を代書した。趙葵の甥にあたる胡頴（後述胡穎はその弟にあたる）は趙葵に従い李全を破った功を認められ、方岳が「代謝軍器監簿」代筆した。1237年39歳淮東安撫司幹官揚州に在任。1238年は、方岳にとって家事、国事共に大事な一年であった。この年40歳にして、呉淵、呉潜兄弟の推薦を得て、礼兵部架閣に昇進、添差淮東制司幹官揚州に在任。1239年、65歳の父親の病気が危篤なり、秋に帰郷の途中で無くなった。方岳が喪に服するため、淳祐元年1241まで郷里に滞在した。

1241年秋、出仕のため、方岳は再び首都臨安へ出むく。1242年、中央官僚を目指す方岳はそのまま臨安に滞在した。この年の2月、「與胡司直」を書き、胡穎の母親の長寿を祝賀した。宰相史嵩之の北方民族の侵略に対する和議政策に反対したため、方岳は刑工部架閣に起用されるが、まもなく抑圧され郷里に四年間の閑居を余儀なくされた。閑居期間中に作成した詩文から、方岳の地方の徽州の長官及び祁門知県との密接な交際、政治的見解に関する交流が伺える。また、郷里に在住する方岳は、農事に自ら参加していた。1244年に、知州、饒虎臣に送られた文章によると、饒は前任知州史賓之に引き続き、閑居の方岳に秩録を与えていた。この年、宰相史嵩之が父親の死のため辞任した。それを契機に史の投降主義に反対する勢力が政権をにぎるようになった。1245年、方岳が礼兵部架閣に再び起用された。輪對の際に、土木工事、および任用における官僚腐敗を取り除くべきであるということを建議し、理宗皇帝に認められ、まもなく太学正兼景獻府教授（理宗の弟の榮王府）に任命された。1246年、宗学博士¹⁹⁰に任命された。1247年さらに秘書郎に昇進して、再び趙葵の参議官となり、建康へ赴任した。しかし、北方民族の侵入に対抗して戦おうと主張する方岳は、同僚との意見が合わず、まもなく知南康軍に移った。生涯、戦争反対のいわゆる投降派に抑えられ、志を思う存分実現することが出来なかった。

② 胡穎（生卒年不詳方岳と同じほぼ時代と推定できる） 字叔獻 号石壁。胡穎湖南

¹⁹⁰ 『宋史』卷一百十八職官志五 「宗学博士、旧诸王宫大、小学教授也」。

湘潭の出身で、宋史に短い伝記がある¹⁹¹。児童にして儒教の諸経が暗誦でき、科挙の童子科に合格した¹⁹²。その後、兄たちに弓馬を学んでいたが、「汝家世儒業 不可復爾也」と母親に阻止され、再び科挙の勉学に励んだ。特に春秋に精通していた。紹定三年（1229年）に叔父の趙范に従い叛乱を平定し、朝廷より官僚の身分を賜った。方岳と同様に紹定五年（1232年）に進士科に合格し、直ちに京官、つまり中央官僚として登用された。その後、知平江府兼兩浙西路提点刑獄使を経て、荆湖南路提举常平使に任命された。邪佞な人、特に神異を言うことを嫌い、至るところで数千に上る淫祠を壊し、風俗を正した。また、衡州には靈祠があって、官吏及び人民はそれを恐れていた。胡頴は祠を壊し、「来諭堂」を建て母親の住居にした。道州教授の楊允恭に「私が夜必ずこの家で静坐して、その反応を観察したが、靈というのは一切無い」。允恭は「無と思えばすなわち無であり、そのように観察するというのは、すなわちそのありを疑っているであろう」と答えた。胡頴はその言葉に賛同した。

後、広東経略安撫使を歴任した。『清明集』所収判決文は殆ど荆湖南路提举常平使の期間に下したものである。書判では筆を下す千言、経史を援据して事情に切当していて、倉卒の際にも対偶皆精であり、政に臨んでは善く断じ、疆禦をも恐れなかった。

③ 蔡杭（生卒年不詳方岳、胡頴とほぼ同じ時代と推定できる） 字仲節 号久軒

蔡杭は、朱熹が生涯の大半を過ごした福建省の出身で、彼の祖父、蔡元定は朱子と親交が深い著名な儒学者である。紹定二年（1227年）に進士に合格し、その後、主管尚書、刑、工部架閣文字を歴任した。後、館職試験に合格し、皇帝の側近となり、最高で宰相の職に就いた。『清明集』所収されている 74 の判決文は、殆ど江南東路提点刑獄（饒州、信州、徽州）として書かれたものである。

方岳、胡頴、蔡杭の事例から見ると、彼らは朱子学と深い関係を持ち、前述した朱子学の受験コースに沿って、幼い時より儒学の経典を習得して、科挙に合格した。以上のことから科挙制度によって士紳層の倫理観は朱子学一色に統一されていた。

2.3.2 科挙制度と士紳層権威の確立

士紳層は、文化的領域における知識人、政治的世界における皇帝独裁体制を支える官僚、社会経済の場面における地主のような存在であるが、彼らの地位や身分は世襲されず、士

¹⁹¹ 『宋史』卷四百一十六。

¹⁹² 宋代は唐の制度を受け継ぎ、十五歳以下で経に通じ詩賦できるものに対する特別試験である。皇帝が自ら試験を行い、同進士の学位、時に官職を授ける。宋史選挙志二参照。

地の所有も必須の条件ではない。彼らに求められたのは、何よりも学問・古典的教養であり、宋代に一段と整備された科挙に合格して官僚となり、体得した学問を政治的实践を通じて、現実化することであった。宋代以降、中央から地方まで、政局を担うのは貴族ではなく、すべて一定の期間において政治を代理する知識人であり、こうして社会の隅々まで遍く影響力をもつ、四民社会の首たる士紳層が形成された。近世士人である士大夫あるいは読書人は、科挙制度と密接につながる存在であり、科挙こそが、士人の身分を社会的に公認し、士と庶の区別を明確にする制度であった¹⁹³。

言うまでもなく、社会的秩序を調整し、理想的な人間関係を実現するには、強制力が必要とされる。行政・司法を一手に公的事務をも担う士紳層は、当然周囲のさまざまな力関係に左右された。唐律の研究領域で優れた業績を残した仁井田陞は、中国の家訓・家規などに、家長の紛争解決機能や制裁権の行使が見られるとして、宋代以降の宗族団体を絶対的な支配・被支配の原理に貫かれた家父長的な自律的「法共同体」とみなした¹⁹⁴。宋代社会にはどのような権力関係が存在し、どのように作用していたか。ここでは、この地域社会や宗族団体の自律的権力を社会的権力として、国家権力（主に法）と合ともに、このふたつを考察する。

1. 学問と国家権力との関係

宋代の場合は、社会的変化に対応できなくなった「律」を補うため、皇帝の勅令という形の立法手段に頼らなければならなかったと一般的に認識されている¹⁹⁵。なるほど、伝統的権威を修正するには、皇帝の権威を発動しなければならない。この認識は正しい。しか

¹⁹³ 寺田隆信前掲 79 頁。反対意見として、Robert Hartwell は科挙試験の開放性を疑問視するばかりではなく、地方士紳統治層の形成と科挙制度とは無関係であると主張した。なぜならば、宋代科挙によって選ばれた官僚は文官全体の半分にしか過ぎず、しかも高級官僚となると、その子孫に恩蔭をもたらす可能性が大きいと説明した。従って、実際科挙出身ということは官僚制において重要とはいえない。李弘祺、『宋代官学教育』iv ; v) 科挙によるイデオロギーの形成を参照。しかし、李弘祺は宋代地方の統治階級は科挙とやはり関係するとまとめた。(同上 ; vii)。

¹⁹⁴ この「法共同体」の仮説に対して、川村康は、清明集の判決を実例としてあげながらも、判決文集という官に操作された可能性のある資料の限界を指摘し、それによる宋代社会の地域社会と宗族団体における「法共同体」の有無を判断できないとした。川村康、「宋代『法共同体』初考」宋代史研究会編『宋代社会のネットワーク』（汲古書院、1998）。しかし、この「法共同体」の概念自体は西欧中世社会を特徴づけるための一指標であり、国家対社会という問題設定と同じく、それによる中国法の説明の有効性にこそ問題がある。

¹⁹⁵ 張晋藩前掲書、宮崎市定前掲注 18。

し、皇帝を囲む立法及び司法の現場検証を行わなければ、実際の力関係は判断できない¹⁹⁶。

もとより、儒教は全体社会秩序の原型であり、素材であるところの慣習（非形式的ルール）にもっとも深く根ざす規範システムである。自然発生的な慣習的秩序は、自然発生的な基礎社会において比較的純粋な形で存在するものである。社会が次第に分化・発達して組織が複雑化してくると、道徳や法律（形式的ルール）のような秩序を含んだものが必要となってくる。漢代においては儒教の一部「禮」が国家秩序として抽出され、刑法たる律にまとめあげられていった¹⁹⁷。その後、歴代君主が必要に応じて、古代の聖人に代わって礼の法則に国家的強制力を持たせ、立法活動を行ってきた。

しかし、宋代になると、世界の王者、すなわち中華帝国の君主である皇帝が、朱子学の王権理論から「正心」を柱とする自己修養を求められるようになった。それによると、人間社会は天の理法に則って動いている宇宙の中心に位置し、皇帝は天に対してその秩序に責任を負う。つまり、社会が安寧であるためには、皇帝自身が立派な人格形成を遂げ、官僚組織が一片の不正もなく機能するよう努力しなければならない。それには格物・致知に始まる『大学』の八条目に従って修養を積む必要がある¹⁹⁸。そのことから、それぞれの時代の皇帝は、時の科挙の最難関とされる進士科に合格した者を師とした。つまり、学問的には皇帝よりも優位になる¹⁹⁹。『大学衍義』の著者として朱子学的な帝王学を完成させた真徳秀も、皇帝の師となり、多大な影響を及ぼした。例えば、真徳秀は、皇帝に対し、『大学』に沿って修身する方法を講じた記録が残されている²⁰⁰。

このように、前述した士大夫の立法への積極的参与（1.2）と合わせて考えると、法規形成の現場における力関係は、単純に皇帝の独裁だとは解しがたいだろう²⁰¹。むしろ儒教的

¹⁹⁶ ヨーロッパの場合、法を創り出し、かつ法を支える法的エリートと国家権力の関係、距離について考える場合、それは国家権力から離れて独立的な地位にあると指摘されている。上山安敏 119 頁以下。第二部「権力と法」を参照。

¹⁹⁷ 木村英一前掲注 24、28 頁。加地伸行『儒教とは何か』中公新書 989（中央公論社、1990）をも参照。

¹⁹⁸ 小島毅「宋代の国家祭祀」池田温編『中国礼法と日本律令制』（東方書店、1992）。

¹⁹⁹ 科挙試験における競争の公平性もその権威の源泉と考えられる。ここでは省略する。

²⁰⁰ 例えば、「進読大学卷子十月十九日」など、真徳秀の文集（『西山先生真文忠公文集』）に何回かに渡り、皇帝に献上された文章が収録されている。

²⁰¹ 「ドイツでは、ギルド的”society”でもなく、国王権力と結び付いた“legiste”でもなく、大学を研究の場にして学問的法学者団体が、法規形成の主要な源となった。それぞれの国の法規形成のトレーガーである法律家のバックボーンは、イギリスでは「報酬」という「営利」であり、フランスでは法典を作り出す政治の「権力」であり、ドイツでは実用化された「学問」ということになろう」とまとめた。上山安敏 前掲注 9。

学問教養による権威は、皇帝自身の修身という直接的な関わりと共に、間接的に士大夫の助言という形で、士大夫が皇帝による立法権力の発動に多大な影響を与えていたというべきである。

2. 学問と社会的権力との関係

朱子学の教育思想を端的に表現できる文章としては、朱熹の死の直前まで改訂し続けられていた『大学章句』の冒頭に、「要するに天の生民をくだしてより、すなわちすでにこれに仁義禮智の性を以て与えたに違いない。しかし、その気質の品性は時にととのえられておらず、従ってその天性の有するものを自覚して完全にさせることができない。一旦その中に聡明叡智でその天性を発揮できるものがいれば、天が必ずそのものを大衆の君師とさせ、天下の統治、教化に従事させる。これによって民衆の天性を善の初めに復する」とまとめられている²⁰²。

このような、「上は天子、下は庶人に及ぶまで」とされる朱子学の教育精神は、具体的政策としても朱熹自身によって実施されていった。1190年、60歳の朱熹は潭州の知事を努める際、自ら「勸諭榜」を公布した。その中で彼は家族と隣人と接する際の道徳、親戚間および隣人間の相互扶助、人民各自生業に努めて非違をなさないことなどを地方官としての立場から、人民に明示した²⁰³。その死後も、特に朱熹の「勸諭榜」を模範に、士大夫による地域社会における朱子学の普及が様々な形で行われていた。前述した宗譜の編集の際における「家訓」、「家禮」、さらに「郷約」、「郷礼」といった人民の教化を目標とするものが多くつくられた²⁰⁴。

郷約は在郷の士紳層（休職、退職した官僚）が首唱して、郷人とともに守るべく規約を定め、教化互助を目的とし、実行のための組織をもつ行動規範、掟である。郷約の構想は、北宋の熙寧9年（1076年）、泰州司理、三原知県等の官職を歴任した呂大鈞が、郷里の藍田（陝西）で行ったのが始まりで、これをふつう「呂氏郷約」あるいは「藍田郷約」と呼ばれる。「呂氏郷約」は、まず、「徳業相勸む、過失相規す、礼俗相交わる、患難相恤む」の4条の綱領を掲げ、郷約の理念を示した。郷約は大綱であり、それは教育機構としての

²⁰² 島田虔次『大学・中庸』（朝日新聞社、1978）。

²⁰³ 木村英一前掲注 24。44-46頁。

²⁰⁴ 小島毅「福建南部の名族と朱子学の普及」宋代史研究会編『宋代の知識人』（汲古書院、1993）。小林義広「宋代の「論俗文」」宋代史研究会編『宋代の政治と社会』35頁 汲古書院。井上徹「「郷約」の理念について：郷官・士人層と郷里社会」『名古屋大学東洋史研究報告』11（1986）34-59頁。

「社学」、自治自衛——政治機構としての「保甲」、経済機構としての「社倉」の三約という細目からなっている。さらに、賞罰・集会・役員選出などの組織規定も設けてある。具体的には、約正 1~2 人、直月（当番）1 人を置き、毎月 1 回会合する。会合では、飲食をともにし、約人の行動の善悪記録と賞罰・事業の論議を行う。その後、朱熹がこの『呂氏郷約』に手を加えて「増損呂氏郷約」を著わした。宋代を通じて、郷約が一般的に普及した形跡はないが、明代になってから士紳層によって中国各地に本格的に実行された²⁰⁵。

朱熹がめざした地方行政を、彼の後継者真徳秀（1178-1235）が湖南の潭州において、難民を救済する社倉制度として実施した。さらに真徳秀は、民間で信仰を集めている神であれば、仏教・道教に属するものであっても、自分の地方官としての祈祷に組み入れ、その務めを果たそうとした。地方官の職務に就いていない時も、彼は郷里の民のために祈っていた²⁰⁶。民衆の俗信を正面から圧殺するのではなく、「正祠」と「淫祠」の区別を通じて、人民を正しい信仰へ導き、管内の安寧を維持しようとしたのである²⁰⁷。

3. 学問による権力の統一

朱子学は、存在論としての理気説、人間論としての性即理の説、居敬窮理の方法論、古典の注釈、そして具体的政策論を含む博大な体系である。南宋以降官学と位置付けられた朱子学は、科举制度を通じて、社会共通の倫理基盤となった。宋代朱子学は、人々の精神世界・自然観に多大な影響を与えた。賈志揚は儒家文化、特に宋代理学の精神的影響を宋代政府が統治的成功を収めた原因の一つだとみている²⁰⁸。宋代の場合、最末端の行政機関は、長官としての知県、副長官としての県丞、総務部長としての主簿、警察部長としての県尉のわずか 4 人によって担われていた。皇帝から見ると、知県は直接庶民と接するもっとも重要な「親民官」であり、基本的には科举の合格者をこれに任命し、担当させていた²⁰⁹。儒教的教養を持つ官僚は、赴任する地方社会において、同じく儒教的教養をもった有力者の指示を得て、職務を遂行していた。地方社会が儒教的倫理によって秩序立てられているからこそ、わずか数人の文官によって県政を運営できるのである²¹⁰。

²⁰⁵ なお、その後、皇帝の専制統治の一環として用いられ、自発的性格が大きく変えられた。詳細後述 4.2.2 を参照されたい。

²⁰⁶ 小島毅「牧民官の祈り」史学雑誌 100 編 11 号（1991）73 頁参照。

²⁰⁷ 胡頴の伝記および『清明集』において、地方官が人民を騙し、正常な生活秩序を攪乱する恐れある不正な寺祠を取締る記載がある。

²⁰⁸ 賈志揚『宋代科举』（台湾東大図書、1995）31 頁。

²⁰⁹ 梅原郁『宋代官僚制研究』199 頁以下参照。

²¹⁰ 佐竹晴彦「作邑自箴」滋賀秀三編『中国法制史：基本資料研究』（東大出版会、1993）

要するに、朱子学の誕生によって、天子から庶民まで共通の規範が形成され、さらにその下では、皇帝の権力も官僚の権力も、そして社会的権力も、学問の権威によって統一された²¹¹。さらに、君・百僚・万民的国家構造を全体にわたる伝統中国のもっとも普遍的構成単位とは、家族であった。そして、「天子も万民の父母」という如き、国全体が一つの擬制家族をなしている。家族は中国社会のもっとも基本的かつ普遍的基礎社会であると同時に、国家の理念でもあったのである。官僚の公私両面の生活秩序においても、普遍的礼法制度が各家族における慣習の共通の理想形態もしくは標準形態としての性質を帯び、その生活秩序にも矛盾がなく、安定的であり得た²¹²。

2.3.3 科挙制度と士紳層の活動

科挙制度によって確立された学問的権威を後ろ盾に、士紳層は社会のあらゆる場面において、活躍し、多大な力を発揮していた。すでに触れたように、皇帝の師をはじめ、知識人、宗族の長など、士紳層は多彩な側面を持っていた。それぞれの場面において、科挙制度は影響を与えた。さまざまな活動は各々の制度の活用でもあった。

a) 出仕——中央官僚と「対」

科挙制度の下では、官僚として自らの政策立案を思う存分主張することが可能であった。大臣が皇帝に「対」（政策論議）を強要した次にあげた事跡が、このことをもっとも端的に表している。

『続資治通鑑長編』卷二三七・八月癸卯の条に以下のような事実を記載している。熙寧5年（1073年）8月26日、皇帝と百官を議事する垂拱殿の上で突然、知諫院の唐炯が「対」を申し出た。当時の皇帝である神宗は人を使い、後日にするように論じた。しかし、唐炯は頑なに承服しようとせず、神宗はやむ得なく上殿させた。その後、唐炯は王安石と皇帝を指差し、政策の不当を指摘した。

この事例からも見られるように、当時の職官制度は官僚の政治への熱意を促した。科挙

所収。390頁参照。

²¹¹ 李弘祺は理学の教育への影響を指摘した。前掲書 25頁

²¹² これについて、国家法と民間秩序との有機的結合を重視する見解がある。季衛東前掲書 28-29頁参照。また、溝口雄三は国家対社会の構図に異議を申し立て、中国における公と私の同心円構造の存在を指摘した。『中国の公と私』（研文出版、1992）参照。賈志揚は儒家文化、特に宋代理学の精神的影響を宋代政府が統治的成功を収めた原因の一つだとみている。賈志揚『宋代科挙』（台湾東大図書、1995）31頁。

に合格して、士紳層の一員となることを目指す多くの書生は、長年の読書、受験生活に耐えていた。彼らの信念には、孔子の教えである「学而優則仕」、つまり学んで優ならばすなわち仕ふがある。天下の太平は自らの使命とし、それを実現するために官僚となる。これは、宋代士紳層の崇高たる動機である。

なお、官僚になることは士紳層の最高目標であるが、実際は科挙試験に合格する年齢が平均で 30 歳であり、その後両親の喪に服する時期などを考えると、通常の在職期間は 10・15 年程度であり²¹³、人生の大半は官僚以外の活動に費やされた。

b) 致仕——在郷の士紳層と郷約

多くの科挙合格者は、受験中の長い年月に私学における塾師として教鞭をとっており、また、退官して田舎へ戻り、私塾を開くのもよく見られた。士紳層自ら模範を示して、勤勉と孝悌という日常的行動の実行を通して、社会的善悪意識の確立、秩序の維持に大きく影響を与えた。宗族の長として、実際生活の指針たる細かい「郷規」、「郷約」、「家規」、「家範」「家訓」などの編纂に携わった結果、それらをまた庶民にも広く知らせるために、儒教的教えを民謡という通俗的な形に作成して、儒教的倫理観を広く社会の隅々まで行き渡らせた²¹⁴。

郷約は、従来国家と社会との関係において研究されてきた²¹⁵。井上徹は「郷約」の理念について、旧来の国家による郷村支配として推測されていた観点に対し、それは国家による秩序と著しく異なり、士大夫層をも包摂した郷里社会の自律的な秩序の設定であると指摘した²¹⁶。つまり、「郷約」は在郷の士紳層が首唱して、学問を究める「修身、齐家」の延長線「化郷（郷里を教化する）」に位置づけられ、郷里の教育、秩序維持を目的とするものである。士紳層は地域の主導者となり、地域社会や宗族団体と不可分の関係にある。

科挙制度のもとで、士紳層はまるで自由自在に振る舞うことができた。権力は必然的に

²¹³ 前述した科挙受験の大衆化と対照的に、限られたポストは時に熾烈な競争を引き起した。宋代の最盛期には、全国の人口は約一億に達したといわれるが、文官の数は最高時で 2 万近くに上った。しかし、3 年に 1 度の科挙試験が最大 1500 名の合格者を送り出したことにより、官僚機構に人員の過剰を齎した。賈志揚『宋代科挙』（台湾東大図書、1995）人口について 30 頁および注 4、官僚の数について 42-43 頁参照。

²¹⁴ 民謡について牛敬忠、「叢民謡観儒家文化対伝統社会的影響」『社会学』2000 第四期参照。

²¹⁵ 井上徹「黄佐《泰泉郷礼》の世界：郷約保甲制に関連して」東洋学報第六十七巻 247-277 頁、同「「郷約」の理念について：郷官・士人層と郷里社会」『東洋史研究報告』11（1986）34-59 頁。

²¹⁶ 井上徹前掲注 76、52 頁参照。

腐敗するといわれるように、一度形成された士紳層の倫理観は、その後の活動の中で維持できたのであろうか。次節においては、裁判における士紳層の活動を検証することにする。

三 士紳層の活動—『清明集』裁判官を例に

3.1 『名公書判清明集』とは

前述したように、宋代においては、印刷術の発達により、出版事業が盛んであった。しかし、現代に残されたものは、宋代に出版されたものの、その後の時代における再版、復刻などが殆どで、一次的史料としての宋代の版本は決して多くない²¹⁷。その中で、西暦 1200 年頃南宋の時代に編纂された、主に当時の地方官僚による判決文集—『名公書判清明集』（以下、『清明集』と略称）が、日本の静嘉堂文庫が所蔵する、宋代に出版された木版資料の中から発見された²¹⁸。『清明集』は宋代史研究にとって第一次的資料としての価値が高く、仁井田陞の言葉を借りると、「宋代の法律経済史料、わけても法律史料としてはなほだ貴重であるばかりでなく、霄壤無二天下の孤本とまで言われる稀観の書である」となる²¹⁹。なお、この時点で論及したのは、静嘉堂文庫所蔵の宋代の版本であり、内容的には巻を分けずに戸婚門一門のみが存する。

その後、日本における発見は中国本土における検索を促し、1983 年に中国の学者によって宋版と同じ淵源を持つ、明代に出版された『清明集』が、北京図書館と上海図書館で発見された。明本は中国社会科学院歴史研究所の宋遼金元史研究室によって、宋本と相互参照しながら、点校が実施され、1987 年に中華書局から出版された。現在一般的に使われているのは、この 14 巻 7 門に分類された中華書局の版本である²²⁰。なお、明本の発見経緯、宋本と明本の構成、内容、版本の淵源関係及び校訂に関して、同書附録 7 において陳智超

²¹⁷ 日本において、各時代の中国歴史研究の特徴は、明清時代研究における豊富な資料をどれだけ収集整理できるかという所謂体力勝負に対し、宋代では限られた史料を読み尽くし、点から線へ、相互観照などの手法、時には勘をも働かせることによる、所謂職人芸に相当する研究方法がこられている。

²¹⁸ 静嘉堂文庫は、三菱第二代社長岩崎彌之助（1851-1908）によって創設された。明治 25 年、彌之助は恩師の国史学者重野安繹博士の資金難に苦しむ修史事業を支援するため、自宅の傍らに文庫を構え、博士に集書と修史の業を主管させた。これは文庫の始まりとなる。明治 40 年、清代末期四大蔵書家の一人陸心源の所蔵する宋代に出版された木版印刷本（宋版）の稀観本二百部を含む 4 万 3 千余冊が購入され、日本郵船の汽船で上海から運ばれ、高輪の岩崎邸に収められた。彌之助の死後三菱第四代社長岩崎小彌太（1879-1945）によって世田谷区岡本の地に父親の納骨堂を造営し、その 17 回忌に当たる大正 13 年、霊堂の傍らに文庫を建て、図書を移した。これは現在の静嘉堂文庫である。

²¹⁹ 仁井田陞 『補訂中国法制史研究 法と慣習・法と道徳』（東大出版社 1964）371 頁。日本における研究史、研究案内を含む清明集の紹介に関して、高橋芳郎、『宋代中国の法制と社会』（汲古書院、2002）所収、第八章には良い研究指南がある。

²²⁰ 点校された明本清明集は中華書局から 1987 年出版されたが、第一刷 3000 冊は瞬間に売れきれた。大量の注文問い合わせにこたえるため、2002 年第二次印刷を行い、6200 冊が再発行された。

によって詳細に紹介されている。

『清明集』の判決文を作成したのは、宋代当時、裁判をも兼務していた地方官僚である。具体的には、知県、知州、知府といった地方行政の長官及び路の官員である（後述 3.4.1 参照）。判決文は編集者によって七門に分けられている。①官僚や胥吏に対する行政処分に関する官吏門は 64 条（巻一、巻二）、②税や役の負担に関する賦役門は 27 条（巻三前半）、③学校、科挙に関する文事門は 8 条（巻三後半）、④民事事件に関する戸婚門は 187 条（巻四―巻九）、⑤家族、宗族ないし近隣関係の正しい秩序に関する人倫門は 43 条（巻十）、⑥君主の一族、士人、僧侶、胥吏、軍兵などの立場にいる人の道德問題を扱う人品門は 44 条（巻十一）、⑦豪民や地方有力者などによる啓示犯罪に関する懲悪門は 101 条（巻十二―十四）となる。とりわけ、全体の約 4 割の分量を占める戸婚門には、婚姻、相続、不動産の取引及び賃貸、債務などといった民事紛争に関する事件が収録され、生の一次史料として極めて重要な資料的価値を持つ。現在、宋代史研究を初め、『清明集』は多くの研究者に注目、利用されてきた。

まず、『清明集』原文を解析するための基礎作業として、中国及び台湾の研究者が原文を訳さずそのまま引用するのに対し、日本では緻密な現代日本語訳と注釈を施す作業を進められてきた²²¹。すでに公表された訳注について、まず静嘉堂文庫本の現代日本語訳として、梅原郁訳注『名公書判清明集』（同朋舎、1986）がある。内容的には中華書局版本の戸婚門の巻四、五、八、九に相当する。そして、中華書局の版本巻十、十二、十三、十四を底本とする現代日本語及び訳注は、『清明集』研究会（大澤正昭他）『名公書判清明集』（懲悪門）訳注稿《その一》（『清明集』研究会発行、1991）、《その二》（同、1992）及び『名公書判清明集』（人倫門）訳注稿《上》（2000）、《下》（2000）が公表されている²²²。梅原郁による静嘉堂文庫本の訳注との重複を意識して、高橋芳郎『名公書判清明集』巻六 戸婚門 訳注稿（その一）『北海道大学文学部紀要』四八巻二号 1999、「『名公書判清明集』巻六 戸婚門 訳注稿（その二）』『北海道大学文学部紀要』四八巻三号 2000、

²²¹ 現代語に翻訳及び注釈をつける作業を施さない理由は不明だが、七百年前の宋代の言語は現代中国人研究者にとって簡単に理解できるものではない。特に近代革命、文字改革、文化大革命を経験した現代中国語は、「名刺」など宋代と同じ言葉が使われている日本語よりむしろ清明集の言語との溝が大きい。現に日本における訳注作業は台湾の研究者に広く引用されている。

²²² 清明集研究会について、大澤正昭ホームページ <http://pweb.cc.sophia.ac.jp/~m-oosawa/> 参照。

及び『名公書判清明集』巻七 戸婚門 訳注稿『北海道大学文学研究科紀要』103 2001
が出されている。また、英訳として Brian E. McKnight and James T.C. Liu translate *The
enlightened judgments : Ch'ing-ming chi : the Sung dynasty collection* Albany : State
University of New York Press, 1999 (annotated and introduced by Brian E. McKnight)
がある。

そして、『清明集』を研究題材として、宋代の社会経済の実態解明に用いられている。特
に女性財産権、女性の地位など従来十分展開できなかった課題の進展が著しい²²³。

ただ、『清明集』を掘り下げて考えるにあたり、研究資料としての限界も念頭に置く必要
がある。なぜならば、編者は不明であるが、『清明集』は新任官僚の実務指南書、つまり、
「官箴」²²⁴と同じ趣旨で刊行されたとの見方が有力であることから考えると、そこにある
判例、事例が作為的に選ばれたものであろうことは容易に推測される²²⁵。したがって、『清
明集』は現代社会調査のように無作為にサンプリングされ、抽出され、編集されたもので
はないということが明らかになる。もちろん『清明集』に反映されたのは社会的事実である
ことは疑う余地がない。しかし、限られた事実と社会的真実との間には明らかな距離があ
り、当時の法制度や法の運用実態ほどの程度まで宋代社会の実態に置き換えることができ
るかは慎重な検討を要する。

本論文が対象とする法律家は、この『清明集』の判決文を作成した裁判官である。行政
司法が分離されていなかった宋代中国において、彼らは知識人、官僚、士大夫、士紳層な
ど、多様な視点から考察されてきた。本論文は、彼らのような科举制度によって育成され
た社会的エリートを「法律家」という角度から再認識し、前述した上山のレンズを用いる

²²³ 貴重な研究材料として、清明集が多くの研究者に利用されてきた。清明集に関する日
本の研究について『宋代中国の法制と社会』（汲古書院、2002）240-243 頁第八章名公書
判清明集及び http://t_links.at.infoseek.co.jp/seimeishu/bunken.html 参照。日本以外の研
究文献として、宋代官箴研讀会『宋代社会與法律：『名公書判清明集』討論』（台湾東大
図書公司、2001）。

²²⁴ 官箴書について、佐竹靖彦「作邑自箴：官箴と近世中国の地方行政」『中国法制史：基
本史料の研究』（東京大学出版会、1993）所収参照されたい。

²²⁵ 編集の目的経緯を示す清明集の序言が欠けているため確定でないが、当時大量な官僚
の実務に関する心得、手本が出版されたこととあわせて考えると、清明集も官箴の一種と
考えるのは正しい。前掲清明集附録参照。また張養浩の牧民忠告第一「法律を師となす」
において、官僚に対して法律に詳しい胥吏に欺瞞されないように、法律の勉強を勧めたの
もこの問題意識と共通すると思う。安岡正篤訳注『為政三部書』（明德出版、1957）。

ことによって²²⁶、『清明集』裁判官がどのように見えてくるのか、判決文、個人文集、地方志などを利用して、その実像を描く作業に挑戦する。特に前節の問題意識を受け継いで、裁判官の倫理観という精神世界に注目したい。なお、『清明集』の具体的分析に入る前に、『清明集』が編纂された宋代の法を取り巻く環境について整理しておきたい。

3.2 宋代の社会変動と法

法律家の特徴は、それぞれの国の政治経済条件との絡み合いの中で、動態的に把握しなければならない。中国史において、宋代（960-1278）ほど大きな変動と新たな挑戦に満ちた時代はない。宋代では、国家の土地所有いわゆる——官田の私田化が進み、土地の交易も活発であった（前述 2.1.1 参照）²²⁷。都市、農村の経済も発達し、人口も増え（最盛期では一億と推定されている）²²⁸、また、世界はじめて紙幣が発行され、磁石、印刷術、火薬などが発明されるなど、世界史的にも大きな意味を持つ時代であった²²⁹。

宋代の法制度も科挙制度の改革について、このような社会的変化と密接に連動していた。以下宗教改革と政治改革との関連において述べたい。

3.2.1 宗教改革と法

ドイツでは、イタリアに発したルネッサンスが、人文主義という形でその思想界に波及し、知識社会を変貌させた。そして、新たな知識社会による大学改革がルターの宗教改革

²²⁶ 上山安敏は、『法社会史』において、民衆と法；権力と法；学問と法；革命と法の四部構成で考察したが、本論文は並べて比較するのではなく、中国の実態に即して、そのなかの法律家の資質；宗教改革と法の側面のみを取り上げる。同じ角度から同じレンズを通じて考察したい。

²²⁷ 趙麗生『中国土地制度史』（齊魯書社、1984）386頁以下。

²²⁸ 賈志揚『宋代科挙』（東大図書、1995）30頁参照。

²²⁹ 日本の中国研究に大きな影響を与えた宋代を中国近世の開始とする内藤＝宮崎史観がある。かつて内藤湖南が「概括的唐宋時代観」において以下のように述べた：「唐宋時代といふことは普通に用ふる語なるが、歴史特に文化史的に考察すると、實は意味をなさぬ語である。それが唐代は中世の終末に属し、而して宋代は近世の發端となりて、其間に唐末より五代に至る過渡期を含むを以て、唐と宋とは文化の性質上著しく異りたる點がある。但し従來の歴史家は多く朝代によりて時代を區劃したから、唐宋とか元明清とか一の成語になつて居るが、學術的にはかゝる區劃法を改むる必要がある」。『内藤湖南全集 第八卷 東洋文化史研究』（筑摩書房、1969）。以来この観点が中国研究特に宋代研究者から多くの支持を得ることになった。例、滋賀秀三『中国家族法の原理』（創文社、1967）5頁；Robert P. Hymes and Conrad Schirokauer Edit、*Ordering the World: Approaches to State and Society in Sung Dynasty China*、University of California Press、1993）；また中国大陸及び台湾の研究にもこのような共同認識が形成された。『轉變与定型：宋代社会文化史學術研討會論文集』（台湾大学歴史学系、2000）。

との連携によって、遂に法学を中世の「神学の婢女」から解放した経緯がある²³⁰。一方、中国では唐の中期から宋代にかけて、三大宗教である仏教、道教及び儒教が大きく変革された²³¹。特に漢代以来の支配的イデオロギーたる儒教は著しく変容した。

新儒教による四民思想の変革は、家族内部における尊卑の等級と、社会における上下階級の差別概念を揺るがした。もとより、新儒家の代表的な指導者たちは、門弟貴族の出身ではなく、多くは貧寒の家庭の出身である。そして、新儒教における四民とは、職業上の分業とみなされ、身分的差別ではない。農民の地主に対する人身的隷属性が弱まったことがその端的表しである。

中世的な唐代の律令と比べると、宋代の法律は近世的であり、そしてその端的な特徴とは律の権威の動揺であると宮崎はいう²³²。宋代初期の宰相張詠が益州の長官を勤めた時、律が定めた家族間における卑幼の尊長に対する罪の規定は重すぎる、地方長官は本気でそれを受け取るものではないと勧告した²³³。宋代において、建前の家族間における厳格な等級観念が、社会の現実とかけ離れていた。『清明集』にも「母訟子不供養」²³⁴および「叔姪之訟」「兄弟之訟」といった件名が多く見られ、家族間の対立が表面化していたことがわかる。商業活動および商人への態度の変化、及びその保護に関して画期的変化が、商法の発展からもみられる。宋代では、海外貿易のための「市舶条法」；財産および相続関係を調整する「戸絶条貫」「財産遺囑条法」「景德農田編勅」などが制定された。

また、一方で従来の「礼、士大夫より下らず」の姿勢があらためられ、天子（皇帝）から、庶民まですべてその教育の対象とされるようになった。宋代において、科挙制度の強化の一環として、官学（国家による公立学校）教育施設の整備が重視されていた²³⁵。また、公立学校の定員不足を補うため、「義学」、「義塾」と呼ばれる私学が各地方に設立されてい

²³⁰ 上山安敏 前掲注 8。90 頁以下。

²³¹ 儒教は中国では「儒学」「儒家」と呼ぶのが普通であるが、本論文は、併用する。

²³² 「律は漢代から唐代まで中国を支配した刑法である。律は儒教の禮と不可分離の関係にある。儒教の禮は、聖人が定め、人類の日常生活に必ず遵守すべき法則として与えられたものであるが、これは権威を持ちながら、強制力を持たない。そこで時の君王が、古代の聖人に代わって禮の法則に強制力を持たせ、これに違反したものを懲罰する罰則を定めたものがすなわち律である。従って儒教の禮の特色はそのまま律の特色となって現れていると言える」宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構：元典章成立の時代的・社会的背景」東方学報（京都大学、1953）118 頁。

²³³ 宮崎市定 前掲注 18。118 頁参照。

²³⁴ 『清明集』364 頁。

²³⁵ 李弘祺『宋代官学教育与科挙』（台湾聯經出版、1994）。

た²³⁶。第3代皇帝真宗(997-1022年在位)は、自ら「勸学文」を書き、「勉強すれば、自ら富も、豪邸も、身分も、美女もすべて手に入る。立身出世の志を抱くものはひたすら経書の勉強をしなさい」と、天下の書生を励ました²³⁷。宗教改革を経た朱子学は、儒学の全精神を要約して、すべての人がそれを習得できる方法を樹立した²³⁸。少なくとも、知識人である官僚層に、儒教的倫理観を一律に徹底させることが可能になった。儒学的教養を徹底して身につけた官僚達によって、国家の礼法制度を整備することもできれば、さらにその官僚らによって、庶民に対して国家の礼法制度に依拠する教化を行うこともできる。実際、それは「郷約」という形で、庶民に対して行われた。儒教は単なる士大夫貴族の教養ではなく、民衆すべての教養となるべく、朱子学の教育観が貫徹されていた。

3.2.2 政治改革と法

宋代の政治改革の特徴を一言でいうと、地方機関の権限の削減と中央集権の強化である。そのため、地方の軍隊を中央に集め、各機関の職権を分散してこれを有名無実化し、官僚を相互牽制させ、御史台という監察機関を強化し、皇帝による直接支配を図った²³⁹。

政治改革の一環として、皇帝による司法機構改革及び司法官僚の責任の強化が行われた²⁴⁰。「諸州長吏凡決徒罪、並須親臨」宋徽宗(1120年)に「州県官不親聽囚而使吏鞠審者、徒二年」、つまり州県の長官が必ず自ら案件を審理するように、厳しく規定した²⁴¹。司法制度にも大きな変革が見られ、例えば、同級裁判所による覆審、審理と判決の分離、初審の裁判官は覆審に参加できないなどの原則が定められた(詳細後述 3.3.1)²⁴²。

²³⁶ 梁庚堯「宋代の義学」台湾大学歴史学系 前掲書注 12 所収。144-184 頁。

²³⁷ 江戸時代の日本でも盛んに出版された科挙の教科書『古文真宝』には、その皇帝をはじめとする士大夫への勸学文が収録されている。(学習研究社、1984) 参照。

²³⁸ 木村英一「ジッテと朱子の学」東方学報京都第二二冊(1953)。

²³⁹ 政府機関の組織改革について、張晋藩『中国法制史』(群衆出版社 1988) 239 頁以下；また宮崎市定「宋代官制序説：宋史職官志如何に読むべきか」佐伯富編『宋史職官志索引』(京都大学東洋史研究会、1963) 所収参照。

²⁴⁰ 宋代の地方行政制度は下から県—府・州—(幾つの府・州からなる) 路の序列に分けられていた。裁判官として裁判を行い判決を下す権限は各行政レベルの長官、つまり知県、知府、知州にのみ与えられた。またその補助する属僚として司法参軍および司理参軍(牢獄)が置かれていた。詳しく宮崎市定 前掲「宋元時代の裁判法制と機構」東方学報 24 (1954) 参照されたい；その英訳として、Ichisada Miyazaki “THE ADMINISTRATION OF JUSTICE DURING THE SUNG DYNASTY” in: Jerome Alan Cohen, R. Randle Edwards and Fu-mei Chang Chen Edit, *ESSAYS ON CHINA'S LEGAL TRADITION*, Princeton University Press, 1980.

²⁴¹ 張晋藩 前掲書 255 頁。

²⁴² 宮崎市定「宋元時代の裁判法制と機構」東方学報 24。「王雲海編『宋代司法制度』(河

また、宋王朝は古代中国の歴代朝廷と比べると、非常に法律の役割を重視する²⁴³。宋太祖（在位期間 960-976 年）は即位後、すぐ法典の編纂に着手し、建隆四年（963 年）に『宋建隆重詳定刑統』、略して『宋刑統』²⁴⁴が完成した。さらに、宋刑統は同年 8 月に皇帝の命令によって刊行され、これが中国史上初の刊行された法典となった。『宋刑統』は唐律を全面的に吸収し、律令制度の最高結晶を継受した。その上、律の不備を補うため、皇帝が命令を発する「勅」という形式で律に対して修正、補足ないし廃止を行っていた²⁴⁵。『宋刑統』以降、年号が変わり、新たな皇帝が即位後も、まず法典の、特に勅の編纂に取り掛かるといのが定例となっていた。宋代を通じて、「編勅」といわれる立法活動は活発であった²⁴⁶。さらに「海行」といわれる、全国的に通用する法典の編纂がほぼ皇帝一代あたり 10 年に 1 回の頻度で行われていた。

宋神宗（1068—1086 在位）の元豊時代において、「勅令格式」という四つの法律形式からなる宋代に特殊な法体系が形成した。それぞれの法律形式について、朱熹は以下のように解説をした。「格は五服制度²⁴⁷のように、親等が段階的に応じてどの服にどれだけの期間を当たるか。あるいは功過に依じて段階的に賞罰を決めるもの。式は、官員の昇進上申状、恩典や封贈の願書のように、お上に申請する文書の雛型。令は、あることをどのようにすべきか、あることをしてはならぬ、違反すれば罰を与えるといった、條令・禁制。勅は、禁を反したものに対する罰則規定」とある²⁴⁸。

宋代の皇帝達は、法律の整備に積極であった。慶暦八年（1048 年）、宋仁宗は詔書を下し、「朕自身の欠点、側近の不正、国内外の大事、地方官の暴虐、法令が民に不便をもたらすなどのことについて、朕はそれを聴きたい、すべて報告せよ」とした²⁴⁹。皇帝の姿勢に応じて、士大夫官僚の立法への積極的参与は特に注目されるべき点である。例えば、宋神

南大学出版社、1992）。

²⁴³ 宋太宗は「刑法と言うものは、国を治めるにとって原則であり、御史（監察官）にとって馬をコントロールする轡（くつわ）であり、中央及び地方官僚など、今後法律をも習わなければならない」。原文は：「夫刑法者、理国之準繩、御史之轡。応朝臣、京官及幕職州県官等、今後並須習誦法律」。

²⁴⁴ 『宋刑統』（台湾文海出版社、1974）版本に依拠する。

²⁴⁵ 宋代の法整備について、梅原郁「唐宋時代の法典編纂」『中国近世の法制と社会』

²⁴⁶ 宋代の編勅は北宋 12 回、南宋 5 回にも達した。また一定の行政機関や地域に限定して適用するものを含むと、『宋史』巻二〇四芸文志刑法類に記録されているだけでも約 150 に上る。

²⁴⁷ 伝統中国において、死者との関係で五段階に分けられた喪服と服喪の制度。

²⁴⁸ 『朱子語類』巻百二十八「法制」

²⁴⁹ 『宋史』仁宋本紀

宗時代（1068—1086 在位）、地方政府の増税策として、商船だけではなく食糧の運輸船にも課税することに対し、文学者として著名な蘇軾は、皇帝に直接に農民の利益保護を訴え、歴代朝廷が穀物の運輸に徴税しない法令を列挙し、朝廷による新たな立法を促した²⁵⁰。そして、法典の『宋刑統』に「起請」という形式の律文の実施に当たって臣下達の提言が載りこまれ、士大夫の立法活動の痕跡が見られる。

宋王朝の朝廷が収蔵する前代及び当代の法律書籍の数も空前の規模となった。また、法典の刊行はその入手をより易くさせた。私家、つまり個人の法律関係書籍の収蔵も盛んに行われるようになった²⁵¹。資料入手の便利さがさらに学者の研究を促進した。法典に関する解釈書、判例を集め、解説を加えたものなどが多く見られる。特に官僚の手引きという性格の判例集、実用的な価値が高く評価されている²⁵²。『清明集』はまさにこのような背景の中で生まれた。

要するに、宋代において、社会経済情勢の変化に応じて、法制度の重要性が高まったのである。しかし、古代中国の政治構造においては、行政司法は分けられておらず、司法裁判を担うのは、むしろ科挙試験によって選抜された官僚であった。『清明集』において、現存資料によって事跡確定できる裁判官は計 20 人である。そのほとんどは科挙の最高学位進士の出身であった。この 20 人による書判が全書の半分以上を占めている点から、科挙教育が司法裁判に与えた影響力がうかがえる。さらに、ここには朱熹の直接的な弟子も含まれている。このことも朱子学との密接な関係を示していると言える。しかし、科挙教育の全過程において、一時期²⁵³を除いて法学教育という名目は設けられておらず、一体官僚達がどのようにして法律知識を手に入れたのか、科挙教育の内容をもう一度検証する必要がある。

3.3 宋代の法学教育

古代中国の政治構造上におけるもっとも重要な変化とは、紀元前 221 年始皇帝によって

²⁵⁰ 『蘇軾文集』（中華書局、1986）990-992 頁。蘇軾の高度な法律知識レベルが伺える。

²⁵¹ 何勤華『中国法学史 第二卷』（法律出版社、2000）28-33 頁。

²⁵² 『官箴』『作邑自箴』及び官僚の個人文集（例えば『後村先生文集』）にも自身が下した判例を収集し、説明するものが見られる。しかし、このような法律関係資料へのアクセスはあくまでも官僚及び士大夫階層に限定され、庶民による法典の出版及び印刷は禁止されていた。

²⁵³ 『宋会要輯稿』第五十五冊 崇儒三 熙寧 6 年（1073 年）国子監に律学を設置の記載。

中央集権的官僚制国家が作り上げられたことであろう。その後漢代が、秦の政治構造を受け継ぎさらに儒教を国家イデオロギーとして確立した。その際、法家と儒家の相互融合の結果、いわゆる「制度的儒教」という政治・文化的構造が形成された²⁵⁴。この制度の核心が科挙制度である。科挙制度の中身は、時代と共に絶えず変化してきたが、試験内容の点から言うと、儒教的教養が常にその核心的部分を占めてきた。そして時代の要求に適応した儒教的経典を専攻する進士科の合格者はもともと優遇されてきた²⁵⁵。

宋代は科挙を完全に仕上げた王朝であると同時に、法律教育及び法律試験を他の王朝と比べると重要視する王朝でもあった。前科挙時代に科挙の合格者が進士科と諸科（学位）に分けられ、諸科の一つとして漢代から設けられていた法律を専攻とする明法科は、宋太祖（979年）によって、専門分野として狭い（所業非広）ことを理由に、それを単独の一科としては廃止し、進士など諸科の共通科目とされた。後、986年に明法科は復活されたが、試験の内容に律令以外に小三経と呼ばれる『論語』『孝経』『爾雅』の儒教経典が加えられた。

特筆すべき点として、宋神宗時代における王安石の改革が挙げられる。宋代社会的専門分化が進み、経済活動が活発化、複雑化するにつれて、行政官専門的法律知識が求められるようになった。それに対応するため、当時の宰相王安石が一連の政治改革を手がけ、特に官僚の選抜過程において、科挙試験の諸科を廃止し、新科明法科を設立した。試験内容から経義を削除し、『刑統』大義と断案を中心とした。この試験の合格者は従来の最高学位の進士よりも採用上で優遇されるとした²⁵⁶。一方、進士科を含む科挙の合格者に対し、さらに「銓試」（任用試験）において、「律義」つまり法律の専門知識を問うことにした。

しかし、このような措置も一時的なもので、王安石の政治改革の失敗と共に廃止された。なぜならば、士大夫の間でこの明法科を軽視する傾向が強かったからである。その代表的な言論は『資治通鑑』の作者司馬光によるものである。彼は、「礼のうえで否定されるべき

²⁵⁴ Y. c. king, "The Confucian Moral-Political Order and the Modernization of China", in: RSCL95-Symposium 2 (1995), p132.

²⁵⁵ 科挙教育の第一の目的は言うまでもなく、科挙試験に合格することである。従って、科挙試験内容の変化を通じて、一見選挙時代以前において官僚に求められた資質が時の政治勢力によって左右された。しかし、実際他の官吏登用経路が存在したにもかかわらず、儒教の古典的教養を問う試験内容の一貫性がみられる。科挙制度に関して簡潔な解説書として、平田茂樹『科挙と官僚制』（山川出版社、1997）。また中国の研究者によるものは、何懐宏『選挙社会及其終結』（北京三聯書店、1998）参照されたい。

²⁵⁶ 『宋史』卷一五五 選挙一。

ものが刑法上罪とされるものであり、道義をよくしていればおのずとその判断は自然に法律と合致するものとなる。仮に法律を知らない場合、毎日刑統を読み、判決文の文言を練るような訓練すると、冷酷な人間になりかねない。善良な政治を行うはずもない。これは決して人材を育て、風俗を篤くする良い方策ではない」と主張した²⁵⁷。

また、中央の司法機関における司法官僚—法官を選抜するため、現役の官僚に対し更に「試法官」、「試刑法」の試験も実施されていた。それらの試験は州における司法参軍など、専任の司法官僚の選抜にも使われていた²⁵⁸。当時法的紛争が大量に増加する社会情勢と合わせてみると当然の流れとも思われる。なお、受験者はほとんど現任の官僚に限定されていることから、やはり科挙試験、つまり儒教的教養に合格したものを前提条件としている。

要するに、専門的な法律知識の試験のみによって選抜された司法官僚は、一時期を除いて、宋代の政治、及び司法の舞台における主流的な勢力とはならなかった。しかし、法律知識を問う姿勢は、社会的要請からのものであり、進士出身者を含む官僚予備軍に対する銓試（任用試験）の内容として宋代を通して定着した²⁵⁹。実際、士大夫層は、法律自体を軽視する訳ではなく、専ら法律を専攻し、成文法典を基準にものを判断する官吏、及びそのような官吏を優遇、重用することに対して批判的であった。実際は、司法の現場で活躍していたのは、律令を熟知する法律専門家というより、儒教的学問（朱子学）を修めた科挙合格者、特に経義を専攻とする進士科出身者であった²⁶⁰。司馬光の言うように、経義を習得すれば、本当に律義を解し、社会的秩序をうまく調整できたのであろうか？彼の論調は極端であるが、法律的知识よりもはるかに重視された儒教的教養—経義を、多様な側面から再検証する必要性を示唆している。

3.4 裁判を取巻く環境

前節においては、宋代の社会的変化によって社会・政治・経済環境が大きく変化したことを概観した。経済の発展、社会的紛争の激増等の刺激を受けながらも、法的専門化は図られなかった。しかし、現実に紛争は絶えず発生しており、それに対して、裁判機関はどのように臨み、司法の現場にはどのような人が携わっていたかを検証してみたい。

²⁵⁷ 『司馬温公文集』卷八「起請科場札子」（台湾中華書局、1970）。

²⁵⁸ 王雲海 前掲書 102-109 頁。司法参軍に関して、注 26。

²⁵⁹ 宋代を通して銓試の変遷に関するものは王雲海 前掲書 89-102 頁参照。

²⁶⁰ 宋神宗在位中の王安石の改革（1071 年）により一時期を除いて経義、つまり儒教的教養を持つ進士が最も優遇されていた。『宋史』卷一五五「選挙一」。

3.4.1 裁判機構

行政と司法が分立されていない宋代の地方行政機関は、そのまま司法機関として機能していた。そして事件に関する管轄も刑事と民事を区別していない。判決を下す権限は地方長官のみとされていることから、行政府の長官である知県、知州、知府がそのまま裁判官として裁判を行っていた²⁶¹。さらに宋代の特徴の一つとして、いくつかの州、府の上に、全体を統括する「路」が置かれていた。南宋時代では、軍事防御の需要から、路は軍事担当の安撫使によって、秦河、淮河以南の全境内を浙江東路、浙江西路、江南東路、江南西路、淮南東路、淮南西路、荆湖南路、荆湖北路、京西南路、成都府路、潼川府路、州路、利州路、福建路、広南東路、広南西路の16路に分けられていた²⁶²。路には監司と呼ばれる数種類の長官（人事、警察、軍事、財政）が置かれ、その長官も裁判を行っていた²⁶³。特に初審を担当する県の場合、県政は長官としての知県、副長官としての県丞、総務部長としての主簿、警察部長としての県尉のわずか4人によって担われていた。全体に責任を持つ知県にとって、裁判をはじめ、税糧の調達、簿書の整理、徭役の督促など、きわめて繁忙であり、しかも少しの失敗でも責任を問われて行政処分を受ける結果となる、決して楽なポストではなかった。なお、皇帝から見ると、知県とは直接庶民と接するもっとも重要な「親民官」であり、知県には基本的に科挙の合格者を任命し、担当させていた²⁶⁴。県の場合は、人手不足のため、裁判がしばしば手軽に行われていた。

そして、州の場合、巡検と称される武職が設けられ、軍人を率いて巡邏し、犯罪の容疑者を捕縛する。しかし、巡検は捕縛までが仕事であって、容疑者を審理してはならない。検察庁に相当する犯罪事実の調査（推鞠または勘鞠）を管轄する治獄官といわれる司理参軍と、事実に対して適用されるべき法律を検出する（検断）を担当する司法参軍と、司法全体の役割が分担されていた²⁶⁵。推鞠と検断とを経て、最終的に判決を下すのは知府・知州である。特に適用すべき法規の検出を行う検法は、高度に専門的な法律知識を必要とする司法的業務である。これを行政的事実調査と分離させることは、宋代司法制度の先進性

²⁶¹ 梅原郁『宋代官僚制研究』通判について、州の長官との拮抗がみられる、209頁。

²⁶² 附録地図参照。

²⁶³ 宮崎市定 前掲注25参照。なお、非常に不安定、監視などの性格から、路を行政区分としてとられるのが妥当ではないと梅原が指摘する。梅原郁『宋代官僚制研究』267頁参照。

²⁶⁴ 佐竹晴彦「作邑自箴：官箴と近世中国の地方行政制度」『中国法制史：基本資料の研究』所収、387頁参照。梅原郁前掲書199-208頁参照

²⁶⁵ 宮崎市定はヨーロッパと比較して、宋代制度の先進性を賞賛した。前掲230-231頁。

を表している。

表 5 裁判機構

路			
安撫使	提舉常平使	提刑使	轉運使
帥	倉司	憲司	漕司
266			
軍	經	司	財
事	濟	法	政
州、(府・軍)			
通判	知州		
司理參軍	司法參軍	司戸參軍	録事參軍
			県
			知県
			丞
			主簿
			尉

²⁶⁶ 監司と呼ばれる路の機関について、軍事担当の安撫司を含むべきではないとの見方もある。青木敦「宋代の監司」『歴史学研究』2001。ちなみに、中国近代革命の先駆者である孫文がこの監察権を考試権と共三権分立の西洋モデルに対し、五権憲法を打ち出したのは興味深い。

3.4.2 裁判の流れ

前節で述べた裁判機関の分権、覆審制度などに代表されるような訴訟手続きに関する規定が存在するが、それらは未整理の個々の制度に過ぎず、宋代では手続法の体系が形成されていない。これは宋代において、民衆の訴訟手段による紛争解決を嫌う士紳層の基本姿勢と一致する（後述3.5.4）。しかし、社会・経済活動の活発による紛争の増発は、訴訟による解決を求める傾向を促した。裁判に日常的に対応するため、地方官僚は実務的見地から地方の人民に対し、訴訟の手続きを公示し、訴訟秩序の維持を図った。

『清明集』の巻末に黄震（『黄氏日抄』巻七八詞訴約束）と朱熹（『朱文公文集』巻百約束榜）による民事訴訟に関する論説が収録されている。訴訟の受理にあたって、守るべき手続、身分等の規定が具体的に記述されている²⁶⁷。宋代は唐代の規定を因襲して、民事訴訟は随時に開始できるものではなかった。官府は一定の期間に限定してそれを受理する、いわゆる「開務」、毎年10月1日至次年正月30日に訴訟文書を受けつけ、田宅、婚姻、債負などの案件を受理する。農業は国の支柱産業である宋代において、農事の閑散期であるこの時期を訴訟の受理期間とした。なお、特殊な案件については、これに制限されない²⁶⁸。

また原則的に三月三十一日以前に判断を下さなければならない。仮に期間内に案件を処理できない場合、事由を示さなければならないと規定されていた。

黄震の「詞訴約束」文の中では、訴訟の当事者の身分的差別が見られる。まず、士人身分的当事者への禮遇である。たとえば、「士人聽訴、吏人不得單呼士人姓名、須稱某人省元」、直接士人の名を呼ぶことを禁じていた。宋代では軍人身分は四民の後に置かされていた。僧道身分は「超出世俗、不拜君王、恐於官司無關」と訴訟の受理に消極の姿勢を示した。しかし、現実の生活上において、僧道も世俗的経済活動に関わりを持ち、訴訟が避けられない。それに対し、朱熹は「約束榜」において、僧道を進士、官人と同様に扱うべきだと論じた。

訴訟は通常もっとも基礎レベルの県からスタートする²⁶⁹。原告は訴訟内容について、原

²⁶⁷ 『清明集』640-644頁。

²⁶⁸ 『宋刑統』において、「如是交相侵奪及諸般詞訟、但不干田農人者、所在官司隨時受理斷遣、不拘上件月日之限。」上の条文に例外を設けた。同様な規定は、『宋會要輯稿』にも見られる、刑法三・田訟：「(高宗紹興二年二月十七日詔)應人戶典過田產、如于入務限内年限已滿、備到元錢收贖、別無交互不明、并許收贖、如有詞訴、亦許官司受理。」

²⁶⁹ 越訴とは基本的には律に於いて罰則つきで禁止された法律用語だが、雪冤の爲の不可避な行為であったり、単に豪民が上級官庁へ不当な訴訟を起こしている事態を描写する際の表現方法であったりもする。例えば宋代には法の文言中で越訴を認めて不正官吏等を取

則的に書面を以って届けなければならない。士人、官人など自書できる者以外、庶民は「書鋪」という代書人に訴訟文書を代筆してもらわなければならない。なお、「貧窮、老病、幼小、寡婦、或被劫盜、械闘、殺傷、事關人命」の場合について、白紙をもって、申し出ることができる。当事者がまず訴状²⁷⁰を県衙——県の役所に提出し、それが受理されると期日が定められ、関係者が呼び出されて審理が行われる。審理が終わって判決が言い渡される。知県によって判決が下されるが、宋代の知県は多忙であるため、時に属僚に判決原案を起草させることもある²⁷¹。一度出された判決に対し、双方が承服すれば一件落着となるが、双方が両方納得できなければ、審理が繰り返し行われる。その場合、同一の県で再審あるいは県の判決を不服、そして上級の州、府さらに路の裁判機関へ上訴することが許されていた²⁷²。また、州、府及び路の各部局間、つまり同級裁判機関での再審も可能であった。このような制度の下で、当事者双方が納得するまで、判決が何度も出される事態が宋代ではごく普通に見られた。

刑事事件の場合は、罪を判定する知県の権限は「徒」以下であり、それを越えた場合、仮の判決を下し、身柄を書類と共に州に移送する。それゆえに、重大犯罪と控訴審を司る州の裁判が重要となる。容疑者の身柄はまず州の獄で拘束され、時には拷問を用いながら事実審理が行われた。その際、冤罪の出ないように 2 箇所ないし 4 箇所の獄が設けられ、仮に長官が疑問を抱いたときに、獄を移して再審理させるための設定となっている。事実審理が終わると、書類は司法参軍の下にある法司に送られ、法律専門の胥吏が事実に基づいて、該当する法規をすべて検出し、網羅的に書き上げる。これらの作業をもとに、判官が原案を作成し、最後に知州が判語を下して裁決する。なお、民事訴訟に関して、州では事実審理が行われず、主に法規の検出及び適用に問題があるかについて見解を示し、県に再審理を命ずることが多い。

締る法令が無数にあるし、また法律条文以外で人々の行動が記述される際には、概ね豪民など負のイメージを持つ主体が上級官庁に訴えるときに非難をこめて越訴と言われることが多い。徽宗朝以降の宋朝では、個別に越訴が容認される要件となる官吏の不正の具体的行為をいちいち細々と記し、越訴を許す法の構造となった。

²⁷⁰ 字をかけない農民は代書人に金を払って代筆してもらおう。

²⁷¹ 特に知県の場合、管轄する県の人口が多く、裁判事件に絶えず苦勞していた。梅原郁前掲書注 38. 199-208 頁参照。

²⁷² 宮崎市定は州及び路の各部局間の再審が見られると指摘した。

3.4.3 関係社会と裁判

中国社会は関係的社会であり、その関係とは序列的な構造をなしている儒教的倫理関係にほかならない。個人が自己を円心として、人倫の次元においては夫婦、親子、兄弟、親族、友人という順で、生活の次元においては家族、宗族、郷里、国家という順で、関係のネットワークを展開していく²⁷³。このような関係の秩序の包囲網の中で、裁判は常に当事者双方の関係距離を考慮にいれなければならなくなった。多くの場合、関係の秩序と法的秩序とはおおむね対立しているが、「礼をもって法に入れる」という、法の儒教化運動を標識として、古代中国は徳治の理念および礼制の形式を通して、関係秩序を法律の中に組み込んだ。実際の裁判においては、法の許容する複数の対立する規範と、または解釈の中で、決定が下されている。そこに儒教倫理における「義務的道德」²⁷⁴というべき社会規範の要素を加えることにより、単に対立の中からの選択による決定ではなく、法的秩序を超えた次元での判決が可能となった。つまり、関係的秩序と法的秩序の結合として、より実情に即した人間的な判決が可能となり、法律の実効性にもつながった²⁷⁵。

3.5 裁判官及び判決文の実例

以下清明集の判決文を取り上げながら、詳しくみていく²⁷⁶。

²⁷³ 費孝通「差序格局」『費孝通選集』（天津人民出版社、1988）93-100頁参照。

²⁷⁴ モンテスキューは嘗て以下のような洞察を示した：「父祖に対する尊敬は、当然のこととして、父祖を表すあらゆるものと結び付いた。老人、主人、為政者、皇帝がそれである」と。『法の世界』（野田良之訳）第19編19章、（岩波書店、1987）118頁。古代中国の政治構造において、君主が大宗子（宗族の長）とみなされ、地方官が父母官と呼ばれ、そして一国はまるでひとつの大家族と視される。このような構図の下で、国家、人民の関係はすべて家族的関係に置き換えられていった。つまり、「孝をもって君に事ふ、悌をもって長に事ふ、慈をもって衆を使う」。また、「父祖に対するこの尊敬は、その子に対する愛の褒賞を前提としていた。従って、老人の青年に対する、為政者の彼らに従属する人々に対する、皇帝の臣下に対する同じ褒賞が前提とされた」。「政をなすのは則ち赤ちゃんをまもるのごとく」というように、君臣官民の互いに存在するそれぞれの状況に応じる倫理的義務が絶対的だとされている。中国では、西洋における外部からの超越した自然法のような「絶対的命命」に対応するのは、内心の開発による礼という「状況的倫理」であった。従って、法は「権利のための闘争」というより、「義務のための確認」と見るべきである。この点に関して、梁漱溟は、清末の日本法を模範に六法全書を編纂する際に民法の債権編を意識的に「債編」とした例を挙げて、中国法は権利の体系ではなく、義務の体系であると指摘した。梁漱溟『中国文化要義』（中国文化出版社、1987）18頁参照。

²⁷⁵ 季衛東は古代中国がその典型的実例であると指摘した。前掲書『超近代の法』8頁。

²⁷⁶ 意識的に和訳文がまだ公表されていない事例を取り上げ、訳注をつけて分析する。

3.5.1 判決文から見る法律家の法的素質

前述したように、『清明集』が編纂された南宋当時、成文法の体系はよく整っていた。『清明集』判語が作成されたのは、淳祐勅令格式の時代であることがすでに指摘されている²⁷⁷。『清明集』は、南宋の判決文の構成から見ても、それ以前の判決文集と比べ、内容的に大きく変貌した。五代及び北宋初期に編纂された『疑獄集』、『折獄龜鑑』など、『清明集』より早期のものは、実際の案例ではなく、史書などから素材を収集した点で大きく異なる。この点からも当時の社会における実際の裁判例を収録した『清明集』の稀少価値が分かる。

『清明集』を全体的に見てみると、裁判官の法的根拠へのこだわりが強く感じとられる。『清明集』所収合計 475 本の判決文²⁷⁸のうち、直接法文を引用した書判は 115 件にのぼり、全書判の四分の一を占めている。『清明集』における判決文の数がもっとも多い、代表的な裁判官である胡穎（75 件）の場合、自身の判決について、「一糸の私心、個人の見解も含まず、すべて法によるものである」と明言している²⁷⁹。『清明集』において、判決文はまず件名を掲げ、そして案件に関する事実説明、根拠とする法文、そして判旨といった内容を備えており、その中でも、厳格に法に則って判決を下したものは計 11 件ある²⁸⁰。

例えば、戸婚門に「寺僧争田之妄」²⁸¹（妙縁院の寺僧が、吳承節のもっている田地に対し争いを起こしたことの虚妄）と題する方岳（個人伝記は前述 2.3.1 参照）の判決が、その典型例である。判決文中の淳祐十二年から方岳の年譜と合わせてみると、この案件が作者五十二歳のとき知邵武軍（軍とは軍隊の集団が駐屯している、通常は一県または二県の比較的狭い地域を管轄する州と同じ行政等級である。今福建省邵武県）²⁸²において行われたものであると推測できる。まず、判決文の冒頭に、妙縁院は理由もなく嘘の訴えを起こしたものだと言うべきであるとする。そして、以下のように判決文が続く。持ち出してきた^{とちだいちょう}砧基簿²⁸³には、末尾の一葉だけがない。経界法²⁸⁴以前の反古書類の、年月の部分

²⁷⁷ 仁井田陞 前掲 373 頁。

²⁷⁸ 内 2 本のみ「花判」と称して、仮定の案件をもとに作成した例文である。『清明集』巻六賃屋に所収署名叶岩峰の判決文。

²⁷⁹ 『清明集』281 頁。青木敦、『史学雑誌』（1994）第 103 巻第五号 213-220 頁。

²⁸⁰ 王志強『『名公書判清明集』思想初探』法学研究第五期（1997）121 頁参照。

²⁸¹ 『清明集』巻之四 127 頁。和訳は梅原郁訳注『名公書判清明集』（同朋社、1986）184 頁参照。

²⁸² 附録歴史地図参照。

²⁸³ 紹興経界法の規定により、砧基簿は各戸自身で作成する。田地の形を圖面で書き、四至つまり周囲の境界線を標明、祖産或は典賣による取得などを表記した上、縣に届けて押印してもらい、以って證明書と為す。また各縣にも砧基簿を作成し、郷を單位に、三部を

削除し、官府の取り調べを欺いた疑いがある。第一の虚妄である。この点を寺僧に詰問すると、「紹興19年(1149)には、江西の経界はすでに完了していた。これはその年の^{とちだいちょう}砧^{とちだいちょう}基^{とちだいちょう}簿だ」という。年月がない以上、何を根拠に紹興19年の^{とちだいちょう}砧^{とちだいちょう}基^{とちだいちょう}簿とするのか?第二の虚妄である。もし言うとおりに、本当に経界の文書だとしても、吳承節の証書は紹興三十年の日付である。さすれば、先立つこと十年の文書は、もうとっくに無効になっている。第三の虚妄である。吳承節の証書には、「官司が、官が没収した戸絶の田を出売する勅旨をきちんと書き連ね、妙縁院の違法の田産を買い受けたとき」と明言している。この田産は、とりもなおさず、官が没収した田で、寺の所有財産ではない。第四の虚妄である。官が没収した田産を売り出すのだから、つまりこれは紹興二十八年の指揮²⁸⁵以後の証明書であり、指定買い入れの時期は、年月がきちんと合致するのに、寺側が不法占拠だという。第五の虚妄である。呉は代価を官に納めたわけで、田を寺から買ったのでは全くない。ところが、寺院の香火は絶えておらず、断じて売るはずがないという。第六の虚妄である。紹興三十年(1160)から淳祐十二年(1252)まで、およそ九十三年の間、呉氏の財産であったのに、ある日突然訴訟を起こす。第七の虚妄である。これらを総合していえば、この田地は妙縁院が法に反して官に没収された田であり、官司が人を募って売ったもので、寺僧とは何の関係もない。百年以前に法に違反し、百年後に嘘の訴えを起こす。第八の虚妄である。この案件についての記録を調べると、全部で五度決定がくだされており、章司

まとめ、縣、州及轉運司に收藏する。凡そ人戸田産を典賣する際、砧基簿及び契書を持ち出して、縣にあるものと合わせて確認しなければならない。契書があつて砧基簿がない者は無効とされる。

²⁸⁴ 経界法とは、戦乱などによる所有関係の混乱を解消するため、紹興十二年(1142年)に実施された農地の測量整理政策である。高宗の1142年(紹興12)、まず蘇州で始めた。北宋末以来の戦乱で戸籍などが亡失した南宋では、とくに土地所有が不明確であり、耕作しながら税を納めなかったり、有力者が土地を他者の名義として、結果的に貧窮者に税や役の負担を転嫁したり(詭名寄産)する弊害が、時々あった。これらを是正するために提案されたのが、経界法である。経界とは土地の境界のことであり、これを正して民の所有地の広さ・質などを正確に把握しようとするのが、法の趣旨である。具体的には、民の申告あるいは官の測量によって砧基簿という土地台帳をつくり、これに土地の境界・広さ・地味などを記入し、地形も図示した。この台帳を基礎に民の負担力を9等に分け、税を賦加したのである。椿年によって経界法は、ほぼ全国的に実施されたが、それ以後にも、たとえば朱熹などの地方官が、局地的に行う場合があった。曾我部静雄「南宋の土地経界法」『宋代政経史の研究』(吉川弘文館、1974)

²⁸⁵ 指揮とは中央官庁が下した指令を指すとされる。張晋藩、前掲書243頁参照。個別の案件について、所轄官庁が示した見解であると思われる。例えば、裁判官の蔡久軒が、皇帝の一族の趙時涪を拘束したうえ、「併申大宗正司取指揮」つまり、主管官庁の指示を求めた(『清明集』卷十四「懲悪門」)。

戸（司戸參軍）がすでに明快允当な原案を出している。しかし、寺僧は司戸參軍が賄賂を受けたために、私心を加えた判決だと訴え出した、それは第九の虚妄である。」このように、方岳は綿密に案件を分析している。そして、交易の法に引き比べていえば、契約書が不明で、錢主と業主が死んでいれば、受理の限りではない、と方岳は交易法に時効の規定を持ち出した²⁸⁶。今百年が経過し、呉氏の所有となって何世代か経ち、寺僧は申立もせずに何代かを経た。そして今頃この訴えを起こした。第十の虚妄である。僧の中の羅刹とはこの人に他ならない。本来重く罰せられるべきところ、今回は恩赦によって法の網から逃れる。呉承節は証書を所持して土地を管理し、妙縁院の砧^{とちだいちょう}基簿は、今回の判断を記して返却する。もしそれでもかたくなに訴えれば、それは恩赦の後だから、二度と僥倖は望めないであろう。（城）門に掲示する。別の判決においても、方岳は訴訟時効に関する一般的解釈の誤りを指摘した²⁸⁷。彼の法典²⁸⁸に関する熟知、高度な法律教養が感じられる。

「田宅典売」の歴史は古く、古代中国における重要な土地取引行為として、歴代の法典、文献に記載されてきた。しかし、実際には、田宅典売とは、「典」²⁸⁹と「売買」の二種類の行為からなる総称である。その目的物は「田宅」であり、これは今日の不動産に相当する。「典」という用語は、その他の「典当」、「典質」行為（目的物は動産である）と名称が似通っているが、目的物及びその運用の違いがあり、根本的に異なる。「典当」、「典質」は、

²⁸⁶『宋刑統』において、方岳のいう交易の法という単独な名目は見当たらないが、何カ所がこの関連する内容の注釈が出ている。例えば、卷十三戸婚律 433 頁。

²⁸⁷『清明集』132 頁。「契約不明錢主或業主亡者不応受理」（契約不明で、錢主或いは業主が死亡している場合は、訴えを受理しべからずこと。）刑台の判断を拝読したところ、事情を洞察しておられ、やはりすでに陝氏を不正とされている。しかし、陝氏が非であれば、湯氏は是で、両者どちらか一方に決めるべきである。ここでは、両方とも主張を認めず、すべて学官に帰属させてしまった。「契約がはっきりせず、または二十年を過ぎるか、錢主あるいは業主が死亡している場合は、受理することができない。これはつまり二つの条項である。…世の中の人が法文を引用する場合、二つの別々の要件を合わせて一つにしたのは、法の主旨を見失うものである」。和訳は梅原郁訳注、193-194 頁。

²⁸⁸『宋刑統』206 頁。訴訟時効に関する規定は、『宋刑統』引建隆三年十二月五日敕：「今後應典及倚當莊宅、物業與人、限外雖經年深、元契見在、契頭雖已亡沒、其有親的子及有分骨肉、證驗顯然者、不限年歲、並許收贖。如是典當限外、經三十年後、並無文契、及雖執文契、難辯真虛者、不在論理收贖之限、見佃主一任典賣」。また前引文の後に：「臣等參詳……請准唐長慶二年八月十五日敕、經二十年以上不論。」。

²⁸⁹『名公書判清明集』における大量な案例、判決文、法令はこの「典」に関わる。すでに多くの学者、特に日本の学者が清明集に関する研究を発表したが、しかし、「典」を主題とする研究はまだ見あたらない。宋代の「典」について、通論的な議論が見られますが、惜しくも細部まで至っていない。

今日の質権、抵当権と類似し、すでに研究されている²⁹⁰。従って、以下では特注しない限り、「典」は専ら田宅典売の「典」を指す。なお「典」について予め説明する必要がある。近代各国の法律を見ても、民法物権編に「典権」に関する一章を設けているのはわが国のみである。その規範する対象は、田宅典売における「典」の行為である²⁹¹。「典売」は、買い戻し条件付き売買という性格に近い、中国特有の土地取引行為である。

宋代においては、土地に関する典、売買、租佃、抵当など、多様な形態があり、民衆が私有土地を有する現象は極普遍であった。この背景の下で、「典」は当時重要かつ頻繁に利用された土地取引行為であった。田宅出典の例が宋代の文献によく見られる。法典の面から言うと、『唐律疏義』（初唐の652年頃唐王朝が全国の律学人材を集め、編撰させた法典であり、中国現存もっとも早い時期のもので、中華封建にも多大の影響を与えた代表的な法典ある。訳者注）の中には、田宅典売に関する規定はなかったが、『宋刑統』の13巻「戸婚律」における「典売指当論競物業」の条に、すでに田宅典売に関する規定が見られる。両者の比較から見ると、唐と宋の間には、土地取引行為において大きな変化が発生し、田宅典売はその初期においてすでに一定の重要性が見られる。また、同条文には、「臣、詳しく調べた結果、唐の元和6(808年頃)年以来の条文、勅文一致しておらず、現在その旧条文を吟味し、以下逐条書き記す…」との記載から、唐の中葉以後、すでに田宅典売を規範する法令が存在し、その延長線に宋の開国まもなく『宋刑統』の正式条文となったことが分かる。この法令の変遷が、唐の中期以降、均田制の破壊並びに漸進的な土地の所有、交易の自由化と関連すると考えられる。この方面の研究は、さらなる議論を待たなければならない。

「典」は、中国の重要な土地取引行為として、法制、社会、経済の各面と関わりを持っていた。一般庶民にとって身近な存在であるにもかかわらず、法に関する知識は決して十分ではなかった。『清明集』において、この典における親族の買戻しの権利に関する誤解について、胡穎が説明した判決がある²⁹²。

【原文 親隣之法】照得所在百姓多不曉親隣之法 往々以為親自親 隣自隣 執親之說者 則凡是同閔？典買之業 不問有隣無隣 皆欲收贖 執隣之說者 則凡是南北東西之隣

²⁹⁰ 『中国典当制度史』（上海古籍出版社、1995）。

²⁹¹ 台湾民法第911条—927条。

²⁹² 『清明集』308頁巻の九「親隣之法」。

不問有親無親 亦欲取贖 殊不知在法所謂應問所親隣者 止是問本宗有服紀親之有隣者 如有親而無隣 與有隣而無親 皆不在問限 見於慶元重修田令與嘉定十三年刑部頒降條冊 昭然可考也 今譚亨所欲執贖堂弟出典之田 既是有親無隣 則是於法有礙 合照僉廳²⁹³所擬行

【和訳 親隣之法】

百姓は親隣に関する法律の意味を分かってない。往々にして親戚であれば当然法の言う親に該当し、隣人であれば法のいう隣に該当すると思っている。親の説を取る人は、すなわち親戚関係を持つ全ての人が、隣人関係にあるかに拘らず、親類の典売した不動産に対し買い戻しの権利を持つと考える。また隣の説をとる人は、東西南北の隣人であれば、親族関係の有無に関係なく、隣人の典売した不動産に対し買い戻しの権利を持つと考える。しかし、法の意味する親隣者とは、同じ宗に服紀の親かつ隣人関係にあるものを指している。仮に親族であっても隣人関係にいない、あるいは隣人であるが親族ではない場合は、この法に当たらない。慶元重修田令與嘉定十三年刑部頒降條冊を見れば、明らかである。この件では、譚亨は典に出されたいとこの田を買い戻したいと申し出たが、既に隣人関係にいないため、この法の適用はできない。簽書判官の判定どおりに処分する²⁹⁴。

法文の適用古代中国の成文法について、それは命令的秩序であるよりは、むしろひとつの雛型（モデル）にすぎず、単に制定されただけで実効性を欠いているとの認識が、研究者の共通する出発点となっていた²⁹⁵。しかし、以上のように、実際宋代の法典の法文は裁判官によって確かに検出され、援用され、解釈され、そして適用されていたことが、本項で取り上げた例でもわかる。なぜ、このような誤解を生じていたか。以下『清明集』の検証を通じて引き続き考えていきたい。

3.5.2 官吏腐敗へのとりくみ

前述した宋代の政治的環境（2.1.2）には、下級官吏——胥吏の犯罪を醸成する風土が存在していた。この官吏の汚職現象は『清明集』にも多数見られる。『清明集』卷之一「官吏

²⁹³ 僉廳、つまり簽書判官廳、また「簽書判官廳公事治事之所」、府、州、軍、監に全て置かれ、判官が長官を補佐して、文書の簽署、用印を担当する。

²⁹⁴ 梅原郁訳注 281頁。

²⁹⁵ 寺田浩明前掲注参照。しかし、1979年、中村茂夫は「伝統中国法＝雛型説に対する一試論」を發表し、命盜重案裁判における法適用の自動性、それゆえの「実効性」「的確さ」に関する考察を持って、反論した。

門」には、汚職官吏を厳しく取り締まる判決が収められている。『清明集』「官吏門」には、65 件の判決文が収録されているが、そのうち 58 件が汚職事件で、その殆どが下級官吏の犯罪である。また巻十一「人品門」の公吏類にも 26 件の下級官吏犯罪事件を取り上げている。収賄をした官僚に対しては、異動させる処分（対移）が多いが、下級官吏には刑事的処罰を与えるような区別が見られる²⁹⁶。

宋代の地方行政の特徴は、地方長官の頻繁な転勤と、下級官吏の土着化である。胥吏は地元の悪勢力と結びつき、上に対しては官僚を欺き、下に対しては人民を抑圧する現象がよく見られる。窮地に追い詰められた民衆は、仕方なく官に訴え出る。『清明集』にも胥吏たちの横暴、悪行に対する訴訟が多く取り上げられている。蔡杭の判語を借りると、「原告の訴えを詳しく見ると、すべて吏人に対するものである」とある²⁹⁷。

地方官としての裁判官はしばしば判決を下して、違法に暴力を振るう官吏を厳罰し、庶民への暴力を無くすように努力した。たとえば、吳勢卿は、かつて「禁約吏人毒虐平民」の訓令を頒布し、吏人の暴力によって犠牲になった平民の事例を取り上げ、執務過程における暴力を禁じた。さらに「如有被苦者 許徑赴廳前高聲自陳」、つまり、被害を受けた者に一般的訴訟手続きを踏まずに直接訴える救済手段を与えた²⁹⁸。

地方官僚として赴任してきた士紳層にとって、下級官吏は厄介な存在であった。『清明集』の附録四には文天祥文集から 5 本の判決文を収録されている。その中で、「近世以来、天下は吏の狡猾に損害を受けている。士大夫も業務に臨む際、吏にだまされないようにただ恐れ戦く」という²⁹⁹。『清明集』「官吏門」・「昭雪」の目には、江南東路信州貴溪県の吏人が、知県に横領の罪を聞かせようとして、転運使の吳勢卿によって冤罪を晴らした案件が収録されている³⁰⁰。

【原文 県吏妄供知県取絹】 行部以洗冤為急 何況士大夫之冤 前貴溪知県黄輅 昨因赴上大急 毛提刑責其冒 正欲加罪 適值吏鄭勳等供本県絹事 謂黄知県取八十疋 折

²⁹⁶ 「対移貪吏」蔡杭『清明集』55 頁。「内有饒州推官舒濟 蔑視官箴 肆為攫拏 如本州拋買金銀 則每兩自要半錢 以配吏吳傑為腹心 受成其手 交通關節 略無忌憚」推官舒濟に対して、「未欲案劾 先牒本州対移鄱陽縣東尉」の処分を与えたが、吏の吳傑には脊杖七十、於原配州加上刺配一千里、並籍沒其家産として厳しい処罰を下した。

²⁹⁷ 『清明集』20 頁。「詳詞人所訴、全是吏人世界」

²⁹⁸ 『清明集』36-37 頁。

²⁹⁹ 『清明集』633 頁。「近世以来天下以吏奸為病 士大夫臨事惴惴然惟恐吏之欺己」

³⁰⁰ 『清明集』60 頁。裁判官の吳勢卿は、字安道、号雨巖と称し、清明集に計 25 件の書判がある。

為陳設 遂致信憑 申劾 既而黃知縣辯明 毛提刑再有一判之失絹 黃知縣檢舉發擿 鄭勳所供 與方涇不同 蓋至是則毛提刑已知其風聞之誤矣 但黃知縣先賢的嗣 具有家法 安得此事 當職久聞其枉 及到信州 州院疎決 鄭勳適以他事收禁在獄 引上取聞 就令獄官責供 如所供則黃知縣未嘗將去 安得以竊絹冤之 鄭勳等初焉所供 乃是盜憎主人 怒黃知縣之發覺耳 鄭勳犯重罪斷治外 黃知縣之冤當與昭雪 具申尚書省 乞與放行注授 庶幾是非明白 士夫知所勸

【和訳 県吏妄供知縣取絹】 巡回官庁の責務は冤罪を晴らすことにあり、まして士大夫の冤罪についてはなおさらのことである。元貴溪県知縣の大事に赴くにあたり、大変慌てたことに対し、提点刑獄使の毛はその無礼を責め、処分をしようとしたところ、丁度吏の鄭勳などが貴溪縣の国に納める絹の件に関して供述した。それによると、黄知縣が八十疋を取ったという。毛提刑はその供述を本人の自供として弾劾した。すでに黄知縣が弁明して、毛提刑はもう1つ判断の過失がある。黄知縣を検挙摘発するに当たって、鄭勳と方涇の供述が異なっている。恐らくここまでくると、毛提刑はすでにその風聞³⁰¹の誤りを察知している。しかし、黄知縣は先賢の後継ぎであり、厳しい家法を具備してこのようなことをするはずがない。当職が久しくその理不尽を聞いており、信州に着いた際、州院で案件を整理した。丁度鄭勳がほかの事件で獄に拘束されており、引っ張り出して喚問した。獄官に供述を責めさせてみると、黄知縣は絹を横領してないことが明らかになった。では、なぜ鄭勳が絹を私蔵することを以って黄知縣に罪を着せたのか。鄭勳らが初めて供述した。その訳とは、盜賊が主人を憎むように、黄知縣によって彼らの悪行が発覚したことに由来する。鄭勳が重罪を犯している治外と判断する。黄知縣の冤罪を晴らすべく、その官職を回復させるよう、尚書省に上申する。真相が明らかになり、士大夫がこの教訓を知ることが期待する。

この事件からも、下級官吏が地方の百姓はもちろん、長官をも弄ぶ忌憚なき悪勢力となっていたことが分かる。前述した官箴としての『清明集』の特徴から、地方官に対して管轄下の下級官吏を厳しく規律管理することが、『清明集』における一つの重要な課題とされていた。

このような背景の下で、『清明集』の第一件目「諮目呈両通判及職曹官」は、判決文では

³⁰¹ 官吏の非行を弾劾し、御史に上申する文書を指す。

なく、真徳秀³⁰²から同僚に対する勧告文である。その中で、彼は「民のため十害を除去すべきである」と呼びかけた³⁰³。真徳秀は、「縦吏下郷」つまり胥吏がやたらに郷民に権力を振舞うのを放任することは、地方政府が除去すべき十害の一つとして挙げている。なぜならば、宋代では、下級官吏が手にある公権力を用いて、百姓を威圧する嫌いがある。従って一般の百姓が官吏を虎狼の如くに恐れており、官吏を村へ行かせることは檻から虎を出すようなことに値するする害であると指摘した。

3.5.3 私有財産の保護

伝統的儒教思想において、「君子は義に論り、小人は利に論る」（論語里仁第四）というように、教養もあり、立派で指導者であるべき君子は、正義に敏感であり、衆愚どもはそれぞれ自分の利益に敏感であると、士紳層の経済活動への直接的関与について消極的であった。このような指導精神の下で、経済力を持つ貴族である士紳層は、現実生活からかけ離れた、繁文縟礼に縛られた世界に閉じこもっていた。

現実の変化が思想的変革を促した。唐末期の戦乱が門弟貴族の衰えをもたらした。経済活動に対する態度から見ると、門弟儀礼を強調する姿勢を改め、宋代以来の新儒家は「人倫日用」の儒学を提唱した³⁰⁴。新儒教の古典には、依然「徳は本なり。財は末なり。」とあるように、国を治めるにはまず徳を慎むべきとする基本姿勢が見られる。しかし、すでに人間を養うのも、残害するのも財利であることを踏まえた、「有徳此有人 有人此有土 有土此有財 有財此有用」、つまり徳を慎めば民心がその人に悦服し、民心が悦服すれば国土が完全に自己のものとして掌握でき、もちろん税、その他によって国庫に財貨が豊富になり、財貨が豊富になればそれがさまざまに用いられるという認識が形成されていた³⁰⁵。

前述した宗教改革と関連して、新儒家の影響で、農業生産を始めとする経済活動への社会的関心が高まった。特に、従来軽視されていた商人の役割が評価され、商業活動などが奨励されていた（前述 2.1.1 参照）。商人の社会における地位が著しく改善され、社会の商品経済発展の有力な後押しとなった。また、士大夫自身による経済活動、いわゆる「治生」

³⁰² 真徳秀、字景元。『宋史』巻四三七に伝記がある。また個人の紹介に関して、小島毅「牧民官の祈り：真徳秀の場合」史学雑誌 100 編 11 号（1991）。43-76 頁参照されたい。

³⁰³ 『清明集』巻之一官吏門・申敬編 二—三頁。

³⁰⁴ 新儒家の思想的発展は、余英時前掲書 43—94 頁参照

³⁰⁵ 島田虔次『大学・中庸』大学伝第 10 章参照。

への関心も高まってきた³⁰⁶。このような背景の下で、私有財産への保護が重視された。このことは、『清明集』における大量の不動産取引、賃貸借、債権債務関する判決文にも体现されている。『清明集』の判例を通じて、宋代の法は経済活動とどのような関わりを持っていたかを眺めてみる。

宋代の私有財産に対する保護策がよく整備されていたことは、宋刑統に「檢校」制度が設けられていることから分かる³⁰⁷。いわゆる檢校なるものは、「本人が死んで息子が幼いときに、官司が財物を檢校して、必要な分を計算してこれを孤児に与え、託すべき親戚に委託して養育させ、成年になったら、官司が残りすべてを返還する」法制度である³⁰⁸。つまり、弱者に対する財産保護を図るための、現代の無能力者に対する後見制度に相当する。

「檢校」という部類の判決文は『清明集』の戸婚門七卷、卷に計4件が収録されている。また「孤幼」という部類の下でも、檢校制度を利用して、幼い孤児の財産を保護する判決が見られる³⁰⁹。

さらに、宋代政府は海外貿易を促進するための法整備を積極的に行っていた(前述2.1.1参照)。前述したように(2.1.1)、宋代には従来の大陸を横断する貿易路のほか、東部沿岸地域における海上ルートの貿易も盛んに行われていた。著名な貿易港である明州(今寧波)の町は、各国の商人によって賑わっていた。宋代政府の優遇策によって、多くの外国商人が長期間の滞在ないしは定住するようになった。宋刑統卷第十二戸婚律に唐律に規定のない新しい「死商錢物 諸蕃人及波斯附」、つまり、貿易のために来ている外国商人が死亡した場合の遺産処理など、外国人の権利・財産の保護に関する法律が整備された³¹⁰。

【原文】準 主客式諸商旅身死 勘問 無家人親屬者 所有財物 隨便納官 依具狀申省 在後有識認 勘当 灼然是其父兄子弟等 依數卻酬還

【和訳 諸外国人及びアラビア人】 定住及び滞在する外国の商人が死亡した場合、(親族関係を)調査する。仮に家族も親族もない者であれば、所有財物を官に納める。詳細を書状に書き、省庁に届ける。後に受領に来るものがある場合、調査を行い、明らかに父兄子弟等であれば、元通り返還する。

³⁰⁶ 北宋以来士大夫の間で、土地を購入する傾向が顕著に見られる。例えば、竺沙雅章「北宋士大夫の從居と買田」。

³⁰⁷ 『宋刑統』卷之十二。

³⁰⁸ 『清明集』卷之七 228 頁。

³⁰⁹ 『清明集』卷之八 285 頁。

³¹⁰ 『宋刑統』416-420 頁。

【原文】準 唐大和五年式月拾参日勅 節文 死商錢物等 其死商有父母嫡妻及男 或親兄弟 在室姉妹 在室女親 姪男見相隨者 便任收管財物 如死商父母妻兒等不相隨 如後親屬將本貫文牒³¹¹來收認 委專知官切加根尋 實是至親 責保訖任分付 取領狀入案申省

【和訳】 唐大和五年(832年)2月13日勅 死亡した外国商人の財産などに関して、死亡した商人に、父母嫡妻及男、あるいは親兄弟、婚姻していない姉妹、女性親族、姪男等が追従しているものがある場合、その財産を收受管理させる。追従していなければ、後に親族は本籍の公文書を持参して受領する。専門調査官をもって調査し、確かに近親であると認定した場合、保証人に相続分配をさせ、受領書を省庁に届ける。

【原文】準 唐大和八年八月式拾参日勅 節文 同應州郡 死商及波斯蕃客資財貨物等 謹具條流如後

- 一 死商客及外界人身死 應有資財貨物等 檢勘従前勅旨 内有父母嫡妻男親姪男 在室女 並合給付 如有在室姉妹 三分内給壹分 如無上件親屬等 並合官收
- 一 死波斯及諸蕃人資財貨物等 伏請依諸商客例 如有父母嫡妻男女 親女 親兄弟 元相隨 並請給還 如無上件至親 所有錢物等 並請官收 更不牒本貫 追勘親族

右戸部奏請 自今以後 諸州郡 應有波斯及諸蕃人身死 若無父母嫡妻男及親兄弟 元相隨 其錢物等 便請勘責官收 如是商客及外界人身死 如無上件親族相隨 即量事破 錢物埋瘞 明立牌記 便牒本貫

【和訳】 唐大和八年(835年)八月式拾参日勅

一 死亡した外国商人及び外界人の所持する財産などについて、前勅の旨に従い調査する。父母嫡妻男親姪男、未婚の娘がいる場合、平等に遺産分割して給付する。未婚の姉妹がいる場合三分の一を割り当てる。以上の親族がない場合、官に納める。

一 死亡したアラビア人、その他の諸外国人の財産などについて、商人の例に従い、父母及び嫡妻男女、女性親族、親兄弟が相隨している者に給付する。以上の親類がなければ、官に納める。本籍に知らせること及び親族調査などは行わない。

³¹¹ 牒：統轄関係のない機関の間に往來する公文書の名稱。

ここには、死亡した商人の財産に対して保護が手厚く、遺族の徹底的調査を行うのに対し、普通の外国人の場合は本籍にまでは知らせないとの差別が見られる。

以上の事例は、民間当事者個人の財産に対する官府の積極的な利益保護であるが、その他の保護策としては、官と民の財産関係を調整する判決において、「官不爭利（官は民と利益を争わない）」という原則がよく援用されていた³¹²。官府との関わりにおいて、商人に対する利益の加害者は、しばしば官の立場からのものであった。前述した真徳秀の同僚に対する勧告文におけるその第十害とは「低価買物」つまり、官府による買い取りの際、市場より安い価格を強要することである。「物が同じであれば、当然価値も同じであるべきである。公と私の区別があるものか」と商人を保護するように官僚を強くいさめた。

しかし、騎馬民族の侵略に対応するための膨大な軍事支出を捻出するため、時に地方官府は財源の拡大に没頭していた。宋代では、法定相続人がいない場合は「戸絶」とされ、財産が官に没収される制度が設けられていた。官司はこれを濫用して不法に民間人の財産を官に収めるケースが多発していた。例えば、『清明集』卷八戸絶の目には、「夫亡而有養子不得謂之戸絶」の条に、裁判官はまず未亡人の阿甘が再婚したとはいえ、3歳以下の養子がいるから明らかに戸絶に当たらないと指摘した。そして「官司亦惟微利是嗜 不顧義理 不照法令」の非を批判し、戸絶の判決を棄却し、財産を阿甘に返還させた³¹³。

また、前述した検校のような一時的に官に預かる財産に関しても、慎重な姿勢を示した。一例として、胡頹は法定相続人のない、官に帰すべき財産を、その同族の人に帰属させた判決があげられる³¹⁴。

『清明集』「人品門」において、宗室（皇帝の親族）、士人、僧道、牙儉、公吏、軍兵などそれぞれの立場、職業における犯罪を裁き、正しい倫理道徳を提唱した。特に牙儉の目

³¹² 「官與民爭利」に関する論議は古く漢代の塩鉄論、つまり塩と鉄を国の専売商品にすべきか否かを争った有名な論議から由来する。その後専売を廃立繰り返し変化したが、唐代を通じて「工商雜類 不得預於士伍」つまり、科挙試験に参加する資格を与えないように、基本的に商人を抑制する政策を実施していた。なお、唐代においてすでに重商思想が芽生えていたと指摘されている。巫宝山「唐代重商思想的興起」『中国經濟史研究』1997.3. 93-105;156 頁。

³¹³ 『清明集』卷之八 272-274 頁。

³¹⁴ 『清明集』卷之八 281-282 頁。「餘一半本合没官 當職素不喜行此等事 似若有所利而為之者」、つまり「残りの半分が官に没収すべきであるが、まるで、官が利益目当てに検校を行っているようであるから、私はこのようなことは好まない」。

には「治牙儻（才取り）父子欺瞞之罪」³¹⁵という案件において、胡穎は牙儻の悪行を懲らしめ、客商顔文龍の利益を保護した。

【原文】治牙儻父子欺瞞之罪 大凡求利 莫難於商賈 莫易於牙儻 奔走道途之間 蒙犯風波之險 此商賈之難也 而牙儻則安坐而取之 數倍之本 趨錐刀之利 或計算不至 或時月不對 則虧折本柄者常八、九 此又商賈之所難也 而牙儻則不問其利息之有無 而已之所解落者一定而不可減 故曰莫難於商賈 莫易於牙儻 為牙儻者當念其勤勞 念其險阻 公平其心 與之交易可也 乃又從而欺瞞之 其不仁亦甚矣 顔文龍不遠千里 與販貨物 投托李四之父子 前後贏餘其牙錢 亦必不少 顔文龍意其可托 遂以銀會寄於其家 取守會以為証 自謂他日必可執券取償 豈料李四父子全無信行 遽欲從 而乾沒之 及至到官 乃謂保正立雙頭文字 係是尋常富室欺凌愚民之所為 李四父子既為牙儻 乃世間狡猾人也 豈肯甘心立此等文字 與遠鄉客人乎 此蓋万無是理 李四為此言 不特以顔文龍為可欺 是以太守為亦可欺矣 欺商且不可 況欺太守乎 為牙人至於敢欺太守 則前後之被其欺者 不知幾人矣 欠負之罪輕 欺瞞之罪大 李七五、李四杖一百 押出府界 仍監還所欠錢、銀

【和訳】 凡そ利益を求めるのに、商賈より難儀するものはなく、牙儻より容易なものはない。悪天候を衝いてあちらこちらとかけずり回るのは、まさに商賈の難儀である。商賈は数倍の元手でわずかばかりの利益を追い、予測が甘かったり、タイミングが悪かったりして、元本割れることもそう珍しいことではない。これまた商賈の難儀とするところである。しかしながら、牙儻はといえば商賈の収益があがろうがあがるまいが、自分の中間マージンは一定であって減ずることではない。故に「商賈より難儀するものはなく、牙儻より容易なものはない」というのである。牙儻たる者、商賈の労苦をおもい、道の険しさをおもい、「公平」を旨に商賈と取引すればよいのである。にもかかわらず、またほしいままに商賈を欺くとは、不仁たることこの上ない。

顔文龍は千里をも遠しとせず、貨物をさかんに商っており、李四に資産を託したほどであるから、その間収益も上がり、そこからの牙錢も少しばかりの額ではなかったはずである。顔文龍は李四を信頼に足ると考え、銀と会子とをその家に預け、守会を取って証文とした。他日必ず証文で金に引き替えることができると思っていたのである。が、あにはからんや、李四父子にはまったく誠意がなく、これをただ取りしようとしていたのである。

³¹⁵ 『清明集』 卷之十一 人品門 409 頁。

出頭するに及んで、李四父子は保正が双方が一筆かいた保証書を取っていると言っているが、これは金持ちが愚民を欺く際の常套手段である。李四父子は牙僧であるからには、世の中でもとりわけ狡猾な輩である。わざわざこのような文書をつくって遠郷の商人に与えることなどあり得ない。このような言いぐさには何の道理もあるまい。李四がこのようなことを言うのは、ただ顔文龍を欺けると見なしているのである。商賈を欺くことさえ許されないというのに、知州を欺こうなどとは果たして許されることであろうか。牙人の分際でぬけぬけと知州を欺こうとするのであるから、この間に欺かれたものは数が知れない。横領の罪は軽いが、欺瞞の罪は大きい。李七五、李四は杖一百とし、府外へ護送せよ。なお横領した銀、銭は強制返還させよ。

以上の『清明集』の事例からは、裁判官の私有財産保護に対する熱意が感じられる。

3.5.4 「無訟」への努力

『清明集』判決文から伺えるもう一つの特徴として、殆どの裁判官は、訴訟自体に対して、厄介なもの、災厄の始まりだと見ている。判決文の中からは、裁判官が「無訟」状態へ導こうとしている努力が随所に見られる。訴訟は紛争解決の一手段として設けられている以上、なぜ裁判官はその利用を嫌うのであろうか。『清明集』裁判官の訴訟に対する言行からその理由を探ってみたい。

まず、「健訟」³¹⁶という、宋代の社会現象に対する反動だと見ることができよう。前述したように、宋代にける経済活動、特に土地取引の活発化による紛争が多発していたのは、客観的事実である。江西省袁州の場合、北宋になって戸数が唐代の10倍近くまで増加したにもかかわらず、所轄の地域は変動がなかった。従って、景德年間(1004-1007年)の知州が言うように「壤沃而利厚 人繁而訟多」、つまり、土地と人口の不釣り合いによって争いが多く発生した。しかし、県には4人の官僚しか配備されていないように、最小限に抑えられた官僚組織は初めから対応できない状態にあった。

例を挙げると、方岳の個人文集の中で、「私が毎日訴状を引き出して見ると、中には母子、兄弟、叔姪間の訴訟が大半を占める。風習教化に関わり、安易に取り扱うべからず。私は

³¹⁶ 健訟については、宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構」には江西の好訟の風習を言及した。また赤城隆治「南宋期の訴訟について—「健訟」と地方官」『史潮』16(1985)；青木敦「健訟の地域的イメージ—11～13世紀江西社会の法文化と人口移動をめぐって」『社会経済史学』65-3、1999、許懷林「宋代民風好訟的成因分析」漆侠編『宋史研究論文集』(河北大学出版社、2002)所収。などの研究がある。

息子に対し親孝行に従い、弟に対して悌に従うように、人に勧めている。しかし、おそらく私自身の操行が良くないがため、その風習は一向に良くならず、健訟の悪習は終に是正できない。ある日二枚の骨の断片を持って叔父が父親の足を骨折させたと訴えてくるものがある。あまりにも天倫に反しており、驚かすにはいられない。反逆だとして詰問すると、また全てうそだと供述した。この一例をから、その後も同様であると伺えるだろう」と書かれている³¹⁷。

『清明集』にも健訟現象が描かれている。たとえば、李辺は、県の裁定と転運使の判断を不服して、田地買戻し訴訟を延べ9年かかった。胡頰は、事件の書類を逐一調べたところ、李辺が確かに言語道断であると判断した。それは、「供述の間、法文の一つ一つに口を挟み、質取主をだまくらかそうとするばかりか、官司を見方に、会子の値段を安くしたことに固執する。口を開けば、一にも二にも「聖旨に違背している」という。官司が明白に彼の非を知りつつも、畏縮してしまって、罪科を加えようとせず、質取主が彼の誣告に遭っていることが明白でも、鬱屈して此れと相争おうとしないようにさせてしまう。老獪狡猾で訴訟に長けた悪者でなければ、どうしてここまで念入りの企みができるか」。典型的健訟の者である李辺を非難した³¹⁸。

また、訴訟が起きることは、儒教的思想から言えば、地方官の教化不利が原因とされている。『清明集』の判決文には地方長官としての裁判官が、自分の徳が不足しているため、民が訴訟に出ることを反省する文言がしばしば見られる。たとえば、胡頰は叔父と姪との財産争いを審理する際、まず「聴訟 吾猶人也 必也 使無訟乎」という孔子の言葉を引用し、「当職人徳薄く人望が浅いがゆえ、明德を明らかにして教化を推し進めて、土風をリードする力に不足している。そのため、ひねくれて争い、いじめ侮る行為が見られて、先人に対して慙愧するところが多い」と自責していた³¹⁹。

また、『清明集』の附録には、以下の一篇がある。

【原文 黄氏日抄 詞訴約束 一 詞訴総説】訟乃破家滅身之本 骨肉變為冤讐 隣里

³¹⁷ 『秋崖集』卷二十四「與蔡憲(又)」「某日日引状 其間母子 兄弟 叔姪之相訟 盖多有之 風化所関 其敢輕易 所謂與人子言依於孝 與人弟言依於弟(悌の誤) 如此而已 然以某操行無素 未易轉移 鬻訟之風 終或不免 一日有持碎骨二片訴叔折其父之足者 天倫之逆 豈不駭然 責反坐而追究之 則皆妄也 舉此一事 可以例其余」

³¹⁸ 『清明集』卷之九 311 頁「典買田業合照当来交易或見錢或錢会中半收贖」。和訳は梅原郁 1986 286-289 参照。

³¹⁹ 『清明集』391 頁。

變為仇敵 貽禍無窮 雖勝亦負 不祥莫大焉 但世俗惑於一時血氣之忿 苦不自覺耳 撫州禮儀之鄉 何有於訟 近亦聞負珥筆之謗³²⁰ 識者固羞之 況當饑歉之余 正宜省事之日 譬如病後 將息為上 亦豈人戸争訟之時 惟是當職德薄 不足以任教化之責 恐或者未能忘訟 勉為依例門放 以通民情

【和訳】 訴訟は家を破り、身を滅ぼすもとである。親族の間に恨みを生じ、隣里が敵の間柄となり、その災いがきわまりなく、訴訟に勝つこともまた損することになる。これ以上の不吉なことはない。しかし、世間の人は一時の衝動に惑わされ、この苦勞を自覚していない。撫州は礼儀の郷であり、訴訟には馴染まない。だが、近時もまた教訟の噂を耳にする。識者はかねてから教訟を羞じているが、まして飢饉の後、正にことを省くべき時に当たり、病後の人間と同じく、休息が最善である。ましてや、人戸が訴訟で争う時期ではあるまい。思うにこれは当職の人徳が薄く、教化に任ずるに足りないからである。ある場合には、まだ訴訟が起こされるかもしれない、私は例を作り門に掲示して、民に知らせる。

特に裁判官は儒教的倫理観から、訴訟による親族、宗族ないし隣里、地域社会関係の破壊を恐れ、訴訟による解決を選択すべきでないと言主張した。判決文の文言からは、裁判官が「無訟」状態へと努力する姿勢を感じ取ることができる。『清明集』冒頭において、真徳秀は官僚に対する勸告文の中で次のように説教した³²¹。

【原文】 当職昨在任日 遇親戚骨肉之訟 多是面加開諭 往往幡然而改 各從合会而去 如卑幼訴分産不平 固当以法断 亦須先諭尊長 自行從公均分 或堅執不從 然後当官監析 其有分産已平 而妄生詞說者 却当以犯分誣罔坐之 今請知 佐每聽訟 常以正名分 厚風俗為先 庶幾可革媮薄

【和訳】 当職は過去の在任の間、親族間の訴訟のケースに対し、概ね直接当事者と対面し、説得したところ、往々にして当事者は納得し、和解して訴訟を撤回する。たとえば、卑幼が財産の分与を不公平として訴えてくる場合には、勿論法に従って裁断すべきだが、まず長尊たちに自ら公平に分け直すように勸告するべきである。頑固に従わない場合、官の權威を發動して強制的に監理する。既に公平に分与を済ましたにもかかわらず、やたらに文句を言い出す者に対しては、その犯行に応じて罰するべきである。ここで訴訟審理を

³²⁰ 珥筆は教訟つまり法律を教え、訴訟を唆すことをさす。梅原郁訳注『名公書判清明集』88頁。注3参照。

³²¹ 『清明集』卷之一 10頁。

補佐する際、常に名分を正し、風俗を厚くすることを優先することとし、(裁判に勝つような) 僥倖心理を無くすことが期待できよう。

実際『清明集』の判決において、法条を明示しながらも、当事者を調停し、和解させた例が 20 例ほどある³²²。その際、法による権利の確定というよりも、「和睦」という正しい人間関係の維持が最高の目標とされた。以下の判決を見よう。

【原文】郷隣之争勸以和睦 大凡郷曲隣里 務要和睦 纔自和睦 則有無可以相通 緩急可以相助 疾病可以相扶持 彼此皆受其利 纔自不和睦 則有無不復相通 緩急不復相助 疾病不復相扶持 彼此皆受其害 今世之人 識此道理者甚少 只争眼前強弱 不計長遠利害 纔有些小言語 便去要打官司 不以郷曲為念 且道打官司有甚得便宜处 使了盤纏 廢了本業 公人面前陪了下情 着了錢物 官人廳下受了驚嚇 喫了打網 而或輸或贏 又在官員筆下 何可必也。便作贏了一番 冤冤相報 何時是了 人生在世 如何保得一生無橫逆之事 若是平時有人情在郷里 他自衆共與相遮蓋 大事也成小事 既是與郷隣讐隙 他便來尋針覓線 掀風作浪 小事也是大事矣 如此 則今日之勝 乃他日之大不勝也 当職在郷里 常常以此語教人 皆以為至当之論 今茲假守於此 每日受詞 多是因閑唇舌 遂至興訟 入詞之初 說得十分可畏 及至供對 原來却自無一些事 此等皆是不守本分 不知義理 專要争強争弱之人 当職之所深惡 正要懲一戒百 今觀唐六一訴顔細八 顔十一之田 只是因楊四唆使之故 楊四处郷隣之間 不能勸諫以息其事 而乃鬪 (鬪) 喋以激其争 遂使兩家当此農務正急之時 拋家失業 妄與詞訴 紊煩官司 其罪何可逃也 楊四杖六十 唐六一顔細八 顔十一 当廳責罪賞狀 不許歸郷生事 並放 仍各人給判語一本 令將歸家 遍示郷里 亦興教化之一端 (『清明集』393頁)。

【和訳】 郷隣之争勸以和睦

およそ郷曲隣里の間は、和睦を必ず維持しなければならない。わずかな和睦があれば、すなわち互いに通じ合える。急場の時は助け合い、病に罹ったときは互いに扶助すれば、互いにみんなこれによって利益を受ける。しかし、わずかでも和睦がなければ、すなわち互いに通じ合えない。急場の時も助け合えず。病に罹ったときにも互いに扶助できず。互いに弊害を受ける。今の世の中の人々は、この道理を知る人は少なく、専ら目前の強弱を争い、長い目で利害を考えない。ただ口論しただけで、すぐ裁判を起こそうとする。郷曲

³²² 王志強 『名公書判清明集』思想初探』『法学研究』第五期 (1997) 131 頁参照。

の関係が念頭にない。考えれば訴訟を起こすには、何の利益があるのか。旅費はかかるし、本業は廃され、公人³²³の前に頭を下げ、賄賂の財貨を払わされ、官人の法廷において驚かされ、それでも勝つか負けるかは官の筆次第である。する必要があるのか。仮に一度勝訴しても、恨みを以って恨みに報い、いつになったら終着がつくことか。世間における人生はいつまでも順調でいる保証はどこにもなく、仮に郷里において人情があれば、相手も自分もみんな一緒に助け合い、大きな事件も小さくて済む。仮に郷里との関係に傷を残せば、相手は些細な事でもわざとことを起こし、小さいことも大事に至りかねない。このように、目先の小さい勝訴は、明日の大きい敗訴につながることになる。当職は郷里にいる際、常にこのことを示して人を説得教化した。みんなももっともだと思っている。

今ここで守の職にあり、毎日受理する訴訟の多くは、暇な口論から訴訟に至ったケースばかりである。訴状の初めは事情を恐ろしいほどに誇張し、面接して聞くと、本来大したことではないのが分かる。これらはみんな、本分をわきまえず、義理を知らず、専ら強弱を争おうとする連中である。当職がもっとも嫌いなのものであり、一罰百戒として処分したいところだ。この度唐六一が顔細八、顔十一の田地に対して訴え出たのは、楊四というものに唆かされたからである。楊四は郷隣の間のことに関して、ことをしづませるように勧告するどころか、逆に口を挟んでその争いを激化させた。遂に、両家はこの農務の急な時期に、家を離れ、本業を怠り、はばかりことなく官司を煩わせ、訴訟を起こす結果になった。その罪は逃れうるものではない。楊四は杖六十、唐六一および顔細八、顔十一は、法廷においてその罪を詰責し、判決を言い渡した。帰郷後再びことを起こすことは許さない。釈放し、各人に判語一本を配り、家に帰ったら、郷里に遍く公示するように命じる。これもまた教化の一役を果たすこととなろう。

また、胡頰は、健訟の者を懲らせ、訴訟の利害を分析した以下の判文がある³²⁴。

【妄訴田業原文】 詞訟之興 初非美事 荒廢本業 破壞家財 胥吏誅求 卒徒斥辱 道塗奔走 犴獄拘囚 與宗族訟 則傷宗族之恩 與鄉党訟 則損鄉党之誼 幸而獲勝 所損已多 不幸而輸 雖悔何及 故必須果抱冤抑 或貧而為富所兼 或弱而為強所害 或愚而為智所敗 橫逆之來 逼人己甚 不容不一鳴其不平 如此而後與之為訟 其曲不在我矣 今劉緯自是姓劉 乃出而為襲家論訴田地 可謂事不干己 想其平日在郷 專以健訟為能事

³²³ 宋代では、官僚を「官人」、それ以外の役人を「公人」と呼んでいた。

³²⁴ 『清明集』卷之四「妄訴田業」123頁。

今事在赦前 固難追斷 然若不少加懲治 將無以為姦狡者之戒 從輕決竹篔十下 劉良臣
押下僉廳 喚襲孝恭供對 僉廳所擬 反覆曲折 凡百千言 襲孝恭之虛妄 已灼然可見
縱使有理 亦不応隔百余年而始有詞 況理曲乎 戸婚之法 不斷則詞不絶 襲孝恭杖八十
劉良臣照契管業

【和訳】 訴訟を起こすというのは、初めから芳しいことではない。それは本業を荒廃させ、あるいは家財を使い果たし、あるいは胥吏に攻められ、卒徒から辱められ、宗族と訴訟する場合は、宗族の恩義を傷つけ、郷党と訴訟する際は郷党の誼を傷つけることになる。幸いにして裁判に勝ったとしても、その代償は実際には大きい。不幸にして敗れた場合、後悔しても遅い。したがって、裁判は本当に屈辱を抱いていたり、あるいは富をもって貧しい人をいじめる場合、あるいは弱者が強者に迫害されている場合、純朴な人が狡猾な人に負けた場合、よこしまな行いによって、ひどく責められて不平を訴えなければならない場合などである。甚だせめられている状況におかれたときにはじめて訴訟の道を選んだとしても、(訴訟を起こす) 落ち度はあるまい。今、劉緯は劉姓であるにも拘らず、襲家のために出頭して田地について争っていることからわかるように、普段から郷里においても、自身と関係のない案件に口を挟んでいる専ら訴訟をしている健訟の者であると推察できる。今、大赦の目前で、本来は、彼を処罰できないが、このような狡猾な者は、懲らしめないといさめることはできない。従って、竹鞭10回の刑に処す。そして、劉良臣を僉廳に送り、襲孝恭を喚問した。僉廳によって書かれた調査書をみると、供述内容がだらだらと駄言をくりかえすだけで、襲孝恭がうそをついたことがはっきりとうかがえる。理にかなうものであっても、百年あまりを経てから訴えにでるのは正しいやり方ではない。ましてや、この主張には合理性が無い。戸婚の紛争は、明確に判断を下さないと、当事者が訴訟を取り下げない。ここでは、襲孝恭を杖刑八十回に処する。劉良臣には契約通り財産を管理させる。

以上の判決文は、訴訟による紛争解決の不利益を列挙して、訴訟を唆すものを賞罰し、当事者を説得宗族における解決方法を勧めていた。特に宗族内における訴訟の場合は、初めから受理しないようにしていた³²⁵。その一例として、方岳の判決に「訴族人行盜(府学

³²⁵ 「親族之訟宜緩」張養浩『為政三部書』62頁。

校の生徒である駱伯友が同族の人を窃盗犯として告訴する)」の一件がある³²⁶。

【原文】訴族人行盜 駱伯友訴所失 不過錫瓶 布袋耳 而搜之族 則功總之親也 昔人有遭盜者 曰 幸深夜無人知 吾若執爾 遂使爾終身受盜賊之名 吾不忍也 彼於凡人尚能如此 而況同曾大父之叔姪乎 遂使干連者數人 繚繩者數月 學者不如此也 學司除学籍 余人放

【和訳】駱伯友が盗難にあったと届けてきた。失ったのは錫の瓶と布の袋だけであるが、彼はその祭祀を共とする同族人を拘束して捜査した。昔ある盗賊に会った人が、(泥棒に)言う：「幸い今深夜であり、知る人がいない。もし私がお前をつかまえば、お前に一生盗賊の罪名を着せることになる。それは忍びない。」他人同志でさえこのようにできるのであるから、況わんや祖父を同じとする叔父とおいにおいてをや。駱伯友が関連するもの数人を数ヶ月拘束しているというが、学問に携わる者はこのようにすべきではない。学司(提点学事司)に通達して駱伯友を府学から除籍し、拘束している者は即刻釈放しろ³²⁷。

一旦受理された裁判において、裁判官は事実を調査して両当事者の権利・義務関係を明らかにした上、訴訟をやめさせ、和解を勧めた。『清明集』卷之九「戸婚門」「賃人屋而自起造」の判決がある。

【原文】李茂森賃人店舍 不待文約之立 不取主人之命 而遽行撤旧造新 固不无專擅之罪。但自去年十月初興工、至今年三月末迄事、歷時如此其久、蔣邦先豈不知之？若以為不可、則当不俟終日而訟之于官矣、何為及今而始有詞？況当其告成之后、又嘗有筆貼(帖)、令其以起造費用之數見論。以此觀之、則是必已有前定之言矣。不然、則李茂森非甚愚无知之人、豈肯冒然捐金糜粟、為他人作事哉 詞訟之興要不為此、必是見李茂森具數太多、其間必不能一一みんな実、所以興訟以邀之、其意不過欲勒其裁減錢數耳、非果欲除其屋也。小人奸狀、有何難見 兩家既是親戚、豈宜為小失大？押下本廂、喚隣里从公勸和、務要兩平、不得偏党。五日。”

³²⁶ 秋崖集に、方岳自身の所属する宗族成員が訴訟を起こして、地方官から意向を聞かされたことに対する二件返事の手紙が収録されていた。「與族人」卷二十四の中で、人倫を称え、訴訟をやめるように勧めたものだが、聞き入れられはかったため、知県の李宰に公平に処理するよう求めた「回李宰」静嘉堂文庫所蔵卷二十一。従来取り上げられなかったため、附録する。

³²⁷ 『清明集』393頁。学司とは中央政府から派遣され地方の学校教育、科挙試験などを監督する提点学事司の略である。おそらく駱伯友は当時州学校の生徒であったと思われる。

【和訳】李茂森は他人の店舗を賃がりして、文書の約款を立てず、所有者の命令もなしに、突如として古い建物を毀し新しく建てかえた。勝手な振舞をした罪を逃れられない。ただ昨年十月はじめに着工してから、今年三月の竣工まで、かなりの日数がたっている。蔣邦先が果してこれを知らなかったのだろうか。もし不本意ならば、完工の日を待たずに、おかみに訴えるべきである。どうしていまごろ始めて文句をつけるのか。まして、その竣工のあとに、また書きつけにて、工事費用の額を知らせるようにさせているではないか。これから考えてみると、必ず先にとりきめた約束があったはずである。そうでもなければ、李茂森はあやめもわかぬバガではないのだから、どうして一途に金銭穀物を使って他人のために工事をしようか。

訴訟が起ったのは、つまるところ、そのためではない。きっとこれは李茂森が列べ上げた数字が大きすぎ、そのうちの一つ一つが全部本当であるわけではないと見て、それで訴えて、それに対処しようとしたものである。その意図は、彼に圧力をかけ、費用の額を少なくしたいためにすぎないので、本当にその家屋を毀してしまいたいわけではない。小人どもの悪だくみを見抜くのは別に六ヶ敷いことではない。

李と蔣の両家は親戚の間柄であるからには、小さい問題にこだわってもっと大切な事柄をうしなってはならないだろう。所属の廂に護送し、隣里の人を喚問し、公正な立場から和解をすすめる。ぜひとも、どちらにも公平にし片寄りがあってはならない。五日³²⁸。現代の観点から見ると、これは典型的不動産賃貸契約に関する民事的紛争である。裁判官は房屋の所有者蔣邦先が賃借人李茂森の無断改造行為を訴えたのは、賃借人李茂森改造の費用がきつと一つ一つ誠実に請求していないと思ひこみ、所有人蔣邦先が訴訟を利用して、工事の費用を値引きさせる狙いが隠されていると判断した。これに基づいて、裁判官は両当事者が親戚であることを持ち出し、金銭の小利より、親睦関係の方が大事であると諫めた。

要するに、当時の司法における最大の目標は、宗族内部の人間関係を調整することであった。その際に、唐代以来の家族主義が継承され、儒教的宗法原理が重視されていた。しかし、たとえば財産に関する紛争の場合は、経済法とふるい宗法主義の間矛盾が生じてくる。普遍的法を適用するか、それとも家族主義の秩序に埋没させるかが焦点となる。複雑な経済活動によって、宗族内における経済力の格差が当然生じてくる。従って経済的に

³²⁸ 梅原訳 328-329頁。

よって、宗族内部の上下関係秩序が脅かされる可能性が出てくる。『清明集』卷之十宗族の目には、蔡杭（久軒）「恃富凌族長」の判決が正にこのような案件である³²⁹。

【原文】本司以勸農河渠繫銜 水利固当定奪 本職以明刑弼教為先 名分尤所当急 范寬以富而凌虐其窮困之族叔 動輒以服絶為言 如此 則族之尊長皆可以服絶而毀辱之矣 後生小子 不知有宗族骨肉之義 本合科³³⁰断 以其稍能讀書 不欲玷其士節 押下僉廳 請吳兼僉捶楚³³¹二十 以為恃富凌族長者之戒 仍帖³³²県嚴行 不許富豪霸占水利 以困小民 其范啓特與免追 詞人放

【和訳】本官司は農業を勧めるに当たって、河渠を連繋させ、水利事業を必ずよくしなければならぬとした。また当職は法度を明らかにし、以って教化を助けることを最優先にして、特に名分（名＝社会的役割 分＝名に相当する職分、務め、本分）を正すことをもっとも急務としている。范寬は富を以ってその窮困の族叔を欺く。ややもすれば服がすでに絶した親族³³³であると主張する。その理屈でいくと、すなわち宗族の目上の人がみんなこの「服絶」を理由に辱めることができるではないか。青二才、宗族には骨肉のような義があるとは知らないのか。本来ならば法によって断罪すべきであるが、范寬が少々書を読めることに配慮し、その士の節操を汚したくない。僉廳に送り、吳兼僉に荆の枝の鞭を20回たたき刑に処し、以って族長を欺くことをいさめる。また県に文書を送り、富豪による水利の独占、平民を困らせることを厳しく禁じるように指導する。特別配慮して范啓を処分せず、その他の人は釈放する。

宗族及び地域共同体における秩序の破壊は、紛争の増加をもたらした。地方官は宗族内における訴訟を未然に防ぐため、郷約を重要な教化手段として用いた。『清明集』に、胡穎は在地の士紳劉司戸が「郷飲酒禮」を主催することに対し、榜文を書き、賞賛した³³⁴。

【原文】勉寓公³³⁵舉行郷飲酒禮為郷閭³³⁶倡 当職猥以非才 承乏守郡 每自惟念公朝推擇之

³²⁹ 『清明集』392頁。

³³⁰ 科は法律を指す。

³³¹ 楚は荆の枝、捶楚つまり枝を鞭としてたたき刑罰。

³³² 帖：上級官府から下屬官府への公文書。

³³³ 通常祭祀を共にする「五服」の関係を越えた、遠い親戚関係を指している。

³³⁴ 『清明集』395頁。

³³⁵ 寓公とは一般的に他郷に寄居する官吏身分を有する人を指す。

³³⁶ 郷閭つまり郷里、郷曲とも言う。

意 豈徒責以簿初期會³³⁷之最 刀筆廂篋之務而已 教化固將使之宣明 以厚人倫而美習俗也 故自交事以來 凡布之於榜帖 形之於書判 施之於政事 莫不拳拳然以入事其父兄 出事其長上者 為吾民訓 今既數月矣 近者見而知之 遠者聞而知之 其比閭族党之間 自宜詳體此意 長者勉其少者 智者誨其愚者 賢者誘其不肖者 相率而為禮儀之歸 而旧俗為之一變矣 然每閱訟牒 乖爭凌犯之習 曾不少衰 其間³³⁸利害不能以稊米³³⁹ 既為欺詐以相傾 挾財力以相勝 結党仇以相攻 不特親戚鄰里反眼若不相識 雖父子伯叔兄弟亦復相視如寇讐然 嗚呼 天惟與我民彝³⁴⁰ 豈若是哉 蓋移風易俗 使夫人回心而向道 類非俗吏之所能為爾 當職其敢不自咎 徒忿疾於頑 而弗思所以為迪吉康之道乎

竊惟三代教民之法 莫切於鄉飲酒禮 觀其致尊遜以教不爭 致潔敬以教不慢 父坐子立以教孝 老坐少立以教悌 序賓以賢以貴德 序坐以齒以貴長 序僕以爵以貴貴 飲食必祭以示不忘本 工歌必獻以示不忘功 燕及沃洗以示不忘賤 凡登降辭受獻酬之義 籩豆³⁴¹鼎俎之器 昇降合樂之節 無非教也 當是時也 父與父言慈 子與子言孝 兄與兄言友 弟與弟言順 少而習焉 長而安焉 其父兄之教 不肅而成 其弟子之學 不勞而能 故其俗既成之後 雖衰世之公子 皆篤於信厚 而非止於麟趾之盛時也 雖江漢之匹夫 皆知無思犯禮 而非止於京邑之近也 雖抱衾之賤妾 皆知自克意義 而非止於關雎³⁴²之后妃也 雖牛羊之賤吏 皆知有所不忍傷 而非獨公卿大夫之賢也 是以孔子曰 吾視於鄉而知王道 又曰 鄉飲酒之禮廢 則長幼之序失 而爭鬪之獄繁矣 然則是禮之廢與存亡 其所繫豈不重歟 萬世之下 有志於化民成俗者 舍此而將奚先焉 唐李正一為常州刺史 大起學校 堂上書孝友 傳示諸生 為鄉飲酒而人人知勸 裴煥之為宣州刺史 亦舉行此 歌至白華 華黍 南陔等章³⁴³ 言孝子養親 及物遂性之義 聞者至於泣下 天理之在人 其不可泯滅也如此

夫當職不自揣度 輒有効顰之心 將與諸君子講明肄習³⁴⁴而推行之 使郡之父老子弟 相與周旋揖遜乎其間 日就月將 耳濡目染 遷善遠罪 而不自知 獄訟止息 刑措不用 則

³³⁷ 期會：一説は指定期限、政令的施行を指す。また一年一度の會計を指す説もある。

³³⁸ 間：檻つまり範囲、境界。

³³⁹ 稊米：些細な事を意味する。

³⁴⁰ 民彝：「彝」つまり常理、人民の自然な倫理を指す。

³⁴¹ 籩豆：祭祀を指す。

³⁴² 關雎：『詩經：關雎』關關之雎、在河之洲。關關水鳥雌雄の間鳴き合う声を指す。夫婦恩愛を喩える。

³⁴³ 白華とは『詩經』の篇名、白華とは孝子の潔白をさす。

³⁴⁴ 肄習：練習、學習。

期民不愧於齊魯之民 而太守亦庶幾不為龔黃³⁴⁵之罪人矣 獨抱此志 未知所遂 而劉司戸乃先得我心之同然 首以為郷曲倡 臺臺³⁴⁶一紙 藹然仁義之言 當職撫卷三歎 真不図為樂之至於斯也 魯無君子 斯焉取斯 吾今而後 益信郡人之足用為善也 昔王豹處於淇而河西善謳 縣居處於高唐 而齊右善歌 為其事而無其功者 未之有也 願司戸與同志之士力行之 異時有争訟曲直者 望王烈之廬而復還 人之欲畏不善者 恐司馬公邵先生知之而止 如州則豈惟郡人有恥且格 雖由之 兼善天下不難矣 豈不盛歟 請今遇行禮時 録名見示 庶可因其從違 察其所嚮 且欲薄助錢酒 以見区区勸勉之意 併榜市曹及両県如各郷士民有能倣此者 仰各県采実具申 当行褒賞 以為風俗之勸

【和訳】当職は非才を以って郡守の役命を引き受け、常に朝廷が私を選んだ真意を考えている。責任が任されているのは、単に帳簿会計の正確さを守り、或は文書管理の仕事のみではない。かねてより、また明德を明らかにして、郷民の教化を推し進めることを期待され、以って人倫を厚くさせ、習俗を美化することを心かけてきた。故に役目を受け継いで以来、凡そ頒布した榜帖文書においても、書判に示されたものも、政事に実施されたものも、皆真心をこもって、家では父兄につかえ、外では目上の者につかえることを以って人民へのいさめとし、すでに数か月が過ぎた。近所の者は見てこれを知り、遠いものは聞いてこれを知る。宗族及び郷里の間で、この真意は身にしみてよく分かっているはず。年上者が若き人を励し、聡明なものは愚かな者に教え、賢者が不肖者を誘導し、相携えて礼儀に近づき、古い習俗はこのことによつて取つて代わられる。しかし、毎回裁判文書を読むと、当事者はひねくれて争い、互いにいじめ侮る風習が少しも衰えない。その利害を精確に分けなければ、たちまち詐欺だと相排斥する。また、財力をたのんで相争い、一味を組んで相攻撃する。親戚隣里の間柄も考慮せず、反目すると他人のようにし、父母叔父兄弟の間柄もまた、仇敵のようである。ああ、天が我々に与えた自然の人倫は、決してこのようなものではない。思うに古い風俗習慣を改め、人民を回心させ正しい道へ導くことは、俗吏のできることでない。私は庶民の頑固さに怒つてばかりで、何を以って正しい道に導くことができるかという方策を考えていない。当職は自己反省をしなければならない。

私は、三代の聖君による人民教化の方法は、郷飲酒禮より大切なものはないと思う。尊敬と謙遜の礼を成し遂げて争いをやめさせ、潔さと敬いの心を涵養して高慢心を無くす。

³⁴⁵ 龔、黄：漢代有名な循吏龔遂及び黄覇の二人を指す。

³⁴⁶ 臺臺：詩文が美しく人の心を動かす様子。

父親を座らせ子供を立たせることによって、親孝行を教える。年寄りを座らせ若者を立たせることによって、悌を教える。賢明の差によって客席の順序を決め、有徳者を尊敬する。年齢によって座席の順序を決め年長者を敬う。爵位によって賛礼の順序を決め、高貴なものを敬う。飲食の際、必ず先祖に供え、根本を忘れないことを示す。歌舞の際、必ず先祖にささげ、その功労を忘れてはならないことを示す。宴会には雇用人まで招き、身分の低い人も忘れてはならない。凡そこのような往来の授受応酬の正しい作法、祭祀の器、歌舞音楽には秩序があることを示すことは、教化の内容にほかならない。正にこの郷飲酒禮の際に父親の間は慈愛について語り合い、子と子の間は親孝行について語り合い、兄と兄の間は友愛について語り合い、弟と弟の間は従順について語り合ったりすることで、若者は見習い、年長者は安心を得る。その父兄の教化は、厳粛に行われなくても自然に完成し、子弟の習いは苦勞せず定まる。故に、この習俗は一旦形成されれば、景気の盛時にはもちろん、不振の世の中にあっても、公子がみんな、信義を厚くできる。首都近辺の人民のみならず、地方の庶民もみんな礼儀に反しないよう行動できる。恩愛夫婦のみならず、使用人の妾も義を以って自己を規律することができる。賢明な公卿大夫のみならず、牛羊を管理する下級吏人も、傷害を忍びないことだということを知ることができる。孔子曰く、「私は郷里の風習を見る事によって、統治の状況を知ることができる」。また「郷飲酒の禮をやめれば、すなわち長幼の秩序が失われ、争いと犯罪が頻繁に発生する。然るに郷飲酒禮は、禮の盛衰と存亡に繋がる一大事ではないか。古来人民を教化して良俗を形成させることに志す者は、これより最優先にするものはない」と述べている。唐の李正一が常州の刺史に在任中、学校を作り、堂の上に親孝行の友の名前を書いて、諸生に示した。また郷飲酒の礼を行い、人民みんなにそれを勧め知らせた。また裴煥之が宣州の刺史を務めた際も、郷飲酒禮を行い、詩経の白華、華黍、南陔等の章を詠うところで、子は親に孝をもって仕えるべきだと言及した。このように自然な人性の正しい道が講じられ、聞く者は泣き出すほどであった。このように、天理というものは人みんなの心に存在し、消滅することがないものだ。

当職は付度して、いつもそれらを模倣する考えがある。諸君子に郷飲酒禮について説明練習してから推し進めようと計画している。郡内の人民が郷飲酒禮を通じて、日々を重ね、聞きなれたり見慣れたりして知らず知らずに影響を受け、善行を求め犯罪行為から遠さががる。犯罪も訴訟も無くなり、刑罰を実施する必要もない。そうなれば人民も齊魯の人民に差じることなく、太守もまた龔黃のような名吏にも差じることはない。しかし、この志を

抱いて、いまだ実行していない。今、劉司戸は我心を得たように、郷里のために率先して郷飲酒禮を提唱してきた。その書簡には仁義の言葉が並び、人の心が動かされる。当職は書簡を撫でながら嘆き、誠にこれ以上の喜びがない。魯国には君子がいなくても郷飲酒禮が続けて行われ、これからますます郡の人民が自ら郷飲酒禮継続することはできると信じる。昔王豹が淇水の地方にいて、河を挟んだ対岸まで歌が上手になった。縣は高唐に住み、周囲の地方も歌がうまくなった。事を成して功が無いものはあるまい。劉司戸および同志が力一杯努力することを願う。しばらくすれば、争訟の者が王烈の廬而を見て引き返る。悪いことをしようとするものは、恐司馬公邵先生に知られるのを恐れて取りやめる。地域で言うと郡の人民が礼儀を正しくするのみならず、自然に州の人民も、天下をもよくすることができる。素晴らしいことではないか。今ひとつ郷飲酒禮を行うに当たって、名簿を用意して公示し、参加不参加協力不協力をみて、人の心向きがわかる。なお、少しばかりの錢酒を援助して、私の励しの意向を表したい。あわせて市中及び県に公示して、仮に各郷里の士民にこれを倣う者がいれば、各県が事実を調査して報告し、賞を以ってその風俗を励ますこととしたい。

要するに、「君子の最高理想は、いかなる時にも、和解や相互の譲合を好み、多少とも近似的な決算書を好むことによって示されるところの正当たる手段「礼儀の中庸」を示すことである。彼の利益を濫用し、彼の「権利」を主張することはシナにおいて善く見られない事柄である」³⁴⁷。

3.5.5 公平原則

張養浩の『三事忠告』第三聴訟において、「強弱を別つ」との項がある。「世俗の情、強者は弱者を欺き、富者は貧者を呑み、衆者は寡者をあらし、官にあるものは多く勢なきの人を凌ぐ、訟を聴くの際、察せざるべからず」と当事者間の不平等の力関係を意識している³⁴⁸。『清明集』においては、このように民事事件の当事者双方の契約関係のみならず、社会的地位、経済的力関係などをも配慮した上で、判断が下される事例がある。卷之九に胡頴（石壁）による「欠負人實無從出合免監理」の判決がある³⁴⁹

【原文】李五三兄弟欠負主家財本 官司固當與之追理 但其家既素無生業 其父因飢荒而

³⁴⁷ エスカラ前掲書18頁。

³⁴⁸ 張養浩前掲『三事忠告』第三聴訟 五「別強弱」。

³⁴⁹ 『清明集』338頁。訳文は梅原郁訳337頁参照。

投托於黃公才之家 恐黃公才未必遽然以數百千付與其手 必是逆料其如飢鷹附人 飽則颺去 故邀其假立文約領錢 以為羈縻之術耳 不然 則不啻如是之輕率也 今本府押其兄弟下縣監納 已數閱月 更無一錢以償之 啼飢号寒 死已無日 縱使有欠負 亦已無可責償 況未必是實乎 在法 債負違契不償 官為追理 罪止杖一百 並不留禁 今觀其形容憔悴 如此不惟不當留禁 杖責亦豈可復施 合免監理 仍各於濟貧米內支米一斗發遣

【和訳】借金を返済していないものが、本当に工面できなければ、監理³⁵⁰を免除すべきこと 李五三兄弟は田主に元金と利息の債務を負っていて、本来官司はそれを追究して処理すべきである。しかし、その家が平素から生業がなく、その父親は飢饉の荒年に遭ったため黄公才の家に頼ってきた。おそらく黄公才は必ずしも一次的思い付きで数百銭を貸し渡すわけには行かない。きっとこれは予め李父を、「飢えた鷹は人に付くが、腹いっぱいになると飛び去ってしまう」と推測したゆえ、(実際の支払い金額を上回る)偽の契約書を立てば金を受け取らせるように誘導した。以って李父を縛りとめる方策であるに違いない。でなければ、このような(貧乏人に大金を貸す)軽率な行為をするわけがない。いま本府は彼ら兄弟を県に護送し、追納を監督させたが、すでに数ヶ月を過ぎたのに、返すのはそれ以上一銭もない。飢えと寒さを悲鳴していつて、命も旦夕にせまっている。たとえ返済できない負債があっても、もうすでにこれ以上返せるものはない。まして債務額は必ず事実であるとは限らない。法において、「契約に違反して債務を返済しない場合において、官は追納処理する。罪罰は杖百以下、留置禁錮せず」と定めている。いまその形容を見るとここまで衰弱して、留置禁錮すべきではないだけではなく、杖刑もまた施すべきものではない。追納監督を免除し、そして、各人に貧民救済米から米一斗を支給して本件を終結する。

この事例では、黄公才と李五三兄弟との契約、法によって返済させるべきことを認めながらも、「赤貧の人に大金を貸す」事実の不合理の点を指摘して、明らかに弁償能力のない兄弟の債務を免除した³⁵¹。

「例えば、上海のシナ法廷が、賃借人の追放の請求を受けたとする。それが、被告の側の過失や悪意なくして、事情上不幸になった、貧乏な人々に関するときは、法律の規則が、保留なしに明渡を要求しているときでも、彼等に、猶予が与えられ、更新される」³⁵²。

³⁵⁰ 行政的強制執行手段として、監理、監校などがある。

³⁵¹ ほかの事例は、「諸姪論索遺囑錢」291頁。

³⁵² エスカラ 前掲書91頁。

3.6 結論 宋代法律家の実像

3.6.1 裁判における法・情・理三者の均衡

中国の裁判、特に民事訴訟については、成文法ではなく、「情理」を根本的法源とみる滋賀秀三の先行研究がある³⁵³。「律令なるものは、天理人情に基づいて定む」といわれるように、「法」というもの自体も、実は裁判官らの頭の中にあつては、個別主義的な「情理」とは別物として存在していたわけではない。むしろ「法」とは、中国人の誰にとっても成り立つ情理の中核的な部分を明確化にし、かつこれに強制力を付与したものである。この観点には「儒家」と「法家」の闘争、及び「律」の形成、またはそれと儒教的規範「禮」との関係に関する研究の結論と一致する。

なお、以上の議論は主に清代の裁判資料に基づいて行われたもので、宋代以降、明清を含めて近世的裁判システムと見る観点から、宋代も同じだと推測したに過ぎない。『清明集』においても、ある判決文の冒頭には、「祖先が立法する際、情と理を限りなく参考にした。仮に義理人情に触れること、あるいは合理性が欠けているものであれば、後世の法とすべからず」と明言されている³⁵⁴。多くの判決文にみられるように、法文を明白に引用し、それをそのまま適用するケースはむしろ少ない。『清明集』の中では、「情」、「理」という文言が随所に見られ、この二つは「法」、つまり法律と同等の判断根拠とされている³⁵⁵。

たとえば、『清明集』巻十に「母訟子不供養」との一件がある³⁵⁶。夫をなくした阿将という夫人が一人息子の鐘千乙と生計を共にしている。しかし、息子は長い間自宅に戻らず、老婦人の金を持ち出しては無駄に使っていた。仕方なく老婦人が官府に告訴した。唐律の条文そのままが因襲された『宋刑統』の条文の中に、「十悪」と称する重大犯罪が規定されている³⁵⁷。その七つ目が「不孝」であり、「いわゆる言葉で祖父母、父母を責める、及び祖父母、父母が健在している内に別所に私財を蓄えること、また孝養に欠けていること、…等につき、祖父母、父母が告訴した場合、有罪とする。」とある。しかし、この親子のケースでは、要件を備えている（孝養に欠けていること、母が告訴したこと）にもかかわらず、

³⁵³ 滋賀秀三『清代中国の法と裁判』（創文社、1984）263頁以下参照。なお、本書では法・情・理三者として区分されていた。

³⁵⁴ 范西堂「因姦射射」『清明集』巻之十二 448頁

³⁵⁵ 佐立治人「『清明集』の「法意」と「人情」：訴訟当事者による法律解釈の痕跡」清明集の中で判断基準を「情」によるものであると明言した判決 32例を拾い出した。なお、下記「母訟子不供養」の案件が遺漏されていた。

³⁵⁶ 『清明集』巻之十 364頁。

³⁵⁷ 『宋刑統』第一卷名例律十悪。前掲注 41。10-26頁。

裁判官胡穎が息子を強く批判し、釈放を選んだ。老婦人に病気があり、頼れるのは息子しかないとの事情（「情」）を配慮したのである。さらに、貧しい生活条件の下では、孝養を実行しがたい（実効性への配慮）と判断し、これから、過ちを後悔し心をあらためて母親を孝養すると仰せ付ける。さらに焦眉の急を援助するため、五斗（一斗=10 升）の食糧を与えた（理）。この判例は、情・理を配慮した上で、法に修正を加えたもので、滋賀説と合致する。なお情理を根本的法源とする説は『清明集』全体そして宋代社会にも当てはまるのか、さらなる検証が必要となる。

佐立治人は、天理、人情に言及した『清明集』の判決の中で、明らかに法律が曲げられた判決はわずか7例しかなく、そして天理・人情を口にしながらも、人情について否定的言葉を取り上げることにより、前述した「情理」を究極的裁判基準とする滋賀説を批判した³⁵⁸。しかし、この批判は、本章冒頭に指摘した『清明集』利用上の注意事項の過ちに当たるものと言わざるを得ない。官箴書の性格を持つ『清明集』は、経義を習得した進士科出身の裁判官を対象にして、法を専門とする下級官僚に対抗する目的の下で編集された経緯がある。すなわち、法に明るい名公による判決文を選び出し、地方官の参考と供した背景がある。したがって、『清明集』における統計学的確率は（7例対『清明集』民事裁判250例）そのまま宋代の裁判自体に置き換えるのはあまりにも飛躍しすぎる。

また、その後、滋賀秀三は書評という形で、この批判に答えている。佐立治人により検出された資料の価値を認めながらも、「法律に依拠し当事者の主張の是非を二者択一的に判定する裁判であり、決して情理に基づく教諭的調停ではなかった」との反論に対し、留保をつけた³⁵⁹。

宋代中国の裁判における法・情・理の関係を解明するためには、三者の意味を確認する作業が不可欠である。かつて、滋賀秀三はいま一度宋代における法・情・理三者の内実を判決などの使用例を通じて検証した。その結論は、理と情は対立する概念でありながら、同時に結び合い補い合って「情理」、すなわち中国的良識を形成し、事実認知の経験法則、強行性を持つ公序良俗、関係的調整基準などとして、法に同調することもあれば、法を変通することもあると結論付けた³⁶⁰。『清明集』の使用例を検証した王志強によると、「法」

³⁵⁸ 佐立治人 前掲参照。

³⁵⁹ 青木敦「書評」『史学雑誌』第103巻第五号213-220頁。1994。滋賀秀三「書評：梅原郁編《中国近世の法制と社会》」『東洋史研究』52-4、1994156-158頁参照。

³⁶⁰ 滋賀秀三前掲書270頁、277頁、288頁。

は、「法理」、「法意」とも言われ、現代日本語の法律とほぼ同じ意味をもち³⁶¹、主に成文法の規定を指すが、法条の中の「微言大義」つまり、立法意図を指す場合もある（『清明集』121頁親隣法;220頁収養法）。「情」は書判の中では、「情」、「人情」との用法があり、個別のケースを除いて、両者の意味するものは異なる。前者は判決の根拠として、事実真相（要件事実）を指す。後者は「人情」、つまり社会的通念をさす³⁶²。そして、「理」は、合理性と「天理」、つまり儒教的倫理関係、特に家族倫理を意味する。これらの用法から、特に情・理に含まれる儒教的倫理の意味合いが濃厚である。裁判官の持つ法的精神を、短い判決文から読み取るだけでは不十分である。さらに『清明集』に儒教的道德概念としての「義」も判断の基準としてよく使われており³⁶³、裁判官が持つ儒教的教養の背景を考えると、一度それぞれの言葉が持っている儒教思想的含意を確認する必要がある。

儒教の經典『礼記・礼運』には、「故に聖人が義の柄、礼の秩序を修め、以て人情を治める」という観念が見られる。人情とは習わずして得ている七つの機能——喜・怒・哀・惧・愛・惡・欲である。義の柄とは、習うことによって自覚させられる十の義理——父母は慈、子は孝、兄は良、弟は悌、夫は義、婦は聽、長は恵、幼は順、君は仁、臣は忠である。人は天理・理性と人欲・感性を自然に備えているので、礼は人欲を規制して天理に反しないように理想的な人間関係を形成する目的として制定されたものである。また、朱子学における倫理学たる「性即理」の説によれば、心は「性」と「情」との統一体であり、性とは仁・義・礼・智・信の五常、情は性=理の表れ、そして、その発見手段としての惻隱・羞惡・辭讓・是非にほかならない³⁶⁴。儒教的經典には、言葉が交叉重複して用いられ、「情」、「理」、「義」は明白に定義されていない。しかし、「人情」、「情」、「義」は肯定的に使用される場合は、常に「理」、「天理」に適うという意味合いが含まれているにもかかわらず、外部からの超越した自然法のような「絶対的命令」としては語られていない、あくまでそ

³⁶¹ 旧中国における「法」という言葉には、西洋の“law”と異なり、主に国家が制定した成文法を意味すると確認しておきたい。現代日本語の「法律」とほぼ一致する。寺田浩明「清代司法制度研究における「法」の位置づけについて」思想第792号179-196頁。

³⁶² 王志強『名公書判清明集』法律思想初探 1997

³⁶³ たとえば、清明集257頁、262頁、290頁。

³⁶⁴ 朱子学における倫理学とは、「天理と人欲」に関する説であり、輝かし理・性が、気・人欲に蔽われて、そのために不透明でぼんやりとしている「昏」、その場合も、本質的明るさ輝かしさが失われたわけではなく、情の面に発しているからそれを手係りにして、本来の明德に復帰する。しかし、人間すべて本来の理性を用いながら、氣質の稟が異なる。したがって、聡明叡智を有し、その本来の性に復帰することである者がいれば、「億兆の君師として」これを治めてこれを教えて、その本性に復帰させる。

れぞれの状況に応じて、内心の開発による「義務的道德」を究極的な価値とするものであった³⁶⁵。

以上の使用例と儒教經典における記述とを合わせて見ると、判決文における法・情・理及び義とは個々の状況を表す言葉として、それ自体絶対的秩序価値ではない。上の例をとってみると、親孝行を怠った息子を法で罰するべきだが、病気の母親が息子に頼るしかないという「情」を配慮して、「法」を曲げるしかない。当事者を納得させ、無理のない形で実行させるには、経済的条件を備えなければならない「理」（常識的合理性）も考えに入れられた。ここに、息子の親孝行する義務、裁判官自身の父母官としての義務をも含めて、裁判を通じて確認された。同じく「殊に知らず、法意・人情、実は同一体なるを。人情に徇いて法意に違ふは不可なり。法意を守りて人情を拂うもまた不可なり。両者の間に權衡して、上は法意に違わず、下は人情を拂わざらしむれば、すなわち通行して弊なきなり」という胡穎の表現がもっとも明白である³⁶⁶。要するに、裁判における究極的目的とは、法的基準を初め、関係規範などが状況的に熟慮された上で、当事者を納得させる「理にかなう法」「理にかなう情」、「情を配慮した理」、「理にかなう義」といった義務の確認である³⁶⁷。これは関係秩序と法律秩序を結合させた『清明集』ないし宋代の裁判の実像といえる。

しかし、裁判における総合的衡平基準の導入によって、法適用が厳格な形式主義の制限を受けなくなり、裁判官に多大な自由裁量の余地を与えた。前述した(3.4.5)公平原則による契約の破棄は、契約の自由を侵す危険を孕んでいる。かような自由裁量の適切な応用を確保するために、恣意の制限の対策を講じるとともに、裁判官の資格条件や素質に対する厳格さが必要とされる。裁量の範囲を限定し、違反者の責任を追究し、学識と道德の優れた人物を司法の任に充てようとする出発点については、中国伝統法と西洋近代法との

³⁶⁵ 注 45、及び季衛東「法社会学未開拓の奥地」千葉正士『アジア法の環境：非西歐法の法社会学』（成文堂、1994）所収 40-41 頁参照。

³⁶⁶ 『清明集』311 頁。

³⁶⁷ 近代法から見ると、手続き的手段を使い果たして確定された判決は当事者が納得するか否かに関係なく妥当性をもつはずだが、中国では裁判の最終的終息は当事者双方の納得でしかない。また寺田浩明の言葉を借りると、「西洋の裁判と異なる様相である。客観的なルールに文字通りに準拠して、ものを裁くということは最初から主要な秩序価値ではなく、むしろそこで裁きに求められていたことは、「法」を明らかにした上で、儒教的価値の上にゆったりと則った上で、当該事案に則した個別的で細やかな（つまり「情」）また実効性を持つ合理性（「理」）に叶った解決法を個別に見出すことであった」ということになる。寺田浩明 前掲注参照。この点から、法意も人情も合意を図る上の手段に過ぎず、二者択一の議論には実益が少ないと思われる。

間で立場の相違が見られていない。しかし、どのような基準で裁判官を選ぶか、どのような形式で裁量の恣意を制限するのかという実質的内容になると、道が分かれる。「以礼入法」の伝統法観念によれば、律令は情理に基づいて定められるが、律令一本で紛争解決に乗り出しても必ずしも情理にかなうとは限らない。したがって、司法運用の際、まずは情理を斟酌して問題を解決するものとされた。なお情理はあくまでも実定化されていない柔軟な衡平基準に過ぎず、その機能も律令の厳格さを緩和することに限定されていた。律令は、関係秩序としての情理の働きにガイドラインを与えるところの常道であるから、情理の斟酌においても決して律令が軽蔑されたり、無視されてはならない³⁶⁸。実際の裁判において、法・情・理は専ら対立する規範ではなく、合意を究極的な目的として均衡を図ることができるのは、法の専門家より、「反復に形成・調整される関係的出来事の歴史的物語を深く理解できる」裁判官の方である。その適格者はつまり、約 58 万字に上る經典を読み尽くした儒教的倫理観をもつ士紳層にほかならない³⁶⁹。

3.6.2 宋代法律家の実像

以上にみてきたように、宗教改革を経て生まれた新儒家の思想は、儒教主義的国家における当為としての人間生活の標準形態を示し（規範）、従来の慣習から昇華された国家的礼法制度ともつながり（法律）、民間の慣習の典型化にも直接関わる（郷約）統一した体系になった。宗教改革と連動していた法制度は、社会における商人の地位を改善し、商品経済の繁栄を促した。また、民衆すべてを対象とする教育方針の転換は、国による教育機構（官学）の整備のみならず、士大夫個人による義学、義塾の普及をも促進した（1.1）。一方社会・経済情勢に対応するため、宋の皇帝は一連の政治改革を手がけた。私有経済活動の活発化による大量な法的紛争を解決するため、立法、司法制度改革はもちろん、法運営を担う法律家の役割も重視されてきた（1.2）。

ほかならぬ、科举制度によって育成された人材が、司法の現場を担う状況の中で、望ましい人材とは何かについて、科举制度に対する改革の試行錯誤が繰り返されていた。結果として、法律を専門とする学科ではなく、新儒家の經典を専攻する進士科の優位が確立された（2.）。

³⁶⁸ 季衛東前掲書 114・115 頁。滋賀 1984、288 頁。

³⁶⁹ 季衛東前掲書 108 頁参照。法律家は形式的ルールの社会的文脈の語り手としての役割定義も受け入れざるを得ないと指摘した。前述 2.2.13 .a)を参照されたい。

学問的権威に裏付けられた宋代の士紳層は、専門的法学教育ではなく、科挙制度を通して朱子学の経義を専攻した一方で、『清明集』の裁判官らによって明らかにされているように、法典に対する理解も深く、高い法的教養を示した(3.4.1)。その上で、下級官僚の腐敗と徹底的戦い、官僚組織の自己浄化を図った(3.4.2)。そして、司法の現場における商人及び私有財産に対する積極的保護は、宋代経済の世界における先進性と無縁とはいえない(3.4.3)。また、家庭及び宗族内部の紛争に関しては、為政者が司法的判断より、慣習による解決を好んでいた。しかし、当事者が完全に納得できる状態の実現のため、国家法と慣習とを分断的に考えておらず、郷約という手法を通じて両者の連接作業を行っていた(3.4.4)。社会的弱者を救済するため、公平原則を用いて、不平等な当事者間の契約関係に修正を加えた(3.4.5)。

法律家という角度からのこれまでの考察を通して、科挙によって育成された宋代の社会的エリートは、以下のような実像を呈していたと言えよう。

確かにエスカラの言うように、法律の技術的要素を分析、総合する理論家としての影は薄い³⁷⁰。しかし、彼らは実体法の解釈、適用に携わり、高い法的教養の持ち主であった。また、中国社会において、理想的人間関係の体系たる儒教的規範を受け継ぎ、郷約の普及などなど、それを広めるような法規形成の基礎作業を行う伝承者でもあった。中国特有の政治風土の下で、彼らは国家権力からも、社会的権力からも独立した学問的権威に裏付けられた、国家的礼法制度(形式的ルール)と社会の慣習(非形式的ルール)との相互作用を媒介するパイプであり、法制度を形成ならびに変化させる自覚的主体でもあった³⁷¹。

³⁷⁰ しかし、エスカラは、それは単なる西欧の近代法制度と比較した結果であり、決して伝統中国の法制度を否定するものではなかった。彼は、当時国民党政府によって進められていた法改革に対し、「シナが、二十五世紀の間、その人類秩序と自然秩序との相互作用の理論、社会と宇宙との調和に付き責を負い、かつこの調和を法律と刑罰とによるよりも自らの模範により、禮を守ることにより確保する君主の理論を以って、生きてきたのは、かの「孔子的神秘」に基づくのであるということが出来る」と指摘した³⁷⁰。そして、孔子の伝統を破壊しようとする近代中国の改革に対し、「まず、第一に、出来るだけ大いなる範囲において対外政策の考慮を避けること孔子の神秘が、二十五世紀この方シナ文明に浸透しており、物質的見地よりまったく変形している国民によってさへも完全に利用し得べき進歩の要素を含んでいる事実を斟酌すること。シナはしばしば日本の手本を援用する。私は孔子の神秘が非常に大いなる役目を果たしたこの国がそれを捨てたとは思ひも及ばぬことを肯認するも誤りだとは信じない」。エスカラ、前掲書 478 ; 482-483 頁参照。

³⁷¹ しかし、このような実像から、全体的な政治・経済・社会と法の構造的関連を把握するのはまた十分とは言えない。『清明集』裁判官の愚かな面をも含めて議論する必要がある。(例えば、親孝行を謳うあまり、真徳秀は、親の病気を治療するため、「肝臓の一部を切り取り、父親に食べさせた」及び「太股を切り取り、母親に食べさせた」というような、科

四 結論

社会発展のために、政策を立案し、実行すべき公務員の腐敗問題を減少させるにはいかなる制度的枠組みが必要かを探求することが、本論文の出発点であり、究極の課題でもある。前述したように(1.1)、腐敗問題は、現在社会発展の最大の障害となっている。従って、発展のための制度的枠組みには、腐敗を防止する有効なメカニズムを組み込まなければならない。そのため、腐敗の現状把握、防止策に関する研究など、国連を初めとする国際機関による国際的連携が図られている(1.3)。また、主に日本における公務員倫理問題を対象にして、個別的対策をも検証してきた(1.3.1; 1.3.2; 1.3.3)。

しかし、現行対策には、抗生物質による対抗療法(攻め)のように、腐敗行為にコストをかけて抑制しようとするような、専ら経済的アプローチによる制度設計が主流となっている(1.4)。しかし、本来、高い倫理観を持つ人材を育成し、選抜するような免疫力を高める漢方療法(守り)も不可欠である(1.5)。

そこで、本論文の課題は、現代の公務員の倫理観問題を意識しつつ、強度の儒教的倫理観をもつ士紳層を社会に送り出し、国政及び社会生活の各面に影響を与えた科举制度が、宋代の社会的発展とどのような関連性をもつかを検証することに設定された(1.6)。その上で、本論文では、直接的に制度そのものと社会発展の関連を解明する方法ではなく、強い儒教倫理観を持った人的基盤(士紳層)を通して、社会発展との関連を考慮してきた。倫理について簡略な検討は、倫理に反する行為とする腐敗問題に関する認識がより鮮明になる(1.5.1)。現代倫理観との比較、あるいは儒教的倫理に関する評価は本論文の課題ではない。注目した点は、士紳層に高度な儒教的倫理観をもたらし、さらにそれを制度的に維持することができた科举制度の役割を再評価することにある。倫理観の育成・維持に関する宋代科举制度の経験は、現代の公務員倫理問題の解決に対し、どのような示唆を与えることができるであろうか。また、宋代において歴史的に実在した制度システムを「善良な政府」に関する議論(1.5.2)における、一つの実例として解明することは、伝統的制度から現代制度へ何らかの示唆を提供できるのであるか(1.6)。以下では、これらの問いに対する若干の考察を試みてみたい。

学的根拠に乏しい、信憑性の低い事例を取り上げている。『清明集』卷之十 384、385 頁。

4.1 倫理観育成・維持と科挙制度の役割

宋代は、優れた人材を大量に民間から選抜し、全国に広がる行政機関に任命して、国家の統治を維持していた。その実証的根拠として、『清明集』の裁判官の実像を見てきた。すでに現在の公務員試験の原型として評価された科挙試験制度を初め、さらに官僚の倫理観に大きな影響を与えた職官制度、宗族制度も合わせて、倫理観を育成及び、維持する面に関する科挙制度の特徴をまとめて、現代制度の参考になる点を検討してみよう。

4.1.1 倫理観の育成・維持における科挙制度の特徴

まず、科挙制度改革は最初から統一性、体系性を意識し、思想、政治・経済の実務及び士紳層個人の倫理的涵養をも含む基本的制度枠組みを目指していた。その結果、宋代中国社会の基本的制度枠組みとして、科挙試験制度、職官制度、宗族制度などからなる包括的な制度システムが作り上げられた。科挙制度は、社会の各面において主導的な役割を果たし、宋代社会の包括的で根本的な制度枠組みであった。

さらに、その重要な特徴として、以下の点が挙げられる。

- ① 公平性、開放性を持つ科挙試験制度の整備によって、儒教的イデオロギーが社会に遍く浸透させられ、確固たる倫理的基盤が築かれた。本文を通して(2.2.1 科挙試験制度)、正統な儒教的学問としての朱子学が、科挙試験制度における試験手続き整備、教育施設の設置、受験マニュアルの編成などにより、支配的イデオロギー(存在論としての理気説、人間論としての性即理の説、居敬窮理の方法論、古典の注釈、そして具体的政策論を含む博大な体系)として、南宋以降官学と位置付けられていったことが明らかになった(2.3.1)。さらに、科挙によって学問的権威を獲得した士紳層という媒介を通して、「家規」、「郷約」など、人民との共通の行動規範にも浸透し、儒教的倫理規範(礼)が社会共通な倫理基盤となった(2.3.2 ; 2.3.3)。
- ② 宋代の官僚の腐敗に対処するための処罰制度、監察制度、考査制度が精密に整備された。しかし、それらは実効性が殆どなく、士紳層の国政に接する機会を増やすなど、士紳層の責任感を高める職官制度の整備に重点が置かれた(2.2.2 職官制度)。官僚の倫理観を保持するため、まず採用の入口において、倫理的に高潔な人材を登用することに、さまざまな工夫が施された。さらに採用後においても、厳格な規律、懲戒で縛る手法ではなく、徹底的に倫理観を育成することが問題解決の核心とされていた(2.2.2)。また、士紳層は、長官として、管轄下の下級官吏の腐敗に直接責任を取り、厳重に処分していた。監督者の立場に立たせることによって、官僚自らの責任感を喚起させ、自己浄化が

機能していた(3.5.2)。

- ③ 人民、特に科挙受験者の知識能力のみならず、倫理的養成にも工夫が施された。科挙受験のため、学校制度および共同体における義学が整備されていた(2.2.1)。もとより科挙教育の内容は儒教的倫理を含む儒教的教養であるが、それを実践において身につける工夫が用意された。宗族における族人の人間性を教育するため、修身教化の役割を果たす「家訓」、「家範」、さらに士紳層が主導する人民の倫理的強化、秩序維持を図る郷約が、大きな役割を果たしていた。倫理教育の社会的アプローチとして、士紳層の基本精神の育成に寄与した。宗族制度は、受験教育において重要な場を提供し、科挙試験に合格するためのもっとも重要な基盤となった。(2.2.3 宗族制度)。

近代の法制度と明らかに異なる中国的文脈の中で、科挙制度は、宋代の経済・文化的発展にどのような影響を与えたのであろうか。制度の果たすべき役割は、究極的にその日常的な運営を担当する人によって実現される。本論文は、これまでこの人的側面に重心をおいて、考察してきた。前述したように、朱子学は、科挙試験制度を通じて、社会に共通の倫理基盤となり、天子から庶民まで共通する規範が形成された。その下では、皇帝の権力も官僚の権力も、そして社会的権力も、学問の権威によって統一され、確立された。この学問的権威を後ろ盾に、士紳層は国政に積極的に参加できる職官制度を利用し、社会のあらゆる場面で活躍し、多大な力を発揮することができた。

4.1.2 宋代の社会発展と士紳層の役割

『清明集』の裁判官に関する考察(2.3.3 および三、)を通じて、士紳層は以下のような役割を果たしたと言える。

- ① 近代的財産権の概念さえ持たない宋代において、士紳層は、まず、積極的に経済的立法を促した(3.2.1)。そして、司法の現場において、不正な競争を排除し、商人及び、私有財産の保護を図った(3.4.3)。競争のルールを創設・実行させた彼らの努力は、宋代の経済の発展と無縁だとはいえない。
- ② 下級官僚の腐敗と徹底的に戦い、官僚組織の自己浄化を図るための士紳層による努力は(3.4.2)、組織内部における権力行使の濫用と逸脱を防ぎ、自律的な正義を確保しようとするものとして評価できる。
- ③ 社会的弱者を救済するため、公平原則を用いて、不平等な当事者間の契約関係に修正を加えた(3.4.5)。また、訴訟全般において、当事者たちが完全に納得できる状態

の実現に努めた。裁く側の教論的姿勢に対し、当事者側には、常に公論という角度から問いかけの余地が用意されていった。その州県長官の裁きが不公だと思ふものに対して、常に再審の道が開かれていた。それは官僚制度からみると、下級官僚の腐敗告発の意味合いも含んでおり³⁷²、組織外部からのコントロールを実現させていた。

- ④ 国家法と慣習とを分断的に考えておらず、郷約という手法を通じて、両者の連接作業を行った(3.4.4) ことによって、法の支配のミクロ的基盤を構築した。

以上のような士紳層によって果たした役割は、明らかにグッドガバナンスの求める「良い政府」の様相として評価できよう。

4.2 儒教の近代化と郷村建設運動

4.2.1 科挙の廃止と伝統社会の崩壊

近代中国の社会変動について、様々な観点から議論されている³⁷³。宋代において発展を遂げた科挙制度は、その後明、清両王朝によって継承され、伝統中国の核心的制度枠組みとして、政治経済社会生活のあらゆる側面に影響を与えていた。しかし、1905年に遂に千年を続いた科挙試験は廃止された。形式上単なる官僚の登用方式の変更と思われるこの変革は、近代との分水嶺となった。なぜならば、この近代における科挙制度の崩壊は、士紳層という従前の中国社会の棟梁である人的基盤も失うことになり、中国の伝統との断絶を意味するものであった³⁷⁴。

科挙試験の廃止の背景には、近代中国を取り巻く国際的關係の変化があった。1895年の日清戦争の敗戦が中国の科挙廃止の論争に決定的な影響を与えた。明治維新以降、西洋の教育制度を取り入れた日本に負けた原因は、科挙制度が既に優秀な人材を選出出来なくなっていたからではないかと考えたのである。

³⁷² 寺田浩明「民間法論を超えて」『ジュリスト』2003 No.1258 57-64頁参照。

³⁷³ 例えば、20世紀初頭における「農民の窮乏化」問題について、主として二つの意見があった。その一つの学派「搾取派」は、農民の窮乏は基本的に地主階級と帝国主義列強によってもたらされたものとする。もう一つの学派は人口過剰と技術の未発達に原因があると主張する。しかし、19世紀半ば以後、外敵の侵入をはじめ、太平天国の乱(1851-1864)、捻軍、回民反乱などに加えてそれらへの対応として朝廷自らの改革など多くの要因が複雑に影響しあったことから、原因の解明は容易ではない。ロイド・E・イーストマン/上田信＝深尾葉子訳『中国の社会』(平凡社、1994)110-111頁参照。

³⁷⁴ 現在中国者において一般的に認識されている。例えば、何懐宏『選挙社会及其終結：秦漢至晚清歴史的一種社会学阐释』(北京三聯書店、1998)参照。

そして、国内では太平天国や捻軍の反乱によって、清朝は財政的危機に陥った。財源を捻出するために、清朝は科挙学位や官位を売却するようになった。1836年の地方官職は9000余りあった。その中の4800の官職は正統な科挙出身者が占めており、2400の官職が、いわゆる買官出身者となっている³⁷⁵。この結果、社会構造の上層部分の性格は、大きく変化することとなった。学識よりも金銭こそが、士紳の地位を決める重要な要素となったのである。

このように、新たに士紳層へ参入したのは、大半が有力な商人であった。社会的、政治的指導層は、著しく変貌した。地方官僚は、反乱の撲滅を名目に、民間から徴収した大量な金銭財産を私財とし、そして、中央官僚は贅沢な都市生活を送るため、賄賂をもらい、地方官僚の昇進の根回しをする。清朝末期の朝廷ではこのように、旧士紳層が弱体化して、政治全体が商業化した様相を呈した。そこで、朝廷は、危機一髪の時期に天下国家を担う人材を求めようとして、科挙制度を不適応と判断し、ついに科挙改革を打ち出した。

科挙制度改革の最初の試みは1898年に始まった。それは詔書によって、まず八股文形式の四書文の部分を試験内容から削除することから始められた。同年、新たな詔書によって、八股文的形式、詩賦を重視する伝統から国内及び国際時務に関する政策論への、試験内容の変更を行ったのである。科挙試験科目の重点は、従来の経義から、時事、外国政治と技術へと移っていたが、実際は、教師の不足という問題から、学校は依然として中国古典を中心に授業を行っていた。

1904年の日露戦争後になって、多くの人々は日本の勝利が新式教育、つまり西洋教育によるものと考え、より多くの新式学堂の開設を求めた。また、袁世凱は、科挙の存在は学堂の発展を妨げるとして、科挙制度と新式学堂と相容れないと強く主張された。強者の侵略から始まった内憂外患の下、1905年8月4日、皇帝は詔書を頒布し、ついに科挙試験制度が終結するに至った。このように、科挙制度廃止の直接的な理由は、「新しい学術、新しい教育、新しい人材」を掲げる新式学堂へ移行するためであった。数字から見ても、1905年以降、学堂の総数は確かに急増を見せた（1904年に4222所；1905年に8277所；1906年19830所；1907年35913所；1908年43088所；1909年52348所）。しかし、実際の学校教育の質は、数と似合った評価は得られず³⁷⁶。教育の普及率から見ると、改善ではな

³⁷⁵ 張仲礼『中国紳士：関与其在19世紀中国社会中作用的研究』（上海社会科学出版社、1991）115頁、およびイーストマン、前掲書257頁参照。

³⁷⁶ 何懐宏、前掲書、416-417頁。

く、むしろ悪化する傾向が見られた。識字率に関する E.Rawski の研究によると、1880年の清代の識字率は男性 30%-45% ; 女性は 2%-10%程度であり、平均識字率は 20%前後であった。この数字は近代化以前のイギリスと日本の水準に劣らないという。しかし、科挙改革以後、1930年代に小学校卒業者が全人口に占める割合はわずか 17%にまで下がった。かつて改革者であった梁啓超は 1915年に、この点について「二十年間の近代教育によって、人民大衆はかえって字が読めなくなった」と批判した³⁷⁷。

制度的基盤を失った士紳層の構成は、大きく変質していた。前述したように、清朝末期の財政危機に対応するため、朝廷は科挙の学位、官位を売り物にした。従って、官僚になるための経路は、従来の科挙という正常の道以外に、買官によって得られるようになった。いわゆる「正異両途」である。そして、大量な商人が「異途」によって、税制上の優遇と、刑罰上の恩恵を受けられる資格としての学位と官位を購入した。例えば、19世紀後半の漢口市では、大きな卸売り商の半数以上が、資格を購入していたのである³⁷⁸。

このような異色の新入者によって、旧来の士紳層に大きな影響を与えたのは容易に想像出来る。士はかつて四民社会の首であり、社会的優位に立っていたが、買官により四民の末であった商人がその地位を奪いつつあった。

絶えず入ってくる異色の新入者によって、確かに士風に変化が見られるようになった。従来の士紳層の独占的政治指導力は弱体化し、その決定的転換点が 1905年の科挙廃止である³⁷⁹。それ以降、旧式の士紳は補充されることがなくなり、減少の途を辿り始めた。

イーストマンによると、19世紀になると、士紳層の多くは大きな大都市に居住するようになっていた³⁸⁰。士紳層はもはや、かつてのように帝国全体に指導力を及ぼすことはできなくなっていた。行政の階層を町や村を見てみると、郷紳はまれな存在になり、ある農村部では、郷紳でない人々、例えば、商人、高利貸し、教育を受けてない地主、軍事の指導者、土匪の頭目などが、支配的な役割が果たしているのである。彼らは、財力や武力などによって、地域社会の中で名声を得て権威を振るっていた³⁸¹。その主な原因として、前述した太平天国などの農民戦争による農村部の治安の悪化から、士紳層が都市に安全を求めて、村から逃げ出したということが挙げられる。また、イーストマンは、「かつて、農村

³⁷⁷ 同上、418頁。

³⁷⁸ イーストマン前掲書、258頁。

³⁷⁹ イーストマン前掲書、259頁。

³⁸⁰ イーストマン前掲書、188頁。

³⁸¹ イーストマン前掲書、124頁 ; 256頁参照。

から科挙を受けるために学んでいた人が、道徳と社会的価値という儒教イデオロギーに執着し、集団の利益のため、また学のある人としての名誉のため、また官僚と交渉したりわたりあったりする能力をつけるために、社会的リーダーの役割を果たそうとした。しかし、科挙試験の停止によって、こういった社会層はその社会的地位と輝きを失い始めた。それによって、社会的ヒエラルキーは明確でなくなり、儒教的価値観は最早最高の社会的規範ではなくなった」と指摘した³⁸²。また、この社会的流出の原因は、新式学堂教育の急成長にもある。学堂や大学での勉強は、新しい産業、技術に関することや軍事学に関するものであり、故郷ではすぐには活かさない学問であった³⁸³。

このように、科挙制度の廃止と近代都市の発展が士紳の「集団離村」現象を引き起こして、地方エリート層の崩壊を導くと共に、地回り、無頼漢、悪質地主などが保甲長になることを可能にした。ここに、二千年続いた伝統的の四民社会が崩壊した。杜賛奇は『中国農村慣行調査』などの資料を用いて、華北農村の様子について、宗族のリーダーたちが村を去った。従って商事契約の保証人も村から消えたとまとめた³⁸⁴。

従来、士紳層の重要な役割の1つであった保証人は、宗族のリーダーたちが土地を放棄して村を離れたことにより、著しく不足とした。村民は依然として慣習によって契約を結んでいたが、保証人不足、或いは不在のため、違約問題についての話し合いなどの場合、その解決がスムーズではなくなった。そのため、村民と村以外との契約も、信任が保証されず、不利な条件を突きつけられても仕方がない状態となった³⁸⁵。

要するに、近代中国社会における社会変動は、単なる農民戦争による王朝の交代という従来のパターンではなかった。新しく導入された西洋モデルは、産業の発展を促進したものの、社会発展の面からみると、それもまた多くの構造的問題を孕んでいた。それらの問題が複雑に影響しあって、原因の特定は容易ではないが、科挙廃止による従来の家族的社会構造、イデオロギーの再生産の不能は、その重要な一因であるということはいえよう。

4.2.2 郷村建設運動

1930年代、最後の儒家と言われている梁漱溟は、崩壊しつつある中国の社会を救おうと、

³⁸² イーストマン前掲書、123頁。

³⁸³ 何懐宏、前掲書、422-423頁；イーストマン前掲書、124頁。

³⁸⁴ 杜賛奇 (Prasenjit Duara) /王福明訳『文化・権力與国家：1900-1942年の華北農村』（江蘇人民出版社、1994）177頁参照。

³⁸⁵ 杜賛奇、前掲書、150頁。

郷村建設運動を起こした³⁸⁶。農村において、古代中国における「郷約」をもとにした新しい組織を育てようとしていたのである。

梁漱溟は、そのモデルとされた郷約について、明清両朝の政府が政治力を用いて提唱したようなものではなく、宋朝の頃、はじめて郷民自身の手によって編制のものであると強調した³⁸⁷。その郷約とは大綱であり、「社学」、「保甲」、「社倉」の三約という細目からなっている。さらに、「社学」とは教育機構、「保甲」とは自治自衛——政治機構、「社倉」とは経済機構を指すとした³⁸⁸。梁漱溟は、清の時代の皇帝が、地方官に郷約の実行を命じたにも拘らず、失敗に終わってしまったことに言及し、郷約の推進というのは、政治力を以って推進してはならない、と指摘した。その理由について、「まず志を立てねば、そして人生向上の意義を謳わねば、郷約はない」と、郷約の主眼が志にあると強調し、しかし、志は誰かに強制されて立てるものではなく、自発的主体的であってこそ意味がある」からだということ挙げた³⁸⁹。

また、郷約を成功させるには、ほかでもなく、「士」の役割が重要であると指摘した。宋代では、朱熹などの郷約の実現は、政府の力ではなく、彼らの人格をもって友人・同僚を指導し、郷村の民の心を感化して善に向かわせたことによるものである。梁漱溟は、「士人は生産に従事しないが、社会において絶対なる役割を果たした。すなわち理性を代表し、教化をとり行い、秩序を維持するのが彼らの役割であり、それを欠けば農工商いずれの民も、居に安んじ生業にはげむことができなかつた」と評価した³⁹⁰。そして、まだ近代中国を救うのは、士人たる知識人の使命であると呼びかけた³⁹¹。

しかし、梁漱溟は、郷約を成功させるには、「士」に頼らなくてはならないと認識したにも拘らず、その郷村建設運動が失敗に終わってしまった。その原因に関する説は多様であるが、科挙制度の崩壊によって、士紳層の再生産が不可能となったこと、これが、おそらくもっとも根本的な理由と言えよう³⁹²。儒教の近代化を図るためには、士紳層を再生産す

³⁸⁶ 梁漱溟/池田篤紀・長谷川茂訳『郷村建設理論』（アジア問題研究会、平成3年）216頁。中国の社会の根本的特徴を、郷村という有形の事実および理性という無形の道理の2点として、中国の未来を農村の建設に求めた。

³⁸⁷ 梁漱溟『郷村建設理論』216頁。

³⁸⁸ 梁漱溟『郷村建設理論』224-225頁。

³⁸⁹ 梁漱溟『郷村建設理論』229頁。

³⁹⁰ 梁漱溟『郷村建設理論』71頁。

³⁹¹ 梁漱溟『郷村建設理論』355—364頁参照。

³⁹² 楊菲榕『梁漱溟合作理論與合作運動』（重慶出版社、2001）第四章参照。

る科挙制度の再建も不可欠であることは、この近代からの教訓として再認識すべきであろう³⁹³。

4.3 現代における科挙制度

エスカラは、「人は、その身持ちを完全に認識すること、自ら絶えず完全に認識し、教養すること（修身）が、儒教哲学の基礎的テーマである。斯くの如きはまた善政の本質的条件でもある」と指摘した³⁹⁴。前述したように、公務員の倫理観の育成に対処する現行政策には、その実効性の障害となる限界が存在する（1.4.4）。また、新たな腐敗防止の枠組みに向けての倫理的課題が確認された（1.4.5）。特に人を育成することより、人を管理・監視する手法に偏っている現行対策の欠点を克服し、「倫理的人間による、倫理的人間のための、倫理的社会の構築へ」の道を目指す倫理的課題を実現するために、「修身」を根本的課題とされてきた科挙制度が参考になるポイントを示すことが可能かつ有益であろう。

しかし、前述したように、宋代に成立した科挙制度と現代の諸制度との間に次元が異なるほど隔たりが存在し、新たな制度改革をする際、果してそれらを比較し、取捨選択する作業は可能であろうか。伝統的科挙試験制度は、かつて近代的文官制度のモデルとして、その発展に大きな影響を与えた。包括的な制度的枠組みとしての科挙制度と現代制度との接点を検討するに当たって、科挙制度の全面的な影響を受けてきた中国において、現在伝統制度と現代制度との関連を見るのは最も手早い方法であろう。1つの手掛かりとして、科挙制度の下で活躍していた清明集裁判官の持つ信念と、現代の司法の現場における裁判の指導精神の関連を探ることを有益であろう。以下近代及び現在行われている中国の法制度改革における伝統司法制度に関する議論、そして3.5.5で取り上げた公平原則の現在を具体的に見ることにしたい³⁹⁵。

³⁹³ 余英時は、伝統中国の士と近代中国の知識人との間に、何らかの繋がりがあるものの、前者が社会の中心に位置するに対し、後者が遊離的な存在（free-floating）であると、その違いを指摘した。そして、士大夫文化が1920年代末期において消滅し、1940年代には伝統的士大夫観念自体も、遂に「死亡」したと言う。余英時 「中国知識分子的辺縁化」 『二十一世紀』総第15期（香港中文大学、2003）参照。

³⁹⁴ エスカラ前掲書15頁。

³⁹⁵ 3.5で取り上げた実例は、宋代法律家の法的教養、官僚腐敗への取り組み、私有財産の保護といった近代にも通じる法律家の役割を示すものである。しかし、無訟への努力は中国の伝統制度の典型として、人民調解（調停）制度の形で継受され、現在も政府によって奨励され、機能している。例えば、当事者を説得し、訴訟を取りやめさせる案件の数は、人民法院の職務評価の指標として、統計されている。そして、同じく伝統的法的精神であ

4.3.1 司法改革における伝統と現代

現代法における自国の伝統法への継承の割合を比較すると、現代中国法は、英仏独に比べてきわめて低いと指摘される³⁹⁶。改革開放政策以来、市場経済導入のための法整備を始め、訴訟手続、法曹資格など制度面の改革が急激に進められている。その中、伝統的裁判の精神及び制度について、近代革命より現在に至るまで、絶えず議論され、依然大きな注目が集まっている³⁹⁷。しかし、緊急課題とされている市場経済のための法整備は、実質上現代法制度との異質性を強調し、古代中国の法学及び制度に否定的態度を取る傾向になっている。

進行中の司法改革の過程においても、現行制度西洋化されてきたフォーマルな制度における伝統的制度の痕跡は満足できるものではなかった。にもかかわらず、形式的制度とかけ離れて、伝統的精神がいまだ人々の心の中で受け継がれているとしばしば指摘されている。その根拠の1つとして、西洋的議会の役割を果たすべき全国人民代表大会は、立法作業、行政権への監督機能はもちろん、議論の場としての機能全く発揮されていないことを挙げられる。その理由とは、人々が依然として伝統的儒教的賢者による権威主義的政策決定を好み、喧嘩のように弁論する政府像を期待してないからであると論じた³⁹⁸。

司法改革において、伝統的制度への再検討がひとつの課題として提起されている³⁹⁹。基本的制度である科挙制度への見直しも、議論の中心にある。しかし、現時点では、具体的にいかに法官の教養を高め、人民法院の権威を樹立させるかを議論する際、科挙の時代における裁判官の権威が言及されているにとどまっている⁴⁰⁰。『名公書判清明集』については、判決文の言語構造などに触れ、現代の人民法院の判決文に誤字など頻出す

る公平原則はむしろ近代法に先進性を示すものであると考える。

³⁹⁶ 例えば、何勤華は、中国古代法学の指導思想及び世界観、法学体系そして古代法学の基本制度、概念が君主独裁の遺物として、殆ど否定されてきたと指摘した。現代中国法の淵源は主に、大陸法及び日本を介して継受した大陸法、ソビエトの社会主義法そして伝統法の三つの部分にある。しかし、伝統を受け継いで発展した現代法の割合は、英仏独の場合70%だとすれば、中国は20%にも達していないだろうと論じた。「中国古代法学的死亡与再生：関与中国法学近代化的一点思考」『法学研究』1998年第2期134-143頁。

³⁹⁷ 近代革命において、孫文をはじめとする国民政府の指導者は、西洋的制度の単純な模倣を強く反対していた。

³⁹⁸ 賀衛方「中国司法伝統の再解釈」『南京大学法律評論』2002年秋季号。

³⁹⁹ 例えば、蘇力『法治及其本土資源』（中国政法大学出版社、1996）。

⁴⁰⁰ 季衛東「法律職業的定位：日本改造権力結構的实践」『中国社会科学』1994年第2期。63-86頁及び賀衛方前掲参照。

るなど科挙試験によって、裁判官を選抜するメリットを強調した。しかし、そのほとんどは、公平な試験制度にとどまり、科挙制度を全面的に検討するには至っていない。

4.3.2 公平原則の変遷

1930年代国民政府の法律顧問を務めたエスカラのシナ法の問題についての論述が、多くの洞察を示した。公平原則について、エスカラがかつて「孔子的標準」として言及したように、きわめて儒教的特徴を持つ原則である⁴⁰¹。

前述した清明集に極めて近い公平原則の適用例は、近代中国の裁判にも見られる。エスカラの記述によると、「上海の法廷が賃借人の追放の請求を受けたとする。それが、被告側の過失や悪意なくして、事情上不幸になった、貧乏な人々に関するときは、法律の規則が、保留なしに明渡しを要求しているときでも、彼等に、猶予が与えられ、更新される。非常に富める人が、期日に弁済し得ぬ不幸な人に金を貸したとする。裁判所は、ここでも尚、正義にしたがって判断するだろう。二つの場合に於いて、彼は孔子の原理に従って社会的正義を実現せんと求める。疑いもなく、支払われない所有者が損害をうける。しかし、路頭に迷わんとする借主はそれよりずっと大いなる損害を受けるだろう。所有者が、将来に対する家賃の減額、滞納金支払いの猶予を承諾するならば、衡平が満足されるであろう。貸主が弁済されないでこのため損害を受ける。しかし、借主は、不幸において、彼より以上に不平を言うべきものである。一方は、損失を堪えることができるが、他方がそれができない。この二者の間に、仁義はより少ない損害を受ける者を犠牲にすることを命ずる」⁴⁰²。

このように、当事者間の経済的不平等を積極的に是正する公平原則は、社会主義の中国法に受け継がれた。中華人民共和国民法通則民法通則(1986年)は、民法の一般原則として、第1章第4条に自由意志・等価有償・誠実信用の原則と共に公平の原則を定めた⁴⁰³。民事活動において、公平の原則に従わなければならないと規定し、その目的とは、社会の弱者を保護し、社会主義の公共道徳を表すとされている。1999年の契約法は、さらにこの原則を具体化して、「当事者は、公平の原則を遵守し、各当事者の権利及び義務の内容を確定しなければならない」(5条)と規定した。具体的規定として、契約を締結した際に明らかに公

401 1911年に、近代革命を成し遂げ、新たな政権を成立させた中華民国国民政府は、不平等条約の撤廃を至上課題に、欧米の法律原理を模倣して、立法・司法及び法学教育制度の改正を行った。

402 エスカラ前掲書 91-92頁。

403 民事活動は自由意志・公平・等価有償・誠実信用の原則に従うべきであると規定されている。

平を欠く契約は、当事者の一方が人民法院または仲裁機関に対して、変更または取り消しを請求する権利を有する(契約法 54 条)。これによって、民事法律行為の内容の確定はにおいて、公平の原則に従うべきことを一層強調されるようになった。実際、各分野の法律の整備がまだ不十分の状況下、公平原則は裁判の根拠として、医療事故の被害者救済、出稼ぎ労働者の賃金未払いなど当事者間の不平等な地位を配慮する際広く引用されている。

しかし、現在進行中の民法典制定する作業において、中国の立法機関である全国人民代表大会の法制工作委員会による草案(いわゆる「官制」民法草案)が、新たに第 5 条を設けて、「当事者は、権利と義務の確定をする際、公平の原則に従わなければならない」と独立の一条を設けて規定した⁴⁰⁴。それに対して、官制民法草案に先立って公表されたの民法学者による(いわゆる「民制」)民法典草案には、一般原則として、信義誠実の原則・権利濫用の禁止を定めているが、公平の原則を定めていない⁴⁰⁵。信義誠実の原則が求めているのは、社会共同生活上一般に期待されている信頼を裏切ることのないように誠意をもって行動することである。私権の公共性を考慮し、その行使・義務の履行も、共同社会の維持・発展のための手段としてなされなければならないことは当然なことである。しかし、伝統中国法に源を持つ公平という価値は、信義誠実の原則・権利濫用禁止の原則によって、ある程度カバーすることができるが、とって代えることはできない。

このような傾向は、中国における自由の価値をもっと尊重せよという思想の現れである。民法典草案の規定をそのまま実現すれば、中国法は、社会主義よりも、市場経済への重点の傾斜を選ぶということを意味している。それは同時に「孔子的精神」を一層否定することでもある。

エスカラは 1930 年代国民政府の法改革について、以下のように述べた。「七五—八十パーセントの農民よりなる国民、—その農耕文明が、自然秩序と社会秩序との相互作用の信仰に釣床の役目をした—に於いては、人々は、人の行動を法の許可や禁止に従ってではなく、為された行為の内在的な道徳的価値に従って判断しつづける。実定法は、それが自然法に合すると判断される慣習自体を表示する範囲に於てのみ承認される」。そして、「本当を言えば、吾人は将来のシナが其の可能性があるとしても、全然、これらの理念を投げ

404 2002 年 12 月 23 日、第九期全国人民代表大会常務委員会第 31 回会議に提出され、審議された。

405 中国の立法機関である全国人民代表大会の法制工作委員会によるいわゆる「官制」民法草案に対し、「民制」民法は民法学者梁慧星を中心とするこのグループによって起草された。

捨てるであろう理由をみない。些細な問題に過ぎない治外法権の運命に、法のシナの概念の如く広大なる問題の解決を結びつけることは、大人気ないことであり危険なことであるだろう」⁴⁰⁶。

以上見てきたように、制度面における伝統への再評価も、伝統的精神への継承も、市場経済の発展のための法整備によって、二次的ないし廃止すべきものとされつつある。現在中国における科挙制度の再生への呼び掛けは、一種の郷愁のような感情的ものに過ぎない。しかし、郷愁はいよいよ深刻な悩みに変わりつつある。75・80%の農村人口という社会的状況は1930年代にエスカラが見たときの中国と同じである。経済発展による都市と農村の格差はかつてないほど広がっている。社会主義的福祉政策の廃止、官僚腐敗の深刻化など農民は切り捨てられた社会的弱者となり、急激な改革政策への反発が懸念される。

エスカラの言葉をもう一度思い出す。人は、その身持ちを完全に認識すること、自ら絶えず完全に認識し、教養すること（修身）が、儒教哲学の基礎的テーマである。それはまた善政の本質的条件でもあると。つまり、その修身を最大な目的とする科挙制度は、良い統治、善良の政府の本質的条件であると言えよう。

4.3.3 現代制度への示唆

科挙制度の再生には、社会的変動など伝統へ再び目を向かせるきっかけが必要であろう。現時点では、本論文の目的である腐敗防止の枠組みの構築に対し、以下のような断片的提言にとどまらなければならない。

1. 科挙制度による士紳層の倫理観の育成及び維持は、科挙試験制度、職官制度、宗族制度からなる制度システムの総合的結果だと言える。従って、制度改革はその指南となる理論的枠組み、つまり、問題の原点に立ち戻り、諸制度全体の改革を含め、体系的検討を前提にしなければならない。
2. 採用時における人物面の評価は、すでに重視されつつある。論文形式の採用など、科挙試験制度における歴史的経験は、再評価に値する。官僚の腐敗に対処するための処罰、監察など、規制的なアプローチのほか、政策決定への参加、昇進制度などの士気を高めるような手段も有効である。このような観点から、行政主体による自己規律の可能性を再考慮すべきである。

⁴⁰⁶ エスカラ前掲書 90 頁。

3. 日本も中国も、現代家族制度はすでに宋代と大きくかけ離れている。近年中国華南地方における宗族制度の復活は興味深い現象である。倫理的養成は、学校教育制度はもちろん、地域共同体における実践的教育にも重要な役割が期待できる。
4. 現代では、思想統制として懸念されるが、外部的環境としてのイデオロギーの支配による社会的共通な倫理的基盤の存在が、包括的な制度改革を進めていく際の成否の鍵となる。

すでに科挙制度を現代の参考とすることの限界に触れたが、以上述べた点は、歴史的経験として、同様に歴史的問題でもある倫理問題の改善に一役買うような一つの選択肢として提供できると思う。Stahlの言うように、「万能薬は存在しない。自らの処方箋は私達を至福千年へ導くことができると信じる者にとって、倫理問題はあまりにも複雑であり、人間の弱点はあまりにも普遍である。しかし、我々は努力しなければならない」ということであろうか⁴⁰⁷。

4.4 「善良な政府」と科挙制度

科挙制度から得た以上の示唆は、現代の制度にどのように活かされるかという難問が残る。すでに触れたように(1.5.2)、法と開発研究における善良な政府の議論には、善良な政府の行政・司法を支え、発展に寄与できるような、高い倫理観を持つ人的基盤の構築が課題とされている。「善良な政府」の理念として、政治的自由(民主主義)と経済的自由(市場主義)とが重要な要素とされている。しかし、両者は対立する契機を孕んでいる⁴⁰⁸。近年、特に東アジアの急速な経済成長から、儒教社会における「権威主義」的政治制度の可能性が注目されるようになってきた。一見未来の政治制度は二つの可能性からの二者択一の問題になるように見える。しかし、ダニエル・ベルは、それを「賢明で廉潔である政治的エリートが支配する儒教的主張と国民参加、責任政治、透明性という民主的価値を融合させる可能性」として、西洋の政治的価値と儒教の政治的価値との両立の可能性を提示した⁴⁰⁹。科挙システムにおける官僚制は、儒教的権威主義の政治制度として、民主主義の理

⁴⁰⁷ See O. Glenn Stahl, "Ethical Foundations" From Ali Farazmand(Edit) *Handbook of Bureaucracy* Marcel Dekker, 1994 pp302.

⁴⁰⁸ 松尾弘 1999 前掲注 49. 129-132 頁参照。

⁴⁰⁹ ダニエル・ベル Daniel A. Bell 1996 *A Confucian Democracy for the Twenty-First Century from* (第一回アジア法哲学シンポジウム 変わりゆく世界における法・アジアの選ぶ多様な道：法と正当性の諸基盤)において儒教的民主主義を構想している。

念に合致するだろうか、更なる検討が必要となる。

本論文は、科挙制度の下で、儒教的倫理観を持つ裁判官の実像を検証してきた。宋代の士紳層は、専門的法学教育ではなく、科挙制度を通して朱子学の経義を専攻した一方で、『清明集』の裁判官として、以下のように特徴付けられた。すなわち①彼らは、実定法を良く理解しており、高い法的教養をもっている(3.5.1)。②下級官僚の腐敗に対して、積極的に取り組み、官僚の自律的機能を果たした。③商人及び私有財産に対し、積極的な保護を行った(3.5.3)。④訴訟を秩序の乱れた排除すべき状態とみなし、それを無くすために、民間的慣習による紛争解決を試みた(3.5.4)。「法」・「情」・「理」三者の均衡を図る能動的な法解釈能力を備える(3.6.1)ことによって、紛争の当事者を説得し、倫理的関係および社会的秩序を維持した。士紳層は、善良な政府を担う(行政・司法)「良い官僚制」としての役割を果たしていたと言えよう。この意味では、本論文は、法と開発研究への実証的研究の一つとしても位置づけできる⁴¹⁰。

そして、科挙制度は、士紳層を育成・選抜する科挙試験制度、彼らを国政の重要なポストに任命する職官制度、および士紳層の社会・経済的基盤である宗族制度を通じて、包括的な制度枠組みとして、社会発展に多大な影響を与えていた。宋代中国の経済・文化の先進性は、近代における科挙制度の廃止による社会的混乱を合わせて考えると、社会発展における科挙制度の役割を再評価する理由として、十分ではなかろうか。特に社会的倫理観を高揚し、官僚の腐敗を防ぐ科挙制度の有効性は、グッドガバナンスによる腐敗防止策の実例として新たな解決の地平を開く参考となりうるであろう。科挙制度の再生は、「倫理的人間による、倫理的人間のための、倫理的社会の構築へ」の道として、社会科学諸分野においてさらなる研究、再評価を期待する。

410 このことについて、「主体的発展論の試み」として、今後の課題としたい。ここでは簡単に触れておくに留める。社会発展において、個人と社会の統合は大きな課題である。吉田民人は、一定の社会システムにおける全体主体と部分主体の統合、つまり、類・個の統合問題として、従来混同された組織的統合と倫理的統合の峻別を主張する。「倫理的統合は、しばしば<個が個であるままに類をいきる>、<類が類であるままに個をいきる>といった形で表現されてきたものであるが、前者は個人主体が自ら集团的主体性をも確立し、逆に後者は集団主体が自らのうちに個人的主体性をも具備するという状況を意味する」。一方、「どの種の資源に関する、どの種の決定領域・決定局面・決定水準に関わる自律的決定権を、どの種の全体主体並びに部分主体に帰属させるか、という類・個の組織的統合とは峻別すべきであろう」と指摘した。科挙制度における士紳層はこのイメージに合致する倫理的統合主体であるとして、今後検証したい。吉田民人、1991、『主体性と所有構造の理論』(東大出版会、1991)175-176頁参照。

附錄

①方岳『秋崖先生集』卷二十一 簡筭 十一 「與族人」悅覽軒藏書 現靜嘉堂文庫所藏

某輒有所懷不敢泯嘿 某於宗派 其行最卑 尋常難有區區之愚 何繇吐露 今茲族人互訟 見非於邑 大夫令某諭之 用略陳其梗 夫一族之內 有貴有賤 有富有貧 有賢有不肖 固自不齊 而長長幼幼正不以貴賤貧富賢不肖論也 其人雖貴雖富雖賢 然而有卑幼焉 其人雖賤雖貧雖不肖 然而有尊長焉 貴者恤賤者 富者憫貧者 賢者諫不肖者 以此為尊長 則卑幼敬之 以此為卑幼 則尊長愛之 是為衣冠之族 是為詩書之家 是為禮儀之鄉 豈不甚美 而乃有相虞詐者 相扇誘者 相吞噬者 相數謗者 今日一詞曰幼悖其長也 明日一詞曰長欺其孤也 是為蠻夷之俗 是為盜賊之行 是為饕餮之宗 豈不堪惡 某以為族人相與 實利害 則當求直而不失其和 閑是非 則當委曲而毋逞其忿 宗盟不可內叛 家醜不可外揚 若人欲熾然 天理漸盡 則賭博惡少也 而我為之矣 爭訴嘩徒也 而我為之矣 鬪毆兇人也 而我為之矣 污穢猷行也 而我為之矣 為人類而至於此 則何所不至也 苟利吾居或圍其祖之墟 苟葺吾屋或藉其墓之木 一念之舛而人論 庶物之分何啻天淵 哀哉 某承命於大夫 敢為族人誦言之 如不以卑鄙而垂聽焉 宗族幸甚

②方岳 『秋崖先生集』卷二十四 簡筭 十四 「回李宰」

某伏準公移讀之 無任慙悚 蓋溫國文正公之居洛里 中人有為不善者 輒相戒曰 司馬端明無乃知之 而某也 素行不修 無以率化 遂使一族之內 叔姪相毆兄弟為讐 毫毛之間而至於絕天理滅人倫以爭之 亦可羞已 而某其罪也 然某之在敝族 其行最卑 垂髻之童悉是長上 雖目繫其為不善 徒為之蹙額太息而已 前日岱之子自明者 至其說云云 某曰 某於六三叔姪也 其將如斯何哉 然夜闌矣 雖聞惡聲 又何必開關延敵 二叔公不為無過也 而又可訟乎 頃之武興者 至其說云云 某曰 某於二叔公姪孫也 其將如斯何哉 然尊叔嘗貸與其孤姪錢乎 曰然 某曰 其之姪既孤 尊叔何為貸之 曰皆非妄用是假之 以償束脩等類 其手畢具在也 某曰 是固非妄費也 其家獨無親房尊長乎 尊叔盍教之 曰此當從而 叔擊晝不當與外人交關 豈不大誼 且四四叔公在也 尊叔安得私錢貸之 彼不白其尊而借此 不白其尊而與於法 皆為謾昧 禮曰 父母在 不有私財 使某為有司 則坐 以不孝而乾沒之矣 初不問借貸之是非也 武興曰 此則武興之過 某曰 尊叔知過 幸甚 而又可訟乎 今準移文乃知皆不以某之言為然 竟以玷明有司之聽也 二人者皆尊行

某又安敢真是非 然皆嘗讀書 號為學者 而所為若是 春秋之法 責賢者備 當自愧縮
羞赧不待區處 不敢復至明有司之庭矣 欲乞以某回申 判委本宗族長戒諭 今後有貲產交
關者 以干照白尊長評直之 尊長不能與之評直 則白之有司止許直訴見事 如涉非毀數謗
則併與見事 並不受理 或至相詈相毆 不分尊卑 則更不問事之是非 惟卑幼者坐之 庶
幾稍華乖爭之風 漸知長幼之序 取自台旨